

# なぜ重要? –職場での感染対策/感染者対応

- ■新型コロナウイルスの感染拡大の波は、冬にかけて再び起こると予想される。
- ■感染拡大期における保健所の対応キャパシティには限界がある。
- ■職場で感染者が出た際に、濃厚接触者の特定やその対応を会社が判断しながら 進める必要がある。
- 今後、感染者はゼロにはならないが、職場でのクラスターを防ぐことはできる。

## そのとき会社にできることは?

職場での具体的な感染対策や、

感染した社員への対応の方法を知り、実践すること。

それは

# 会社と社員を守ることにつながります



# 感染対策の基本をおさえる ①



職場での感染拡大のハイリスク場面である
 話をするところ/食べるところ/集まるところ
 をチェックして、十分な対策を講じる。
 症状のある社員が安心して休めるように工夫する。
 (業務体制やタスクの共有、有休取得の制度など)
 ワクチン接種を推奨し、接種日や副反応のある日の

休みやすさなど、接種しやすい職場環境をつくる。

参考:中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~」 P.2-6

## 感染対策の基本をおさえる ②

 不織布マスクを利用する。
 換気をよくする。(1時間に1回窓を開けるなど)
 感染経路は、飛沫感染/マイクロ飛沫感染/接触感染。 飛沫感染とマイクロ飛沫感染は特に注意が必要。
 手洗いが重要。アルコール消毒液も活用する。
 会社の感染対策マニュアルを見直す。
 (絶対やるべきこと、感染拡大期にやるべきこと、 できたらやるべきことなど、優先度で区別する)





# 感染した社員への対応のポイント

## [1] 『症状がある』と報告してきた社員への対応

- 周囲に感染させる恐れがあるので、管理職は「症状があるうちは仕事を休んでください」と伝える。
- 2. ワクチン接種の有無に関わらず、症状が出た社員には同じ対応をする。
- 3. アポイントや納期など、業務上の必要な調整を確認し、サポートする。
- 医療機関の受診は社員個人の判断であるため、会社は「できるだけ医療機関を 受診してください」と受診を促すが、指示はしない。
   \*業務命令となると、医療費を会社が負担する可能性も出てくる。
- 5. 検査をせずに症状が消えた場合も、体内ウイルス量が多いと考えられるので 「症状が消えた日+2~3日は休み」とするのが妥当。

## [2] 『検査を受けた』と報告してきた社員への対応

- 1. 会社が迅速に対応するためにも、検査を受けた段階で会社に報告してもらう。
- 2. 報告されたら、感染の広がりを把握するため、発症後の勤務状況を確認する。
- 3. 感染者に症状が出た日の2日前からの出勤や仕事上で接触した人(飲食、会議、 会話、移動を共にした人など)を確認することが重要。



参考:中火労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~」 P.12-13

## [3] 『陽性だった』と報告してきた社員への対応

- 1. 感染した社員が感染を報告しやすい雰囲気をつくる。
- 報告を受けた際は、社員が安心できるように、「報告してくれてありがとう。
   しっかり休んでくださいね。職場に戻れるよう支援しますよ」と声を掛ける。
- 症状が出た2日前からの勤務状況や行動について聞き取りを行う。
   (発症日、最終出勤日、仕事上で飲食・会話・会議をした相手など)
- 最初に報告してきた感染者が職場での最初の感染者とは限らないため、感染の 広がりを把握する。
- 5. 陽性が確認された社員の濃厚接触者と推定されるほかの社員に状況を伝え、症状があればすぐに医療機関を受診するよう呼びかける。

## 対応メモ:保健所との連携

- 1. 職場で感染者が発生したら、所轄の保健所から電話で会社に聞き取りが入る。
- 保健所に提示できるように、感染した社員の濃厚接触者と推定される社員を一 覧にした「要管理者リスト」をつくっておく。

要管理者の対象:発症2日前から接触が多かった人(飲食、会議、会話、車に同乗など)

- 3. 保健所と連携する担当者を決めておく。
- 感染の可能性がある社員には、保健所からの電話(未登録の電話番号からの着 信)に出るように伝える。着信履歴や留守電があれば、折り返し電話をするように伝える。

参考:中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~」 P.16

## 対応メモ:要管理者リストの作成

- 1. 感染した社員の濃厚接触者と推定される社員を一覧にした「要管理者リスト」 をつくる担当者(新型コロナ対応管理者や上司など)を決めておく。
- 2. 要管理者に該当する社員への聞き取りは、プライバシー保護に留意し、私生活 の部分にまで踏み込む必要はない。
- 3. ワクチン接種済みの社員にも、未接種者と同様に対応する。
- 感染した社員に、感染拡大防止を目的として、要管理者に氏名を伝える必要があることを了承してもらう。
- 5. 要管理者が自宅待機となる際は、体調や気持ちを支え、職場で不当な扱いが起 こらないように注意する。

# [4] 療養中の社員への対応

- 1. 療養中の社員に会社としての関わり方の方針を決めておく。
- 2. 療養中の社員との頻繁な連絡は不要だが、助けが必要な際にいつでも会社に相談できる体制をつくっておくことは重要。
- 3. 一人暮らしの社員など、周囲に支援者がいない人の重症化に注意する。
- ー人暮らしの社員が感染した場合に、家族への連絡について、いつ、誰が(本人、あるいは会社)対応するか確認する。
- 5. 社員一人ひとりに、療養を想定した日用品の備蓄を促す。
- 社員の治療に関する相談を医療職以外の人が聞き、必要な対応が遅れる場合も あるので、適切な窓口に相談できるように注意する。

参考:中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~」 P.22-23

## [5] 職場復帰する社員への対応

- 1. 感染した社員は、発症から10日後に症状がなければ、出勤できる。
- 2. 職場復帰の際に、陰性証明書や治癒証明書の提出は不要。
- 3. 10人に1人は後遺症があるため、社員個別の予後に合わせて職場復帰させる。
- テレワークが可能な場合は、数日間テレワークで勤務させ、体調の様子を見ながらオフィスに出勤してもらうと良い。
   後遺症例
- 5. 後遺症などで体調が戻らない場合は、休職や 傷病手当金の手続きなどの支援が必要になる。



6. 職場復帰する社員に対しては、差別や偏見が起こらないよう、温かく迎える。

# その他の職場対応のポイント

# [1] 感染者が出た職場の消毒

- 1. 感染した社員が出たら、その社員のデスクや周辺を消毒する。
- 8性が判明する前の最終出社日から48時間が経過している場合は、消毒の必要性はそれほど高くない。
- 消毒することで、社員が安心感を得られる メリットもある。
- 清掃業者に依頼せず、社員だけで消毒を行う場合は、作業の前後で着替える。
   (エプロン、ガウン、手袋、ジャージなど)



# [2] 感染者が出た場合の情報発信

- 1. 感染した社員が出たら、社外に情報を公開するか検討する。
- 2. 情報公開が、二次感染、三次感染の防止につながるかどうかが判断のポイント。
- 3. 会社が、複数企業の入居するビルに入っている場合は、ビル管理事務所に感染 者が出た際の対応について確認しておく。(消毒費用の負担の可能性など)
- 4. 社内に情報発信する場合は、感染者個人が特定されないように注意する。
- 5. 会社の信用問題やイメージダウンにつながらないよう、**顧客への伝え方に十分** 注意する。



# ケース A:出張先

ある会社で社員Aの陽性が確認され、 同時期に社員Bは陽性の家族の濃厚 接触者として自宅待機していた。 その後の調査で、社員Aと社員Bが出 張先で一緒に食事をしていたことが 判明。社員Bは無症状感染者だった ため、その家族と社員Aへと感染が 広がったことが推測された。

# ケース B:休憩スペース

ある大型小売店では、狭い社員用休 憩スペースが地下にあり、昼食や着 替えなどの際に利用されていた。 最初は「黙食」や「会話なし」が徹 底されていたが、徐々に社員同士の 会話が増えたことで、休憩スペース を介して感染が広がってしまった。

参考:中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~」 P.25

## ケース C:感染拡大を回避

ある会社で、隣同士のデスクで仕事 をしていた社員Aと社員Bが、同時期 に陽性と確認された。感染経路は不 明だった。その直後にテレワークを 推進し、打ち合わせもリモートで行 うようにしたところ、新たな感染者 は出ず、感染の広がりは食い止めら れた。

## ケース D: 社用車

ある会社の社用車の運転手A(アル バイト)は、**咳などの症状があった**。 同僚に休むよう勧められたが、収入 減を恐れ、**勤務を続けた**。車など密 閉空間での会話は感染リスクが高い にも関わらず、社員を客先に送迎し た。その後、運転手Aは陽性と判明 し、同乗した社員も感染した。

# 職場クラスターを防ぐために

# ゴールは、クラスターを発生させないこと

- 1. 職場での感染防止の目標は「感染者ゼロ」ではなく、感染拡大を引き起こして クラスターを発生させないこと。
- 2. クラスターとなれば、療養者や自宅待機者が増え、事業が継続できなくなる。
- 3. 職場で感染者が発生したときにどう対応するかが重要。
- 4. 普段から、感染発生時の事業継続計画(BCP)を考え、備えること。
- 5. 体調不良のときに安心して休める社内環境・体制を整えること。
- 6. ワクチン接種を推奨し、接種しやすい社内環境・体制を整えること。
- 7. 冬は、インフルエンザと新型コロナの同時流行の可能性があるため、インフル エンザの予防も喚起すること。

### 職場での具体的な感染対策や、

### 感染した社員への対応の方法を知り、実践すること。

### それは

# 会社と社員を守ることにつながります

《参考書籍紹介》

**最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応~感染者が出ても慌てないために~** 和田 耕治 著 B5判 / 32頁 / 4色刷 定価550円(本体500円+税10%) 発行年月日 20211025 <u>https://www.jisha.or.jp/order/tosho/index.php?mode=detail&goods\_cd=21622</u>





新型 会社と社員を守る コロナウイルス対応

sia ///

/// ww

## ~ 職場での感染対策/感染者対応のチェックポイント ~

- 職場での感染拡大のハイリスク場面は、 「話をする」「食べる」「集まる」ところ。
- 症状がある時に安心して休めるようにして、
   職場に来させないようにする。
- 急な体調不良でも休めるように、普段から業務に 支障が出ないように職場内で工夫する。
- ワクチン接種を奨励し、必要な休みが取れるよう にする。
- 換気をよくする。会話や食事をする時は、窓や換気の確認をしてから行う。
- ワクチン接種済みの社員に対しても、症状があれ ば未接種者と同様に対応する。

- 感染を報告した社員には「報告してくれてありが とう。しっかり休んでくださいね。職場に戻れる ように支援しますよ」と声を掛ける。
- 社員が感染したら、発症日から2日前までの出勤 状況や接触した人を確認する。
- 職場で感染者が出たら、濃厚接触者と推定される 人の一覧「要管理者リスト」をつくる。
- 社内外への情報公開は、さらなる感染拡大の防止 につながるかどうかを判断して行う。
- 療養中の社員には、声かけや必要な物資の手配な ど、温かく支援する。
- 職場復帰は、発症後10日目以降に可能。陰性証明 書や治癒証明書の提出は不要。症状がないことを 確認する。

# 分担研究報告書

4. 職域でのクラスター事例解析と感染症対策の効果分析

## 研究分担者 和田 耕治

国際医療福祉大学医学研究科公衆衛生学専攻 教授

### 研究分担者 立道 昌幸

東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授

#### 労災疾病臨床研究事業費補助金 分担研究報告書

#### 4. 職域でのクラスター事例解析と感染症対策の効果分析

研究分担者 和田耕治 国際福祉医療大学 医学研究科公衆衛生学専攻 教授 研究分担者 立道昌幸 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授

#### 研究要旨

本研究班の初年度の重要課題として、職域でのクラスター事例収集とその対策に ついて実態調査を行った。職域でどのような職場にてクラスターが発生していたか の分析は、厚生労働省のアドバイザリーボードメンバーの和田耕治教授が解析を担 当して、2021年の第5波(デルタ株)流行時の職種・職場分類を行った。さらに職 域における具体的なクラスター発生の事例を 101 名の産業医、産業保健職から収集 した。全国集計値として職域(医療関係は除く)では、工場を含む事業所が最多で 36.2%、続いて行政関係、対面オフィス、小売り、警察、自衛隊などエッセンシャル ワーカーに該当する業種が上位であった。産業医からの報告された感染場所として は、オフィース(居室)が最多で、会議室と続いた。また、クラスター発生は地域 により特徴があった。専門的産業医が従事している事業所においても、感染拡大原 因として①食堂・休憩所等での飛沫防止の行動規制(黙食等)が不十分、②出社人 数の制限ができないこと、職場での密の回避が不十分、③職場内での飛沫防止の感 染予防行動が不十分(マスクの非着用・あるいは正しくない着用)など人の行動規 制に関する徹底が難しい対策であったことが示された。これらの結果から、感染症 パンデミック時におけるエッセンシャルワーカーに対する対応策と、事業所におい ては、環境面とともに、行動規制の徹底などリスクコミュニケーションの重要性が 明らかとなった。

研究協力者:

深井航太 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 講師 古屋佑子 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 助教

#### A. 研究目的

本研究課題において、新型コロナウイルス感 染症(COVID-19)において職域での感染症拡 大(クラスターの発生)に関する事例収集なら びに、企業における対策の良好事例、不足事例 の収集をして次のパンデミックに備えるため の指針等を作成することにある。本研究では、 ①厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボードに提出された資料より 職域でのクラスター発生の職場・業種分類を行 うことでいかなる職域の場面でクラスター事 例が多く発生していたかの検討をすること、② 専門的産業医が従事する企業におけるクラス ター発生場所とその原因についての事例収集、 並びに過不足のあった対策例の収集を行った。

#### B. 調査方法

#### 1. 全国的職域でのクラスター事例における業 種分類の検討

#### 1)対象と方法

2021年6月1日より10月27日まで、主にデ ルタ株の流行時における厚生労働省新型コロ ナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 会議に資料として提出された職域でのクラス ター(医療、施設、学校、飲食店等は除く)全 1329件、14697名において、情報として会社 名等がある場合は、業種を調べ、生産工程があ る会社は事業所(工場)、オフィスしかない会 社はオフィスに分類した。「会社や職場」とし か情報がないものは、分類不能とした。

### 2. 企業でのクラスター発生場所とその原因つ いての事例収集

産業医学推進研究会(産業医科大学の卒業生で 専門的な活動をする産業医、産業保健職から組 織される研究会、約850名)にメーリングリス トで事例収集の調査の依頼を実施した。メール 内にWebサイトへのアクセスリンクを添付し、 無記名による調査とした。

2022 年 2 月 18 日にメーリングリストで依頼し、2022 年 3 月 14 日午前の回答をもって 締め切りとした。対象は、従来株(アルファ株) とデルタ株時の対比を行った。

<調査項目>

調査項目は研究協力者と班員全員で検討し、 合意形成によりアンケートを作成した。

- 基本属性(年代、主たる産業保健業務、事業所の産業区分、事業所従業員数、産業保健スタッフの所属状況)
- 事業所の感染状況(感染人数、感染経路、 業務関連感染を推定する件数、実際に業務 関連感染の件数、業務起因の感染場所、業 務起因の発生原因)
- ③ 事業所の感染対策(実施できていた感染対

策、効果のある感染対策、対策不要と感じ た感染対策、対応に苦慮した項目)

④ 事業所の感染対策に関する意思決定

#### 3. 倫理面への配慮

東海大学の倫理審査委員会の承認後に本調 査を実施した。アンケートには、本研究の趣旨 と方法、自由参加の権利、個人情報およびプラ イバシーの保護、参加の有無に関わらず不利益 はないこと、データの取扱い等を詳述した。ア ンケートは無記名とし、回答したことをもって 本研究への参加同意とみなした。

#### C. 調査結果

#### 1. 全国的職域でのクラスター事例における職 場・業種分類の検討

図1に元になったアドバイザリーボード会議 に出された資料(押谷先生資料)を提示する。 この職場に分類された事例について、表1-3に 示した。デルタ株では、職域が7月、8月は最 大のクラスター発生場所となっていた。

職場での件数、人数とも最多は事業所であり、 それぞれ 36.2, 36.7%であった。次は分類不能 が 10%であり、それ以降、行政関係、オフィ ス、自衛隊、小売り、警察、社員寮、建設業、 コールセンター、運輸、電力と続いた。

一件クラスターあたりの人数では、小売りが 最大であり、自衛隊、コールセンターと続いた。

表3に都道府県別のクラスター発生件数、図 2に特徴的な地域と職種を示した。地域では、 北海道が最も多く、神奈川、岐阜、大阪と多く 発生していた。その職種の特徴としては、北海 道はコールセンターが多く、大阪は事業所が多 かった。

#### 2). 産業医に対するアンケート調査

101名(会員数は850名)から感染事例収集が 得られた。基本属性を図3に示した。回答者の 背景は、20代5.0%、30代25.7%、40代25.7%、 50代30.7%、60代以上12.9%と50代が最多 で、専属産業医57.4%,嘱託産業医32.7%,看 護職6.9%、教育研究職3.0%であった。事業 所規模は専属産業医が多かったことから3000 人以上32.7%、1000~2999人31.7%と大規模 が多かったが、500~999人の規模の回答も 18.8%あった。事業所の産業区分は製造業が 53.5%と半数以上であり、次いで情報通信・運 輸・郵便業が14.9%、その他サービス業が5.9%、 金融・保険業および建設業が5.0%であった(図 4)。

業務起因に関連する事例について、従来株 (2020年3月~2021年6月)とデルタ株(2021 年7月~2021年11月)での発生状況を図5、 6に、職場の感染場所については図7に、感染 原因を図8に示す。業務に起因する感染や3名 以上が同じ職場でほぼ同時期に発生する事例 (これをクラスターと定義)は、従来株よりデ ルタ株の方が多い傾向にあった。産業保健専門 職が考えるクラスター発生場所としては、オフ ィスが最多で、接客ブースが続いた。また、そ の原因として多いものは、①食堂・休憩所・食 事中等での飛沫防止の行動規制(黙食等)が不 十分、②出社人数の制限ができないこと、職場 での密の回避が不十分、③職場内での飛沫防止 の感染予防行動が不十分 (マスクの非着用・あ るいは正しくない着用)であった。また、行え た感染症対策の結果と感染防止効果がみられ た対策を図9に、感染対策で苦慮したものは図 10 に示す。職場における感染症対策として体 制作りについては 83%でできていると回答さ れており、実施できていたものはおおむね6割 を超えていたが、現場作業場所における換気や 食堂・休憩所・更衣室等での密の回避、会話制 限については、産業保健専門家の職場であって も6割には満たない結果であった。

感染対策として苦慮した事については、図1

1に示した。自主的な濃厚接触者のルール作成 や出社判断には、産業保健専門家であっても苦 慮した対応であると回答されていた。

#### D. 考察

今回のデルタ株については、職場が主な拡大場 所となっていたことからウイルスの性質ある いは、ワクチン等の対策状況により職場での感 染対策の重要性が再確認された。感染場所とし ては、「事業所」については、母数が圧倒的に 多いため、当然上位に位置すると思われるが、 それ以外については、行政、警察、小売りなど いわゆるエッセンシャルワーカーが上位を占 めていた。一件あたりのクラスター発生の人数 平均とすると、小売りが最も多かった。当初、 小売りについては、不特定多数と接触するため に感染リスクが高いとされていたが、アルファ 株までは、その傾向を認めなかった。デルタ株 においては、デパート地下や商業施設での大規 模クラスターの発生により 1 件あたりの感染 人数が多かったと考える。他については、集団 生活する社員寮や自衛隊、そして、コールセン ターでのクラスター発生人数が多かった。この リスクは当初より想定できていた場面であっ た。特に、コールセンター等については、一件 あたりのクラスター人数も多かった。

職場のクラスター件数を都道府県でみると、 北海道が最も多く、神奈川、岐阜、大阪が続い ていた。北海道には、コールセンターが多く稼 働しており、その影響と考えた。神奈川では、 行政関係、事業所、自衛隊での発生が多く、大 阪は事業所が顕著に多かった。この原因につい ては、まだ判明していない。

デルタ株の感染拡大について職場が主な感 染場所になった原因としては、それ以前は、医 療機関や飲食店が主なクラスター発生であっ たものの、医療関係者に早々にワクチン接種が 進んだこと、そして、緊急事態宣言、蔓延防止 措置等の発令により飲食店の営業が制限され たことにより、相対的に職域の比率が増えたこ とと、デルタ株の特性として、アルファ株より 感染力が強く無症状期間に感染拡大すること から、ゲートコントロールがあまり機能しなか ったこと、職場での対策が基本的に不十分な箇 所があったことなどが考えられた。

実際の職場での感染事例を集取した結果、原 因として多いものは人の行動に対する制限(黙 食や、会話の制限)の徹底が困難であったこと が上げられる。この点についての、感染症に関 するリスクコミュニケーションの手法につい て、検討が必要となる。

一方で、消毒に関連すること、入り口での体 温測定等のゲートコントロール等の環境整備 について有効性を評価したのは少数であった。 設備上の換気不十分などの制約もあるが、職場 の健康管理に関連する環境面での対策は、産業 保健専門家の介入でしっかり機能していたと 考えられる。

手洗いやマスク着用以外の感染防止効果の ある対策については、執務環境の人数制限・座 席間隔のコントロールと回答した人が最も多 く、更衣室での密の回避の実施が産業保健専門 家の職場でも5割を割っていたことを踏まえ ると、職場の人数を制限することで大きな効果 があったと認識している専門家が多かったと 考えられた。

また、苦慮した対応において、保健所の機能 不全に伴う濃厚接触者の社内ルール作成が最 も多かった。他の苦慮した点では、出勤停止者 が増えた時の対応や海外駐在員対応、在宅勤務 の健康管理、ワクチン接種など、国や社会の方 針、企業経営からの新たな要求にも都度対応を 行ってきたことが確認された。特に医療従事者 ではない経営層からの医学的根拠のない対応 や過剰な対応の中止などの回答は、産業保健専 門職が企業の中でプレゼンスを発揮していた からこそ挙げられる回答であり、新たな感染症 対策における対応時において、企業の中の産業 保健職は、中心的は役割を担う存在であったこ とが明確となった。

具体的な感染実態へのアプローチとして、マ スク・手洗い、アルコール手指消毒などの環境 整備だけではなく、行動へのアプローチを行う には産業保健専門家の活用が大切となる可能 性が高い。現時点では産業保健専門家から中小 企業に対する支援はほとんどないが、産業保健 専門家からの支援が受けられる体制の整備は、 より実効性のある感染対策を実施するために は重要であると考えられた。

総括すると、デルタ株推定の時期の方が業務 に起因するクラスター事例や、理由が不明な同 時期の感染が増えていた

専門家が考える感染原因は、①食事・休憩所 等での飛沫防止の行動規制(黙食等)が不十分、 ②出社人数の制限ができないこと、職場での密 の回避が不十分、③職場内での飛沫防止の感染 予防行動が不十分(マスクの非着用・あるいは 正しくない着用、であった。行えた感染症対策 として、会社の感染症対策体制、体調不調者の 出社制限、マスクの着用等の行動指導は8割を 超えていたが、更衣室等での密の回避・会話等 の規制は5割未満で、行動へのアプローチは産 業医が機能していると思われる事業所でも十 分にできていなかった

自主的な濃厚接触者のルール作りと出社の 判断など、新規感染症における保健所がオーバ ーフローした場合の対応が最も苦慮した内容 として挙がっていたことから、この点での指針 作りが重要と考えた。

E. 参考文献

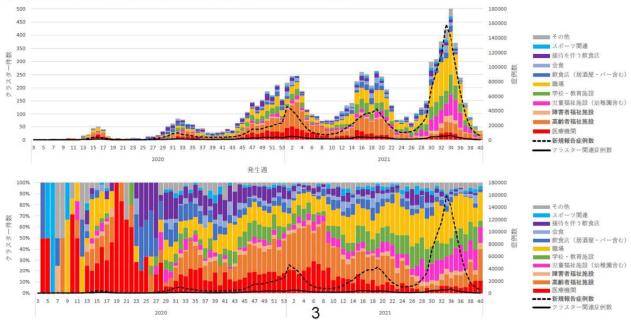
F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況 なし

<添付資料>

資料1)産業医に対する感染事例アンケート調 査



疫学週別クラスター件数(2020年第3週~2021年第40週)

表1	月別ク	ラスク	マー発生場所	斤と	件数

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
企業等	143	231	655	265	35	1329
福祉施設	132	176	525	293	45	1171
学校・教育施設等	88	184	333	174	24	803
運動施設等	11	32	42	17	5	107
飲食店	69	139	200	38	10	456
医療機関	30	24	107	57	14	232
その他	18	27	100	23	3	171
合計	522	813	1962	867	136	4269
企業等	27.4%	28.4%	33.4%	30.6%	25.7%	31.1%
福祉施設	25.3%	21.6%	26.8%	33.8%	33.1%	27.4%
学校・教育施設等	16.9%	22.6%	17.0%	20.1%	17.6%	18.8%
運動施設等	2.1%	3.9%	2.1%	2.0%	3.7%	2.5%
飲食店	13.2%	17.1%	10.2%	4.4%	7.4%	10.7%
医療機関	5.7%	3.0%	5.5%	6.6%	10.3%	5.4%
その他	3.4%	3.3%	5.1%	2.7%	2.2%	4.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表2月別クラスター発生場所と人数

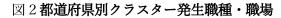
	6月	7月	8月	9月	10月	合計
企業等	1170	2619	7407	3181	320	14697
福祉施設	1310	2430	5791	3173	584	13288
学校・教育施設等	1028	2177	4219	1563	154	9141
運動施設等	124	284	433	178	103	1122
飲食店	714	1357	2089	325	104	4589
医療機関	379	681	2163	890	210	4323
その他	186	207	901	283	21	1598
合計	4911	9755	23003	9593	1496	48758
企業等	23.8%	26.8%	32.2%	33.2%	21.4%	30.1%
福祉施設	26.7%	24.9%	25.2%	33.1%	39.0%	27.3%
学校・教育施設等	20.9%	22.3%	18.3%	16.3%	10.3%	18.7%
運動施設等	2.5%	2.9%	1.9%	1.9%	6.9%	2.3%
飲食店	14.5%	13.9%	9.1%	3.4%	7.0%	9.4%
医療機関	7.7%	7.0%	9.4%	9.3%	14.0%	8.9%
その他	3.8%	2.1%	3.9%	3.0%	1.4%	3.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

衣 <b>う</b> 峨吻 峨悝別			~		
分類	件数	人数	一件あた り平均感	割合(件数)	割合(人数)
			染者数		
事業所	481	5388	11.2	36.2%	36.7%
分類不能	277	2934	10.6	20.8%	20.0%
行政関係	128	826	6.5	9.6%	5.6%
オフィス	80	707	8.0	6.0%	4.8%
自衛隊	59	1133	19.2	4.4%	7.7%
小売り・売り場	51	1003	19.7	3.8%	6.8%
警察・刑務所	46	460	10.0	3.5%	3.1%
社員寮.宿泊施設	44	554	12.6	3.3%	3.8%
建設業	42	294	7.0	3.2%	2.0%
コールセンター	30	444	14.8	2.3%	3.0%
運輸・旅客	30	343	11.4	2.3%	2.3%
電力業	17	241	14.2	1.3%	1.6%
漁船・船舶	9	129	14.3	0.7%	0.9%
娯楽施設	9	61	6.8	0.7%	0.4%
清掃・設備・警備	8	75	9.4	0.6%	0.5%
ワクチン接種会場	6	20	3.3	0.5%	0.1%
自動車学校	4	38	9.5	0.3%	0.3%
動物病院	4	27	6.8	0.3%	0.2%
テレビ関係	3	15	5.0	0.2%	0.1%
農業	1	5	5.0	0.1%	0.0%
合計	1329	14697	11.1	100.0%	100.0%

表3 職場・職種別クラスター件数及び人数

表4	職場でのクラスター発生都道府県順位

NO		都道府県	クラスター件数				
	1	北海道	118	2	9	三重	16
	2	神奈川	75	3	0	徳島	16
	3	岐阜	74	3	1	富山	15
	4	大阪	74	3	2	群馬	14
!	5	茨城	63	3	3	大分	14
	6	兵庫	54	3-	4	奈良	14
	7	広島	53	3	5	和歌山	14
:	8	静岡	52	3	6	愛知	12
	9	宮城	51	3	7	高知	12
1	0	福島	43	3	8	福井	12
1	1	東京	42	3	9	香川	11
1	2	福岡	42	4	0	山形	10
1	3	千葉	37	4	1	長野	9
1	4	岡山	36	4	2	鳥取	8
1	5	栃木	30	4	3	山口	7
1	6	新潟	28	4.	4	秋田	7
1	7	京都	26	4	5	鹿児島	6
1	8	長崎	26	4	6	島根	6
1	9	滋賀	24	4	7	山梨	5
2	0	青森	24			合計	1329
2	1	沖縄	22				
23	2	宮崎	20				
2	3	熊本	20				
2	4	愛媛	18				
2	5	埼玉	18				
2	6	石川	18				
2	7	岩手	17				
2	8	佐賀	16				



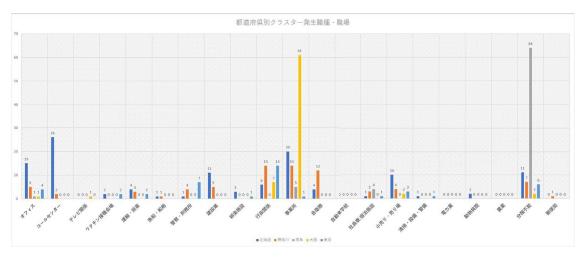
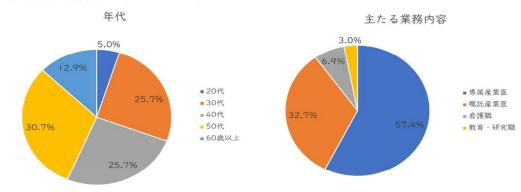
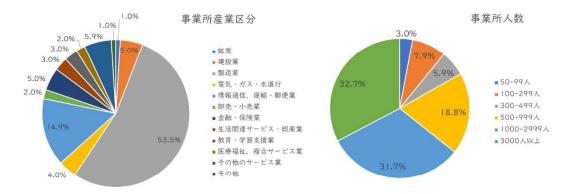


図3COVID-19事例のWebアンケート結果①

•回答者基本属性(N=101)



### 図4COVID-19事例のWebアンケート結果②



• 回答事業場概要

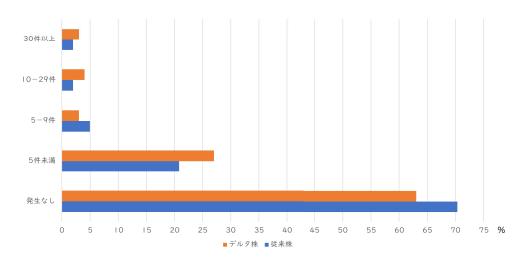
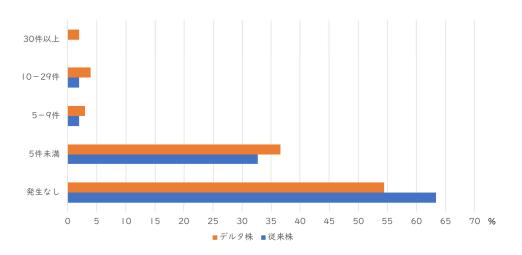
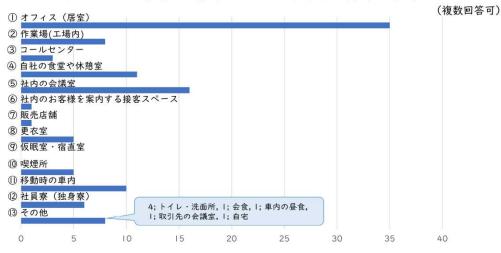


図5保健所または社内調査により、業務に起因した 感染と判断された報告

図6業務や私生活などの原因によらず、ほぼ同時期に 同じ職場で3名以上の感染が報告された事例



### 図7業務に起因した事例、またはほぼ同時期に 3名以上の感染が報告された事例の報告場所

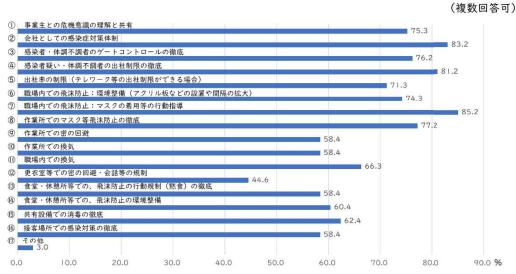


### 図8業務起因、またはほぼ同時期に3名以上の 感染事例における、推定感染原因

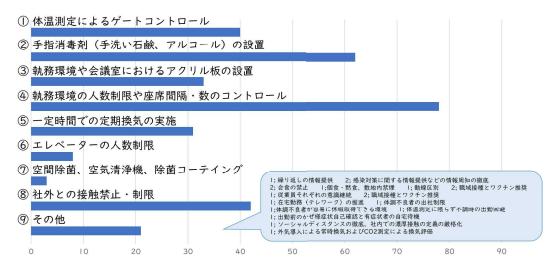




### 図9COVID-19感染対策として実施できていたもの

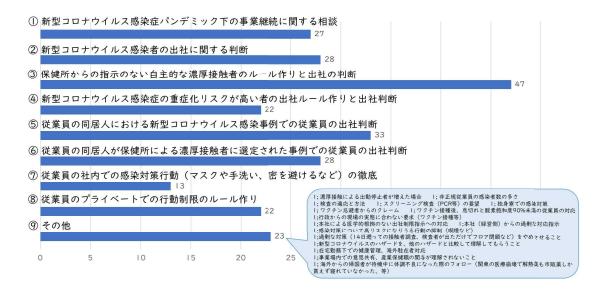


#### 図10手洗い、マスク着用以外に高い感染防止効果が 見られたと考えられる感染対策



こもの

## 図||感染対策として対応に苦慮したこと



<資料1> 産業医に対する感染事例アンケート調査

あなたのこととお答えいただく事業所(または会社)のことについてお伺いします。

主たる業務が専属以外の方は、1か月のなかで従事頻度の最も高い事業所を想定して回答してく ださい。主たる業務が統括産業医など特定の事業所を持たない方は、会社全体を想定してご回答 ください。

- Q1. あなたの年齢をお聞かせください。
- ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60 歲以上
- Q2. 現在の主たる産業保健業務をお答えください。
- ① 専属産業医 ② 嘱託産業医 ③ 専属産業看護職 ④ 嘱託産業看護職
- ⑤ 教育・研究職 ⑥ 行政機関・自治体・保健所
- ⑦ その他(

Q3. このアンケートでお答えいただく事業所(または会社)の産業区分はどれですか。ひとつ選んでください。

)

- 農業・林業
- 2 漁業
- ③ 鉱業·採石業·砂利採取業
- ④ 建設業
- ⑤ 製造業
- ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦ 情報通信業、運輸業·郵便業
- ⑧ 卸売業・小売業
- ⑨ 金融業・保険業
- 10 不動産業·物品賃貸業
- ① 学術研究、専門・技術サービス業
- (12) 宿泊業・飲食サービス業
- ③ 生活関連サービス業・娯楽業
- ④ 教育・学習支援業
- (5) 医療・福祉、複合サービス事業
- 16 その他のサービス業
- 17 その他(

Q4. このアンケートでお答えいただく事業所(または会社)の従業員数は何人ですか。ひとつ選んでください。

)

- ① 49 人以下
- ② 50~99 人

- ③ 100~299 人
- ④ 300~499 人
- ⑤ 500~999 人
- ⑥ 1000~2999人
- ⑦ 3000 人以上

Q5. このアンケートでお答えいただく事業所(または会社)に在籍する、あなた以外の産業保健 職はどれですか。在籍する職種をすべて選んでください。

- ① 安全衛生推進者
- ② 衛生推進者
- ③ 安全管理者
- ④ 衛生管理者
- ⑤ 総括安全衛生管理者
- ⑥ 保健師·看護師
- ⑦ 産業医

ここからは、お答えいただく事業所(または会社)の具体的な新型コロナウイルス感染症の状況 についてお伺いします。

Q6. あなたが活動されている事業所(または会社)で発生した感染者数はこれまでにおよそ何名 ですか。当てはまるものをひとつ選択してください。

① 発生してない
 ② 5名未満
 ③ 5~9名
 ④ 30~49名
 ⑥ 50~99名
 ⑦ 100名以上

Q7. あなたが活動されている事業所(または会社)で発生した感染者において、飛沫感染以外、 すなわち、物品を介した接触感染や、エアロゾル感染(空気感染)と思われる事例を経験しまし たか。当てはまるものをひとつ選択してください。

- ① 物品を介した接触感染のみ経験した
- ② エアロゾル感染(空気感染)のみ経験した
- ③ 物品を介した接触感染・エアロゾル感染(空気感染)の両方とも経験した
- ④ 物品を介した接触感染・エアロゾル感染(空気感染)の両方とも経験していない

Q8. あなたが活動されている事業所(または会社)で発生した全感染者事例のなかで、あなたが 業務に関連した要因での感染だと推定、あるいは保健所が推定する事例の割合は、およそどのく らいですか。あてはまるものをひとつ選択してください。業務に関連しない要因とは、同居人か らの感染、私生活での感染、感染経路不明のことをさします。

8-1) 2020 年 3 月~2021 年 6 月まで(従来株)

- ① 5%未満 ② 5%以上~10%未満 ③ 10~20%未満
- ④ 20以上~50%未満 ⑤ 50%以上~70%未満 ⑥ 70%以上
- ⑦ わからない

8-2) 2021 年7月~2021 年11月まで(デルタ株推測)

- ① 5%未満 ② 5%以上~10%未満 ③ 10~20%未満
- ④ 20以上~50%未満 ⑤ 50%以上~70%未満 ⑥ 70%以上
- ⑦ わからない

Q9. あなたが活動している事業所(または会社)で、実際に業務に起因して感染した事例が、発 生することはありましたか。あてはまるものをひとつ選択してください。ここでの「業務に起因 して感染した」とは、実際に保健所から業務中または職場での感染と判断があった事例をさしま す。(保健所のオーバーフロー等で保健所が関与しなかった場合は、社内調査で推定した例を含み ます)

9-1) 2020 年 3 月~2021 年 6 月まで(従来株)

① 発生してない ② 5件未満 ③ 5~9件 ④10~29件 ⑤ 30件以上

9-2)2021 年 7 月~2021 年 11 月まで(デルタ株推測)

① 発生してない ② 5件未満 ③ 5~9件 ④10~29件 ⑤ 30件以上

Q10. あなたが活動している事業所(または会社)で、同一の職場内でほぼ同時期に3名以上 の感染が報告された事例が、発生することはありましたか。あてはまるものをひとつ選択してく ださい。ここでの「ほぼ同時期の感染」として、業務中や職場での感染、私生活での感染などの 要因は区別しないものとします。

10-1)2020年3月~2021年6月まで(従来株)
 ① 発生してない ② 5件未満 ③ 5~9件 ④10~29件 ⑤ 30件以上

10-2) 2021 年 7月~2021 年 11 月まで(デルタ株推測)

① 発生してない ② 5件未満 ③ 5~9件 ④10~29件 ⑤ 30件以上

Q11.上記Q9・Q10で回答いただいた事例において、実際に業務に起因して感染した事例、 あるいは同一の職場内でほぼ同時期に3名以上の感染が報告された事例が発生した場所はどこで すか。当てはまるものをすべて選んでください(複数選択可)。なお、この場合の「職場」とは、 保健所から指摘や指導があった場合と、あなたや社内の調査で認定した場所とします。

① オフィス(居室)

② 作業場(工場内)

- ③ コールセンター
- ④ 自社の食堂や休憩室
- ⑤ 社内の会議室
- ⑥ 社内のお客様を案内する接客スペース
- ⑦ 販売店舗
- ⑧ 更衣室
- ⑨ 仮眠室·宿直室
- 10 喫煙所
- ① 移動時の車内
- 12 社員寮(独身寮)
- ⑬ その他(

該当なし

Q11-2.前問の Q11で選択した場所のうち、発生件数が最も多かった場所の上位1-3位 を、それぞれ選択してください。選択番号は前問における番号となります。

)

- 第1位( )
- 第2位()
- 第3位()

Q12.実際に業務に起因して感染した事例、あるいは同一の職場内でほぼ同時期に3名以上の 感染が報告された事例が発生した原因を、あなたはなんだと思いますか。当てはまるものをすべ て選んでください(複数選択可)。この場合の「原因」とは、保健所から指摘や指導があったこと やあなたや社内の調査で職場に指導したことを含みます。

- ① 発熱者の入り口での管理(ゲードコントロール)が不十分
- ② 感染者疑い・体調不調者の出社制限(健康観察)が不十分
- ③ 出社人数の制限ができないこと、職場での密の回避が不十分
- ④ 職場内での飛沫防止の環境整備が不十分(アクリル板等の非設置)
- ⑤ 職場内での飛沫防止の感染予防行動が不十分(マスクの非着用・あるいは正しくない着用)
- ⑥ 職場内での換気が不十分
- ⑦ 作業業所でのマスク等飛沫防止が不十分
- ⑧ 作業所での密の回避が不十分移動時の車内
- ⑨ 作業所での換気が不十分
- ⑩ 更衣室等での密の回避・会話等の規制ができなかったこと
- ① 食堂・休憩所等での飛沫防止の行動規制(黙食等)が不十分
- ② 食堂・休憩所等での、飛沫防止の環境整備が不十分
- ③ 共有設備などの消毒が不十分(接触感染)

④ 社外因子のコントロールができなかったこと(外部から感染)⑤ その他(

 Q12-2.前問のQ12で選択した理由のうち、あなたが最も原因だと考えている理由の上位

 1-3位を、それぞれ選択してください。選択番号は前問における番号となります。

 第1位(

 第2位(

 第3位(

)

ここからは、お答えいただく事業所(または会社)の新型コロナウイルス感染症の対策内容と意 思決定についてお伺いします。

Q13. あなたが活動している事業所(または会社)で、新型コロナウイルス感染症の対策として、できていたと思われるものをすべて選択してください(複数選択可)。

- ①事業主との危機意識の理解と共有
- ②会社としての感染症対策体制
- ③感染者・体調不調者のゲートコントロールの徹底
- ④感染者疑い・体調不調者の出社制限の徹底
- ⑤出社率の制限(テレワーク等の出社制限ができる場合)
- ⑥職場内での飛沫防止:環境整備(アクリル板などの設置や間隔の拡大)
- ⑦職場内での飛沫防止:マスクの着用等の行動指導
- ⑧作業所でのマスク等飛沫防止の徹底
- ⑨作業所での密の回避
- ⑩作業所での換気
- ⑪職場内での換気
- (2)更衣室等での密の回避・会話等の規制

③食堂・休憩所等での、飛沫防止の行動規制(黙食)の徹底

- (4)食堂・休憩所等での、飛沫防止の環境整備
- 15共有設備での消毒の徹底
- 16 接客場所での感染対策の徹底
- ⑰その他 (

)

Q14. あなたが活動している事業所(または会社)での新型コロナウイルス感染症対策で、手洗 いやマスクの着用以外に高い効果をあげていたものはなんだと思いますか。当てはまるものをす べて選んでください(複数回答可)。

- ① 体温測定によるゲートコントロール
- ② 手指消毒剤(手洗い石鹸、アルコール)の設置
- ③ 執務環境や会議室におけるアクリル板の設置

- ④ 執務環境の人数制限や座席間隔・数のコントロール
- ⑤ 一定時間での定期換気の実施
- ⑥ エレベーターの人数制限
- ⑦ 空間除菌、空気清浄機、除菌コーテイング
- ⑧ 社外との接触禁止・制限
- ⑨ その他(

Q14-2.前問のQ14で選択した理由のうち、あなたが最も効果的だったと考えている対策の上位1-3位を、それぞれ選択してください。選択番号は前問における番号となります。
第1位()
第2位()
第3位())

)

Q15. 一方で、感染症対策としては、不要だと思われた対策はなんですか。当てはまるものをすべて選んでください(複数選択可)。複数を選択された場合は、順位をつけてください。

- ① 体温測定によるゲートコントロール
- ② 手指消毒剤(手洗い石鹸、アルコール)の設置
- ③ 執務環境や会議室におけるアクリル板の設置
- ④ 執務環境の人数制限や座席間隔・数のコントロール

)

- ⑤一定時間での定期換気の実施
- ⑥ エレベーターの人数制限
- ⑦ 空間除菌、空気清浄機、除菌コーテイング

Q15-2.前問の Q15で選択した理由のうち、あなたが最も不要だったと考えている対策の 上位1-3位を、それぞれ選択してください。選択番号は前問における番号となります。

- 第1位()
- 第2位()
- 第3位(

Q16. あなたが活動している事業所(または会社)で、新型コロナウイルス感染症への対策の意 思決定に、影響を与えていたものはなんだと思いますか。当てはまるものをすべて選択してくだ さい(複数選択可)。

- ① 事業者の感染対策への早期の意思表明
- ② 事業者の従業員を守るという意識の強さ
- ③事業に対する危機感の共有
- ④ 正確な情報を早期に収集できる事業者のネットワークがあること
- ⑤ 安全衛生の専門家(産業医・看護職を除く)が社内にいること
- ⑥ 安全衛生の専門家(産業医・看護職を除く)の起動力が高いこと

⑦ 産業医を含む産業保健スタッフと事業者側との関係性がよいこと

⑧ 産業医が対策に直接関わること

⑨ 産業医以外の社内の産業保健スタッフが対策に関わること

Q16-2.前問の Q16で選択した理由のうち、あなたが最も影響を与えたと考えている理由 の上位1-3位を、それぞれ選択してください。選択番号は前問における番号となります。 第1位() 第2位()) 第3位())

Q16-3.上記以外に、あなたが活動している事業所(または会社)で、新型コロナウイルス感 染症への対策の意思決定に、影響を与えていたことがありましたら、記載してください。(自由記載)

Q17. あなたが活動している事業所(または会社)における新型コロナウイルス感染症の対策 で、あなたが対応に苦慮したことはなんですか。当てはまるものをすべて選択してください。

① 新型コロナウイルス感染症パンデミック下の事業継続に関する相談

② 新型コロナウイルス感染者の出社に関する判断

③ 保健所からの支持のない自主的な濃厚接触者のルール作りと出社の判断

④ 新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い者の出社ルール作りと出社判断

⑤ 従業員の同居人における新型コロナウイルス感染事例での従業員の出社判断

⑥ 従業員の同居人が保健所による濃厚接触者に選定された事例での従業員の出社判断

⑦ 従業員の社内での感染対策行動(マスクや手洗い、密を避けるなど)の徹底

⑧ 従業員のプライベートでの行動制限のルール作り

⑨ その他(

)

Q17-2.前問の Q17で選択した対応に苦慮した対策のうち、あなたが最も苦慮した対策は なんですか。ひとつ選択してください。選択番号は前問における番号となります。

最も苦慮した対策の番号( )

Q18. そのほか、何か新型コロナウイルス感染症対策で対応苦慮したことや、その具体的な事例 があれば、ぜひご記載ください。(自由記載)

ご回答ありがとうございました。

以上

# 分担研究報告書

5. 中小零細企業での対策に必要とされるニーズ調査 (宮城県)

研究分担者 黒澤 一

東北大学環境・安全推進センター 教授

### 労災疾病臨床研究事業費補助金

### 分担研究報告書

### 5. 中小零細企業での対策に必要とされるニーズ調査(宮城県)

研究分担者 黒澤 一 東北大学環境・安全推進センター 教授

### 研究要旨

職場における新型コロナウイルス感染症対策は、感染拡大防止と労働者の生命・ 健康の保持にとって重要である。本研究では、労働衛生管理体制の行き届きにくい 中小零細事業所を支援できる体制の構築、ツールの開発並びに提言をめざし、中小 零細事業所が独自で感染対策を行うために求められる支援のニーズ調査を目的とす る。

宮城県内の協力事業所の産業保健職を対象に、ワクチン接種体制について、およ び新型コロナ感染症対策に対するニーズに関するアンケート調査を行った。

ワクチン接種について、小規模の事業所単独で接種体制をとることは解決すべき ハードルが高いが、外部の接種サービスの利用などの例があり、支援体制のヒント になると思われた。副反応による業務への影響、接種を希望しない人のケアなど、 事業所内で整備するべき事項があると考えらえた。支援のニーズに関しては、感染 拡大中の業務の継続の不安に関するものが多かった。濃厚接触者の特定や自宅待機 者への指示など、普段の業務にないことを手探りで行わなくてはいけない状況から、 そのマニュアル等の整備の支援や従業員のリテラシーを高める支援などが求められ ていた。

大規模同様に小規模な事業場でも等しく適切な対策が行えるような体制が課題で ある。

研究協力者:

色川 俊也	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	准教授
大河内眞也	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	講師
玉井ときわ	東北大学	大学院医学系研究科	產業医学分野	助教
大内みやこ	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	非常勤講師
三浦絵美里	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	
五十嵐 侑	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	
村上 知征	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	
菅野 恭加	東北大学	大学院医学系研究科	産業医学分野	
荒川梨津子	石巻赤十字	2病院		

A. 目的

職場における新型コロナウイルス感染症 対策は、感染拡大防止と労働者の生命・健康 の保持にとって重要である。厚生労働省は、 職場における新型コロナウイルス感染症へ の感染予防、健康管理の強化について、経済 団体などに協力を依頼し、同時に「職場にお ける新型コロナウイルス感染症の拡大を防 止するためのチェックリスト」を公表した。 また、一般社団法人日本渡航医学会・公益社 団法人日本産業衛生学会は共同で、職場にお ける新型コロナウイルス感染症対策のガイ ドを公表した。最近では、各業種・業態に合 った新型コロナウイルス感染症対策マニュ アルも公表されている。新型コロナウイルス の感染拡大がおこって以来、これらのガイド を活用して、多くの事業場で対策が進められ てきているものと思われる。

しかしながら、これらは労働衛生管理体制 が比較的行き届いた大きな会社では対策が 整備されやすいものの、中小零細企業では産 業医等の選任の義務もなく、対策が系統的に 整備されていないことが懸念される。本研究 では、中小零細事業所を支援できる体制の構 築、ツールの開発並びに提言をめざし、中小 零細事業所が独自で感染対策を行うために 求められる支援のニーズ調査を目的とする。

B. 研究方法

調査は宮城県内の事業場における産業保 健関係者を対象としてアンケート調査を実 施して行った。

1. ワクチン接種体制に関するアンケート 中小企業の調査をする前に、課題抽出のた めに宮城県内の協力事業所を募り、ワクチン 接種体制に関するアンケート調査を実施し た。事業所によってアンケートに加えて一部 聞き取り調査も加えて実施した。協力事業所 の規模は従業員5000人以上3社、100 0人以上5000人未満5社、500人以 上1000人未満2社、50人以上200人 未満2社、と比較的規模の大きい会社が多か った。業種は、製造業5社、運輸業2社、イ ンフラ1社、サービス業2社、官公庁学校、 2機関となっていった。アンケートおよび聞 き取りをした対象者の職種は、専属産業医4 名、嘱託産業医1名、常勤産業保健職4名、 非常勤産業保健職1名、人事総務担当 2名、 であった。

2. 企業内のニーズに関するアンケート

実際に新型コロナ感染症が流行している 状況でどのようなニーズが企業にあるかを 調べる目的で、いわゆる第6波が東北地方に も波及し遷延している状況下で宮城県内事 業所産業保健担当者 32 名に対して google フ ォームを用いたアンケートを実施した。

C. アンケート調査の概要

1. ワクチン接種に関して

2021 年 6 月の時点で、ワクチン接種に関 して事業所で何らかの体制を決めていると ころは 12 事業所中 8 事業所で、残り 4 事業 所のうち 1 事業所では今後も予定がなく、3 事業所では検討中の回答であった。事業所独 自で接種を行わない理由としては、会社の規 模に関する理由のほか、アナフィラキシー対 策が取れない、などの回答が見られた。

比較的大きな事業所では独自に体制を整 えていて、医療職以外の職種を巻き込んだ接 種チームの編成をしていた。ウエブ予約シス テムなどを構築し、運営の枠組みや接種会場 のレイアウトの検討、接種者となってもらう 医療機関との調整、副反応対応の検討、ワク チンにかかわる教育資料作成、従業員からの 相談対応等をチームとして行っていた。グル ープ会社の場合には、関連会社がまとまって 接種していた。また、自前で接種の体制を組 まない事業所では、他の接種サービスを利用 して従業員に機会を提供していた。例えば、 ある事業所では、宮城県内にある法人の協会 組織が会員事業所むけに接種を実施してお り、そこでの接種に申し込んで会社として実 施していた。本社が宮城県から離れたところ にある事業所では、接種場所が本社に限定さ

れている事業所があり、会社の接種システム を希望する場合には本社の所在地まで移動 を強いられる場合があった。

副反応への対策として、各事業所で行われ ていた調整としては、翌日に休業者が出るこ とを想定して、業務内容に支障がないように、 接種日程の調整を行うこと、特に交替制勤務、 BCP を考慮した上でスケジュールを組むこ と、接種可能な日を多く設けて、接種対象者 を分散させること、接種当日や翌日を特別休 暇としておくこと、体調不良による休暇は特 別休暇で対応すること、休前日接種、土曜日 接種などを励行したこと、会社での接種は業 務扱いとすること、などが挙げられた。

ワクチン接種を受けたくない人、受けられ ない人に対する不利益防止についての取り 組みについて尋ねたところ、申込書で、強制 で無いこと、本人の意志で接種すること確認 してから、記載していただく形式にしたこと、 社内報でワクチン差別について啓発、強制し ないよう文書で周知したこと、などが挙げら れていた。

所属企業・行政・団体等に望む要望・支援 策を尋ねたところ、ワクチン接種のノウハウ や必要な会場用物品リストなどの共有、副反 応対応や救急物品の標準化、オンライン含む 研修の希望などがあった。ワクチン接種につ いては、地域行政機関との連携が重要である との指摘もあった。また、官公庁に勤務する 保健衛生関係者がワクチンに関して地域に 貢献しようとしても、副業禁止のため地域貢 献が出来ないという実態があるようで、ワク チンに関しては副業を許可して欲しいとの 要望があった。独自に接種を行う事業所から は、必要な診療所登録の手続き簡素化の要望 があった。中小規模法人への具体的な支援と して、保冷庫の貸与や人材の斡旋に関しての サポートを望む声があった。

ワクチン接種後、産業保健職にはどのよう

な課題があるかを尋ねた。新型コロナ感染症 拡大によって情報機器を使用したリモート による面談が急速進んだ一方、健康相談や保 健指導を対面で再開するかどうか提起があ った。産業保健職の勉強会や研究会もリモー トで行うようになっていたが、同様に対面で 再開するかどうかは関心がもたれていた。ま た、普段の業務を在宅で行うことが多くなっ た場合に個人の孤立が懸念されるところで あり、その解消を期待する声もあった。オン ラインでの産業医活動は一時的なものとと らえる考えの一方で、そのメリットを活かし て平時の業務にどのようにとりいれていく か考えることが大切ではないかとの提起も みられた。

2. 企業内のニーズに関するアンケート

アンケートのタイミングは第5波収束後、 第6波が急速にピークに達した後、新規感染 者が高止まりし始めた時期である。第5波に 比較して、保育所や学校などにおける発生を 介して家庭内感染が増加するなど、事業所内 の感染者および濃厚接触者が多数発生する 事態となっていた。このような事情もあり、 第5波に比べて第6波で大変だったことを一 部自由記載も加えた選択形式で尋ねたとこ ろ、事業所内で感染者・濃厚接触者が多数出 て、事業継続困難またはその恐れがあった、 との選択肢が最も多く選択された(34.4%)。 また、今まで保健所ですべて行っていた濃厚 接触者の特定が行われなくなった経緯があ り、濃厚接触者の特定を事業所内でやらなけ ればいけないことが大変だったとの回答が 次に多かった(25.0%)。用意した選択肢では、 以下、市販の抗原検査キットの活用・選定・ 入手困難などにおける悩み (21.9%)、感染し た従業員への対応(15.6%)、保健所から連絡 が来ない・保健所機能縮小などの理由で、相 談先に困った(12.5%)、であった。自由記載 では、従業員の家族の近くで陽性者が発覚し、 家族が濃厚接触者と特定されるまで当該従 業員を自宅待機指示にする場合の指示だし の大変さ、自宅待機者の増加による業務への 影響、訪問先の感染者発生で訪問再開時期の 判断、他企業との間にある感染対策温度差の 調整、一般より厳しい社内感染対策に対する ストレス感とメンタルヘルスケア、保健所な どの行政への不満、次亜塩素酸水や空間除菌 器具など適切でない消毒が社内で採用され ていること、感染や濃厚接触者あるいは体調 不良等に対する出社停止を決める社内ルー ル作成困難、などであった。

### D. 考察

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会 のありようを大きく変えてしまった。規模の 大きな企業では、労働衛生管理体制など既存 のワク組みを最大限に活用して、その対策を 行ったのではないかと思われる。今回のアン ケートにみられたワクチン接種体制にして も、大きな規模の事業所では独自でワクチン 接種体制をとることができたと思われる。し かし、中小規模の事業所で、それらの整備を 求めることはできない。宮城県内の法人協会 組織が中小規模の企業向けに接種サービス を行っていたが、そのような接種サービス体 制の整備は一つの方策と思われる。また、情 報の周知という点でも、中小規模の事業所の 従業員にとって不利な点があるのではない か。多様な情報があふれる現状で、正しい情 報の判断は容易なことではない。誤っていた り、必要なものが不足していたりする情報で は、ワクチン接種に関する従業員自身の判断 が適切に行われない恐れが大きくなる。この 点、情報のリテラシーをもってもらうような 中小規模の事業所へのサポートが必要と思 われる。

ニーズに関するアンケートでは、アンケー ト時期のこともあって、感染や濃厚接触など を理由とした従業員の休暇や出勤停止措置 が切実な問題となっていた。第6波ではそれ 以前よりも軽傷で済む場合が多く、またワク チン2回接種者が増えたこともあって、重症 者の割合が少ないのは事実のようだ。しかし、 そうとはいっても、感染者や濃厚接触者の出 勤停止の大幅な緩和は困難であるし、するべ きではないということもコンセンサスがあ るだろう。少なくとも、過剰な感染対策にな らないよう、厳しすぎる出勤停止などの社内 措置が行われないよう、中小規模の会社への 情報提供やサポート体制が望まれる。産業医 の助言がある事業所はまだよいかもしれな いが、50人未満の小規模事業場でどのように 適切な体制を構築していくか、重要な課題と 考える。

- E. 健康危険情報なし
- F. 研究発表
- 1. 論文発表
- 2. 学会発表 なし
- G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)
- 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録
  - なし
- 3. その他 なし

# 分担研究報告書

 6. 中小零細企業での対策に必要とされるニーズ調査 (パネル調査)

# 研究分担者 立道 昌幸

東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授

## 労災疾病臨床研究事業費補助金 分担研究報告書

### 6. 中小企業における感染症対策に関する実態とニーズ調査(パネル調査)

研究分担者 立道昌幸 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授

### 研究要旨

中小企業において必要とされるパンデミック感染時の支援体制、支援策、今後同 様の感染症発生時に必要となる課題を明らかにすることを目的に、中小企業経営者 に対してパネル調査を実施した。5名以下の事業所では感染症対応では、特に相談 必要事項はないという回答が最も多かったが、6名以上になると①感染対策の立案、 ルール作成、社外・出張対応、②風邪症状時の出社判断や社内における濃厚接触者 の定義の作成などの健康管理についても相談必要事項として挙げていた。相談先で は、保健所が最も多かったことは、社員の出社判断の相談事項と思われる。他の対 策事項については自らWeb検索にて対応していた。参照したWebサイトは、厚労 省の特設サイトが最多で、次に自治体のサイトが続いていた。産業保健総合支援セ ンター、労働基準監督署等への相談は少なく、職域、労働分野でもこれらの専門機 関に相談しやすいアクセス方法を検討していく必要があると考えられた。

### 研究協力者

深井航太 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 講師 古屋佑子 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 助教

### A. 研究目的

企業における健康管理は、産業医・産業看護 職などの専門家が主として担っている。専属産 業医は常時1000人以上を雇用する大企業に在 籍し、嘱託産業医は常時50人以上を雇用する 企業に在籍する。これらの企業に勤務する産業 医は、新型コロナウイルス感染症発生前から企 業における健康・安全衛生活動で大きな役割を 担ってきた。しかし、産業医の在籍しない50 人未満事業所に勤務する大多数の労働者に対 しては、都道府県産業保健総合支援センターに よる支援も一部にあるが、産業看護職は雇用人 数による規定のない企業独自の施策となって いるため、医療従事者による健康管理への関与 はほとんどない。これまでの産業保健サービス は企業規模により差があり、全ての労働者への 支援とはなっていないことが指摘されている。

今回の新型コロナウイルス感染症パンデミ ックでは、大企業ではこれまでと同様、産業医 や産業看護職等の専門家を通じた、積極的な新 型コロナウイルス感染症対策への関与があっ たことが知られている。一方、中小企業におい ては産業保健専門家による関与がほとんどな いなか、企業の中でどのように感染症対策が実 施されたのか、明らかでは無い。

中小企業の経営者に向けた感染対策の実施 状況の実態を調査することにより、中小企業を 含む職域において必要とされる感染対策や体 制、中小企業への支援策、今後同様の感染症発 生時に必要となる課題を明らかにすることを 目的とした。

### B. 調査方法

### 1) 対象

対象者は、外部調査機関の保有する一般住民パ ネルとし、パネルに登録されている 20 歳以上 の中小企業経営者または役員を対象とした。中 小企業は、中小企業基本法の定義をもとに「従 業員数 300 人以下」または「資本金 3 億円以 下」として設定した。

### 2) 実施期間

2022 年 1 月 27 日に案内を配布した。回答期 間は 2022 年 1 月 27 日~31 日までとし、中小 企業経営者約 1000 名の回答が回収できた時点 で終了とした。

### 3)調査項目

調査項目は研究協力者と班員全員で検討し、合 意形成によりアンケートを作成した。

- 基本属性(回答者年齢・性別・居住都道府県、従業員数、資本金、会社の産業区分、 在籍する産業保健職、回答者所属)
- (2) 新型コロナウイルス対策の対応困難(対応 困難だった項目、相談場所)
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策における インターネット利用(利用 Web サイト、 利用理由、今後の相談場所)
- ④ 感染対策を含む職場での安全衛生対策(対応困難項目、身近な医療スタッフ、望みたい支援内容)

### 2. 倫理面への配慮

東海大学の倫理審査委員会の承認後に本調査 を実施した。アンケートには、本研究の趣旨と 方法、自由参加の権利、個人情報およびプライ バシーの保護、参加の有無に関わらず不利益は ないこと、データの取扱い等を詳述した。アン ケートは無記名とし、回答したことをもって本 研究への参加同意とみなした。

### C. 調査結果

合計 1107 名からの回答があった。回答者の平 均年齢は 57.5±9.9 歳、男性 1028 名、女性 79 名であった。居住地は関東地方が 41.6%と最 も多く、次いで近畿地方 17.3%、中部地方 16.2%となっており、人口分布を反映した結果 であった。経営する企業規模は 5 人以下が 42.4%と最も多く、6~20 人が 24.8%、21~50 人が 13.5%と 50 人以下の企業で 8 割を占め た。企業の産業区分や回答者の背景は以下の図 1、2 のとおりであった。

新型コロナウイルス感染症対策で相談必要 事項について、図3に示す。特に相談必要事項 はないとする回答が最も多いものの、感染対策 の立案、感染対策のルール作成、社外・出張対 応の回答は1/4を超える回答があった。相談先 については相談していないという回答が最も 多く、次いでインターネットを利用した解決、 保健所への相談が続いた(図3、4、5)。

使用したWebサイト(図6)は厚生労働省 の特設サイトが72.1%、自治体の特設サイト 64.0%と多く、政府の特設サイトも約4割の回 答があったが、業界団体のガイドラインやホー ムページは約3割、日本産業衛生学会・厚生労 働省の業種業態別マニュアルのホームページ は2割に留まった。同様の感染症が起きた時の 相談場所としては、特に相談できる場所がない という回答が35.3%と最も多く、次いで保健 所27.4%、市町村14.4%であった(図7)。

相談先としての医療スタッフの存在は、い る・いたらよいが53.1%であったが、いなくて も問題ないという回答も46.9%あり、拮抗し ていた。相談できる身近な医療スタッフのイメ ージとしては、会社の近隣のクリニックの医師 という回答が最も多く、ついで会社が契約する 産業医、会社の近隣のクリニックの保健師・看 護師、健康保険組合の医師、健康診断実施期間 の医師、会社が契約する保健師・看護師の順に 回答が多かった。

### D. 考察

従業員規模別に回答をみると、特に相談必要 事項はなかったとする企業は従業員 5 人以下 の企業で突出していた (図 4)。この規模の企 業は、家族経営の零細企業や自営業もこの区分 に含まれることが考えられ、また従業員5人以 下であれば特に組織だった仕組みの作成の必 要はなく、また規模的にも感染拡大時において も事業継続するしか方法がないことから、相談 必要事項がなかったと回答していたと考えら れる。相談必要事項については、むしろ従業員 数が増加することによって増え、従業員規模6 ~20 人になると、相談必要事項が感染対策立 案とした回答が、相談必要事項はないという回 答とほぼ同数となっており、従業員規模 21~ 50 人では、最多回答は社内の感染対策ルール の作成となっていた。

風邪症状時の出社判断や社内における濃厚 接触者の定義の作成などについても、6人以上 の企業規模からは相談必要事項として挙げる 傾向にあり、産業保健専門職の支援のない 50 人未満事業所においては、特に健康管理に関し て相談必要事項が発生したと推測された。従業 員数が増えるにつれて一定数の相談必要事項 が発生することが明らかになった。

しかしながら、相談必要事項への対応として は、特に相談していないとする回答も多く見ら れ、たとえ相談必要事項があったとしても、相 談相手が不明なことより、相談ができないまま 放置されている可能性があると考えられた。今 回のような感染症についての相談先について は、保健所という相談先候補が最も多い回答と なっており、報道等で感染症=保健所の対応が 広く認識されたためと考えられる。また、保健 所の次の相談先については、Web で検索がさ れており、特に厚労省の特設サイトや自治体レ ベルの特設サイトが多く参照されていた。従っ て、これらのサイトについて中小企業に則した サイトの充実することが一つの解決になる可 能性がある。

職域における様々な産業保健分野の相談先 として、産業医や保健師などの産業保健専門家 はもちろん、産業保健総合支援センター、労働 基準監督署といった職域、労働分野において中 小企業が相談しやすいアクセス方法を検討し ていく必要があると考えられた。これらは、先 の厚労省、自治体サイトから、近隣の産業保健 総合支援センター等に誘導する仕組み作りが 有用である可能性について検討する必要があ ると考えた。

### E. 参考文献

 平成 28 年度経済センサスー活動調査(確報) https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/ census/28result/pdf/h28g\_kaku.pdf
 令和 3 年度中小企業白書 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakus

yo/2022/PDF/chusho.html

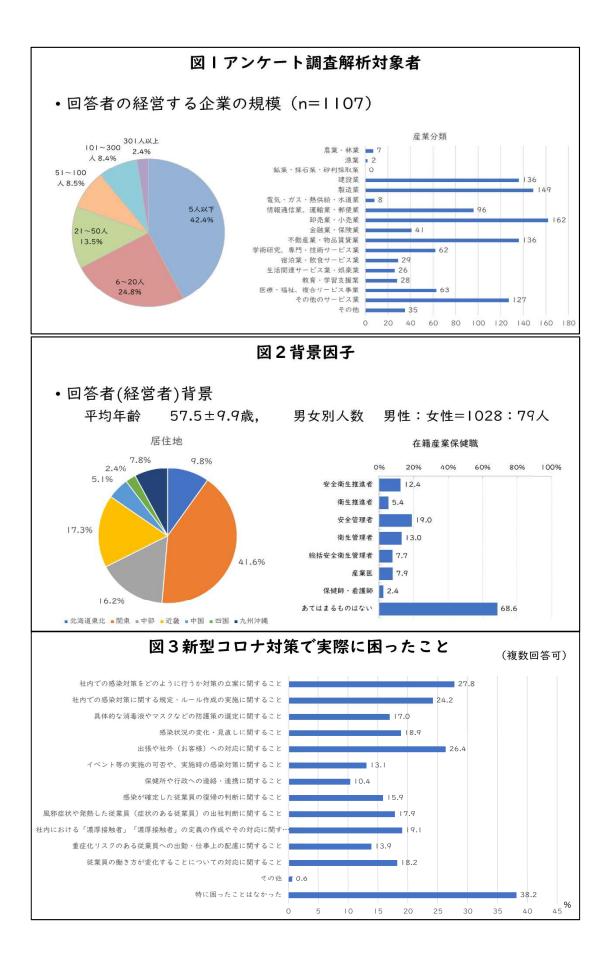
F. 研究発表 なし

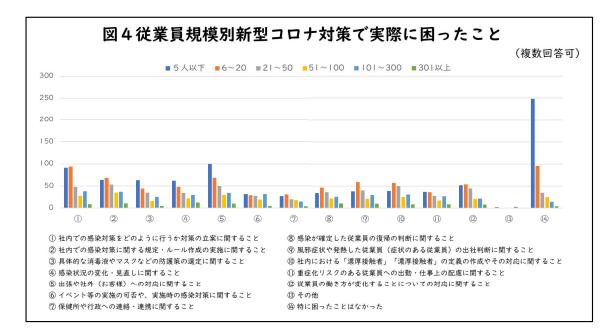
G. 知的財産権の出願・登録状況 なし

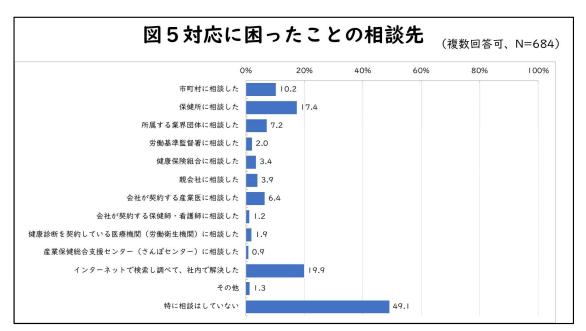
<添付資料>

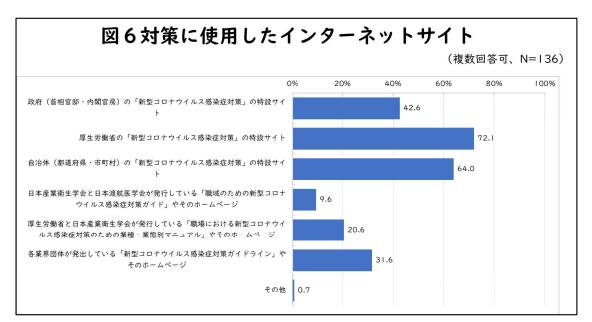
資料1)

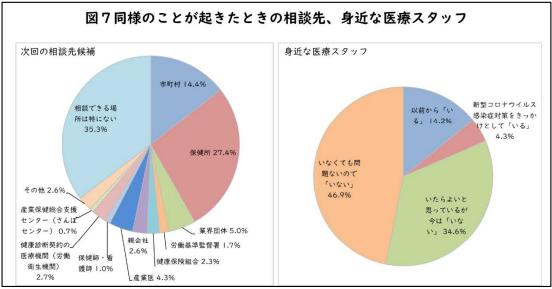
中小企業経営者に対する感染対策ニーズアン ケート調査











### <参考資料>

中小企業経営者に対する感染対策ニーズアンケート調査

Q1. あなたとあなたの会社についてお伺いします。

1)あなたの会社の産業区分はどれですか。ひとつ選んでください。

- A:農業・林業
- B:漁業
- C:鉱業·採石業·砂利採取業
- D:建設業
- E:製造業
- F:電気・ガス・熱供給・水道業
- G:情報通信業、運輸業·郵便業
- H:卸売業・小売業
- I:金融業・保険業
- J:不動産業·物品賃貸業
- K:学術研究、専門・技術サービス業
- L: 宿泊業・飲食サービス業
- M:生活関連サービス業・娯楽業
- N:教育·学習支援業
- O:医療・福祉、複合サービス事業
- P:その他のサービス業
- Q:その他(

)

2) あなたの会社で常時雇用している従業員数は何人ですか。ひとつ選んでください。

- A:5人以下
- B:6~20人
- C:21~50人
- D:51~100人
- E:101~300人
- F: 301 人以上

3)あなたの会社に以下の役職の人はいますか。在籍している人をすべて選んでください。

- A:安全衛生推進者
- B:衛生推進者
- C:安全管理者
- D:衛生管理者
- E:総括安全衛生管理者

### F:産業医

G:保健師·看護師

4) このアンケートを回答しているあなた自身の所属はどこですか。当てはまるものをすべて選 んでください。

A:社長自身

- B:人事部門
- C:総務部門
- D:法務部門
- E:財務部門
- F:販売営業部門
- G:製造生産部門
- H:その他(

)

5) このアンケートを回答しているあなた自身の職位はどれですか。最も当てはまる職位をひと つ選んでください。

- A:取締役・役員相当
- B:部長職相当
- C:課長職相当
- D:係長·主任職相当
- E:一般社員,担当者相当

Q2. 新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

1) 社内における安全管理・健康管理上の対応に関して新型コロナウイルス対策を行う上で、実際に困ったことはなんですか。当てはまる項目をすべて選んでください。

①社内での感染対策をどのように行うか対策の立案に関すること

②社内での感染対策に関する規定・ルール作成の実施に関すること

③具体的な消毒液やマスクなどの防護策の選定に関すること

④感染状況の変化・見直しに関すること

⑤出張や社外(お客様)への対応に関すること

⑥イベント等の実施の可否や、実施時の感染対策に関すること

⑦保健所や行政への連絡・連携に関すること

⑧感染が確定した従業員の復帰の判断に関すること

⑨風邪症状や発熱した従業員(症状のある従業員)の出社判断に関すること

⑩社内における「濃厚接触者」「濃厚接触者」の定義の作成やその対応に関すること

(1)重症化リスクのある従業員への出勤・仕事上の配慮に関すること

②従業員の働き方が変化することについての対応に関すること

13特に困ったことはなかった

(4)その他 (

2) 上記で選択した項目の中で、最も困ったことはどれですか。ひとつ選んでください。

)

- ①社内での感染対策をどのように行うか対策の立案に関すること
- ②社内での感染対策に関する規定・ルール作成の実施に関すること
- ③具体的な消毒液やマスクなどの防護策の選定に関すること
- ④感染状況の変化・見直しに関すること
- ⑤出張や社外(お客様)への対応に関すること
- ⑥イベント等の実施の可否や、実施時の感染対策に関すること
- ⑦保健所や行政への連絡・連携に関すること
- ⑧感染が確定した従業員の復帰の判断に関すること
- ⑨風邪症状や発熱した従業員(症状のある従業員)の出社判断に関すること
- ⑩社内における「濃厚接触者」「濃厚接触者」の定義の作成やその対応に関すること
- (1)重症化リスクのある従業員への出勤・仕事上の配慮に関すること
- (2)従業員の働き方が変化することについての対応に関すること
- 13特に困ったことはなかった
- ⑭その他 (

)

3) 上記の、対応に困ったことについての対応として、どこか相談したところはありましたか。 当てはまる項目をすべて選んでください。

- ①市町村に相談した
- ②保健所に相談した
- ③所属する業界団体に相談した
- ④労働基準監督署に相談した
- ⑤健康保険組合に相談した
- ⑥親会社に相談した
- ⑦会社が契約する産業医に相談した
- ⑧会社が契約する保健師・看護師に相談した
- ⑨健康診断を契約している医療機関(労働衛生機関)に相談した

)

- ⑩産業保健総合支援センター(さんぽセンター)に相談した
- (1)インターネットで検索し調べて、社内で解決した
- 12特に相談はしていない
- (13)困ったことそのものがなかった
- ⑭その他(

ここからは、3)の問で「① インターネットで検索し調べて、社内で解決した」を選択した方 に お伺いします。「① インターネットで検索し調べて、社内で解決した」を選択しなかった方は 4) へ進んでください。

3-1)新型コロナウイルス感染症対策を行うにあたり使用したインターネットサイト等はどれ ですか。当てはまる項目をすべて選んでください。

①政府(首相官邸・内閣官房)の「新型コロナウイルス感染症対策」の特設サイト

②厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策」の特設サイト

③自治体(都道府県・市町村)の「新型コロナウイルス感染症対策」の特設サイト

④日本産業衛生学会と日本渡航医学会が発行している「職域のための新型コロナウイルス感染症 対策ガイド」やそのホームページ

⑤厚生労働省と日本産業衛生学会が発行している「職場における新型コロナウイルス感染症対策 のための業種・業態別マニュアル」やそのホームページ

⑥各業界団体が発出している「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」やそのホームページ

⑦その他(

)

3-2)上記で選んだインターネットサイトを利用していた理由はなんですか。当てはまる項目 をすべて選んでください。

- ①知りたい情報が正確であった
- ②知りたい情報の中身が分かりやすかった
- ③知りたい情報のアクセスが簡単だった

④サイト自体が身近だった。

- ⑤親会社や業界団体等周囲に紹介された
- ⑥医療スタッフ(産業医や保健師・看護師)に紹介された

)

- ⑦知り合い・知人などが利用していた
- ⑧メディア・SNS で紹介されていた
- ⑨その他(

ここからはすべての方にお伺いします。

4)新型コロナウイルス感染症対策において具体的に困ったエピソードで、記憶に残っているものがあれば教えてください。(自由記載)

5) 今後、同様のことが起こった場合に、御社が最も簡単に相談できると考える相談場所はどこですか。ひとつ選んでください。

①市町村
 ②保健所
 ③業界団体
 ④労働基準監督署
 ⑤健康保険組合
 ⑥親会社
 ⑦産業医
 ⑧健康診断契約の医療機関(労働衛生機関)
 ⑩産業保健総合支援センター(さんぽセンター)
 ①相談できる場所は特にない
 ⑫その他())

Q3. 新型コロナウイルス感染症対策やそれ以外も含めて、日常の安全衛生や従業員の健康管理 に対する現在の対策についてお伺いします。

1)現在、あなたの会社で安全衛生、健康問題、労務管理等を行っていくにあたって、困ってい ることはなんですか。当てはまる項目をすべて選んでください。 ①会社の安全衛生方針・計画に関すること ②事業継続計画(BCP)に関すること ③職場の労災防止の取り組みに関すること ④個別の労災事案の対応や再発防止に関すること ⑤化学物質・薬品の管理に関すること ⑥粉じん作業など職場での有害作業に関すること (7)職場のリスクアセスメントに関すること ⑧特殊健康診断に関すること ⑨定期健康診断・人間ドックに関すること (1)従業員の高齢化に関すること (1)会社の障害者雇用に関すること (2)会社の長時間労働対策に関すること (13)従業員の働き方の管理に関すること (4)会社のメンタルヘルス対策に関すること (5)個別の従業員の休業復職に関すること (16)ストレスチェックに関すること (1)コロナやインフルエンザなど感染症対応に関すること (18特に困っていることはない ⑲その他( )

2) 前項で選択した項目のうち、あなたの会社で安全衛生、健康問題、労務管理等を行っていく

- にあたって、最も困っていることはなんですか。ひとつ選んでください。
- ①会社の安全衛生方針・計画に関すること
- ②事業継続計画(BCP)に関すること
- ③職場の労災防止の取り組みに関すること
- ④個別の労災事案の対応や再発防止に関すること
- ⑤化学物質・薬品の管理に関すること
- ⑥粉じん作業など職場での有害作業に関すること
- ⑦職場のリスクアセスメントに関すること
- ⑧特殊健康診断に関すること
- ⑨定期健康診断・人間ドックに関すること
- ⑩従業員の高齢化に関すること
- ⑪会社の障害者雇用に関すること
- (2)会社の長時間労働対策に関すること
- ③従業員の働き方の管理に関すること
- (4)会社のメンタルヘルス対策に関すること
- 15個別の従業員の休業復職に関すること
- 16ストレスチェックに関すること
- 11コロナやインフルエンザなど感染症対応に関すること

)

- 18特に困っていることはない
- ⑲その他(

3) 上記で選んだ項目のなかで、差し支えなければ、どのようなことに困っているのか、具体的に お聞かせください。(自由記載)

4)新型コロナウイルス感染症対策のように、会社での衛生環境、健康管理などを相談できる身 近な医療スタッフはいますか。

①以前から「いる」

②新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして「いる」

- ③いたらよいと思っているが今は「いない」
- ④いなくても問題ないので「いない」

この質問4)の回答で

① 以前から「いる」、 ② 新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして「いる」 を選択し

た方は 4-1)

③ いたらよいと思っているが今は「いない」 を選択した方は 4-2)
 ④ いなくても問題ないので「いない」 を選択した方は 5)
 ヘ進んでください。

4-1)前の4)の質問で「①以前から「いる」」「②新型コロナウイルス感染症対策をきっかけ として「いる」」と回答した方にお伺いします。相談できる身近な医療スタッフはどのような人で すか。当てはまる項目をすべて選んでください。

①会社が契約する産業医

- ②会社が契約する保健師・看護師
- ③担当となっている親会社の産業医
- ④担当となっている親会社の保健師・看護師
- ⑤健康保険組合に所属する医師
- ⑥健康保険組合に所属する保健師・看護師
- ⑦健康診断の契約がある医療機関(労働衛生機関)の医師
- ⑧健康診断の契約がある医療機関(労働衛生機関)の保健師・看護師

)

- ⑨会社の近くにあるクリニックの医師
- 10会社の近くにあるクリニックの保健師・看護師
- ⑪その他(

4-2)前の4)の質問で「③いたらよいと思っているが今はいない」と回答した方にお伺いし ます。相談できる身近な医療スタッフのイメージとはどのような人ですか。当てはまる項目をす べて選んでください。

- ①会社が契約する産業医
- ②会社が契約する保健師・看護師
- ③担当となっている親会社の産業医
- ④担当となっている親会社の保健師・看護師
- ⑤健康保険組合に所属する医師
- ⑥健康保険組合に所属する保健師・看護師
- ⑦健康診断の契約がある医療機関(労働衛生機関)の医師

⑧健康診断の契約がある医療機関(労働衛生機関)の保健師・看護師

)

⑨会社の近くにあるクリニックの医師

- 10会社の近くにあるクリニックの保健師・看護師
- ⑪その他(

ここからはすべての方にお伺いします。

5) あなたの会社で安全衛生、健康問題、労務管理等を行っていくために、行政や専門機関から

どのような支援があるとよいと思いますか。

5-1)今後望みたい支援の頻度について、当てはまる項目をひとつ選んでください。
①困ったことが起きたときに、その都度相談や指導が受けられること(不定期)
②半年に1回(年2回)の頻度で相談や指導が受けられること
③数か月に1回(年3~4回)の頻度で相談や指導が受けられること
④月に1回の定期的な相談や指導が受けられること
⑤支援は必要ない
⑥わからない

⑦その他(

)

5-2)今後望みたい支援の内容について、当てはまる項目をすべて選んでください。

①会社の安全衛生方針・計画に関すること

②事業継続計画(BCP)に関すること

③職場の労災防止の取り組みに関すること

④個別の労災事案の対応や再発防止に関すること

⑤化学物質・薬品の管理に関すること

⑥粉じん作業など職場での有害作業に関すること

⑦職場のリスクアセスメントに関すること

⑧特殊健康診断に関すること

⑨定期健康診断・人間ドックに関すること

10従業員の高齢化に関すること

(1)会社の障害者雇用に関すること

(12)会社の長時間労働対策に関すること

③従業員の働き方の管理に関すること

(4)会社のメンタルヘルス対策に関すること

15個別の従業員の休業復職に関すること

16ストレスチェックに関すること

10コロナやインフルエンザなど感染症対応に関すること

18特に支援を望みたい項目はない

(1)わからない

20その他( )

5-3)例えば、チャットボックスやメールによる相談サービスがあった場合、あなたの会社に おける安全衛生・健康問題に関する困ったことの解決に有用だと思いますか。当てはまる項目を ひとつ選んでください。

①有用だと感じる

②有用かもしれないと感じる

③あまり有用性が感じられない
④困っていることがなく有用だと感じない
⑤わからない

5)上記の4-2)や4-3)のようなサービスがあった場合に、あなたの会社で利用したいと思いますか。当てはまる項目をひとつ選んでください。
①利用したい
②条件によっては利用したい
③利用の必要性を感じない

ご回答ありがとうございました。

以上

# 分担研究報告書

7. 産業医の役割の整理・実態調査

- COVID-19 対策における産業医の役割-

# 研究分担者 森 晃爾

産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学 教授

### 労災疾病臨床研究事業費補助金

### 分担研究報告書

7. 産業医の役割の整理・実態調査 - COVID-19 対策における産業医の役割-

研究分担者 森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授

## 研究要旨

【目的】今後も予想されるパンデミック発生時の産業医の役割を明確化し、必要な 研修プログラムを提供する上での基礎資料とするために、COVID-19のパンデミッ ク下で、産業医が果たした役割を明らかにすることを目的とした。

【方法】機縁法によって、事業場の COVID-19 対策に積極に取り組んでいると考え られる 14 名の産業医に対して、産業医として①事業者から相談された内容、②事業 者に対して行った助言およびその時期について半構造化インタビューを実施した。 インタビューの内容について、逐語録を作成したうえで意味単位を抽出し、類似の 意味単位 (meaning unit) および凝縮された意味単位 (condensed meaning unit) に 整理した。凝縮された意味単位は対応分類とフェーズ分類に分類した。

【結果】産業医の対応 515 の意味単位が得られた。凝縮された意味単位の対応分類 のうち直接影響は、リスクアセスメントに必要な外部情報の提供、リスクアセスメ ントに必要な内部情報の提供、リスクアセスメント、総括管理、教育、作業環境管 理、作業管理、健康管理、緊急事態への準備と対応、労働者以外への感染対策支援 に分類された。この分類は、リスクマネジメントの流れで整理できた。一方、間接 影響は、心理社会的健康影響、人間工学的健康影響、物理的健康影響、健康管理支 援に分類された。515 の意味単位のうち、447 (86.8%)が直接影響であり、このう ち、作業管理、総括管理、リスクアセスメントに必要な外部情報提供が大きな割合 を占めた。一方、間接影響は 68 (13.2%)であり、感染症に伴う心理社会的影響が 最も多かった。フェーズ分類ごとに見た場合、国内発生期が最も多く、次に感染拡 大期(第一波)、感染拡大期(第二波)の順であった。

【結論】COVID-19パンデミック下で、産業医は新型コロナウイルスウイルス感染による影響および感染対策に伴う間接的な健康影響を防止するため、産業医には自律的労働衛生活動を展開できる能力を備えることが必要と考えられる。

研究協力者:

- 立石清一郎 産業医大両立支援科学
- 五十嵐 侑 産業医大両立支援科学
- 菊池 広大 株式会社リコー
- 川角 美佳 產業医大産業保健経営学
- 松岡 朱里 HOYA 株式会社
- 澤島 智子 東海旅客鉄道株式会社

## A. 目的

近年、SARS、MARS、新型インフルエンザ H1N1 など、様々な新興・再興感染症が発生 している。そのような新興・再興感染症は、 世界的なパンデミックを引き起こす可能性 が高く、パンデミック発生時には、事業場に おいて、従業員の感染による影響だけでなく、 事業活動の縮小や停止、地域社会への感染拡 大に対する風評被害など、事業継続における 様々な問題が発生する。

そのようなパンデミック発生時には、事業 場のパンデミック対応において、医学的な知 識を有する産業保健専門職の貢献への期待 が大きく、実際に 2009 年の新型インフルエ ンザ発生時には、多く産業医が事業場におけ る幅広い対策に関与した。

中華人民共和国重慶市で 2019 年 12 月に
初めて報告された coronavirus
disease(COVID-19)は、瞬く間に世界的なパンデミックを引き起こし、急速なワクチン開発や行動制限などの対策にもかかわらず、2
年を経過した 2021 年末においても、企業の
事業活動や人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

今後も予想されるパンデミック発生時の 産業医の役割を明確化し、必要な研修プログ ラムを提供する上での基礎資料とするため に、COVID-19のパンデミック下で、産業医 が果たした役割を明らかにすることを目的 とした。

### B. 方法

1. 対象者の選定

機縁法によって、事業場の COVID-19 対 策に積極に取り組んでいると考えられる5年 以上の経験を有する産業医を、地域や業種の 広がりを考慮して 21 名リストアップした。 その上でメールでの協力依頼を行い、協力へ の同意が得られた 14 名を対象とした。14 名 のうち、13 名は、日本産業衛生学会指導医の 資格を有していた。

2. インタビュー項目

事業場における COVID-19 対策において、 中国での発生が確認されて以降 2020 年末ま での期間における産業医の対応について、以 下の項目について半構造化インタビューを 実施した。

産業医として、

事業者から相談された内容

● 事業者に対して行った助言

およびその時期。時期については、以下の分 類とした。

- 海外発生期(~2020年2月2日)
- 国内発生早期(~2020年4月6日)
- 感染拡大期(第一波)(~2020年5月26日)
- 小康期 (~2020 年 7 月 1 日)
- 感染拡大期(第二波)(~2020年9月31日)
- 小康期(それ以降)
- 3. 分析方法

インタビューの内容について、逐語録を作 成した。

3名の研究分担者または研究協力者(以下、 研究者)が、議論を行って分析方法を決定した。 1つの逐語録に対して2人以上の研究者が担当して、意味単位を抽出した。次に、類似の意味単位(meaning unit)をグループ化して、凝縮された意味単位(condensed meaning unit)として分類した。

その上で、凝縮された意味単位を、対応分 類とフェーズ分類に分類した。また、対応分 類は、感染症予防を目的とした直接影響と感 染症対策として導入されたテレワークの影 響等の間接的影響に分けた。

4. 研究倫理上の配慮

研究の実施に当たっては、産業医科大学倫 理委員会の承認を受けた(R2-020)。

### C. 結果

1. 対象事業場

インタビュー対象となった産業医 14 名が 担当している事業場の規模は、労働者数約 500 名が2 名であり、それ以外の事業場はす べて専属産業医の選任要件である 1000 名以 上であった。また、業種では、製造業が9事 業場、運輸業が1事業場、建設業が1事業場、 小売業が1事業場、教育が1事業場、医療が 1事業場であった。

 インタビュー内容の分析結果 産業医の対応 515 の意味単位が得られた。 凝縮された意味単位の対応分類のうち、直 接影響は、

- リスクアセスメントに必要な外部情報
   の提供
- リスクアセスメントに必要な内部情報
   の提供
- ・ リスクアセスメント

- 総括管理
- 教育
- 作業環境管理
- 作業管理
- 健康管理
- 緊急事態への準備と対応

労働者以外への感染対策支援
 に分類された。この分類は、図1のとおり、
 リスクマネジメントの流れで整理できる。
 一方、間接影響は、

- 心理社会的健康影響
- 間工学的健康影響
- 物理的健康影響
- 健康管理支援

に分類された。さらに、意味単位をフェーズ 分類ごとに一覧表にしたところ、表1の結果 が得られた。

515 の意味単位のうち、447 (86.8%) が直 接影響であり、このうち、作業管理、総括管 理、リスクアセスメントに必要な外部情報提 供が大きな割合を占めた。間接影響は 68 (13.2%) であり、感染症に伴う心理社会的 影響が最も多かった。

一方、フェーズ分類ごとに見た場合、国内 発生期が最も多く、次に感染拡大期(第一波)、 感染拡大期(第二波)の順であった。

### D. 考察

新興感染症発生時の産業医の役割につい て、COVID-19 パンデミック下での対応を調 査・分析した。

COVID-19 パンデミックが発生した以降、 事業者から様々な依頼や相談が産業医に寄 せられたり、産業医が自発的に助言を行った りしていた。産業医が行った対応は、リスク マネジメントおよび5管理を基本に整理で きた。また、感染対策に伴って発生する心理 社会的健康障害要因等に様々な課題にも積 極的に対応していた。すなわち、新興感染症 発生時の産業医活動においても、労働衛生活 動の基本的なアプローチが有効であること が示唆された。

新興感染症パンデミックに必要な事項は 法令で規定されたものではなく、ニーズに応 じて臨機応援に対応することが求められる。 したがって、産業医がそのような事態におい て適切に対応するためには、法令に基づく取 組だけでなく、事業場に存在するリスクやニ ーズに応じて対応できる自律的労働衛生活 動を推進できる能力が必要と考えられる。

調査対象となった産業医は、感染フェーズ の経過の中で、変化するニーズに対応してい る。新興感染症発生時には、病原体の病原性 や感染性、有効な対策に関する情報が、徐々 に集積される。その間には、エビデンスが乏 しい情報や製品が氾濫する傾向もある。その ため、信頼がおける情報源をもち、そこから 最新情報を入手し、その情報を吟味し、事業 場の実態に応じて利用できる能力が必要と 考えられる。

本調査においては、調査対象となった産業

医が少ないこと、主に専属産業医として行っ た取組であることから、多様な事業場での産 業医活動に応用する上で、注意が必要である。 また、COVID-19のパンデミックは調査・解 析時点では収束しておらず、次々に病原性や 感染性が異なる変異株が出現している状況 である。そのため、一定期間後に追加情報を 収集して、より幅広い産業医の役割について 考察が必要になると考えられる。

### E. 結論

COVID-19 パンデミック下で、産業医は新 型コロナウイルスウイルス感染による影響 および感染対策に伴う間接的な健康影響を 防止するため、産業医には自律的労働衛生活 動を展開できる能力を備えることが必要と 考えられる。

## F. 引用・参考文献

なし

### G. 学会・論文発表

なし

添付資料:別紙1~2

別紙1

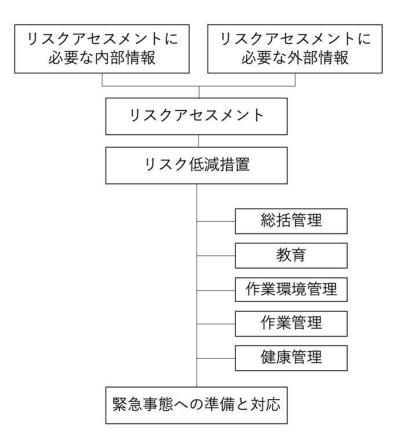


図1 直接影響の各分類の関係図

## 表1 意味単位の分布

	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期 (第一波)	小康期	感染拡大期 (第二波)	小康期	計
直接的影響							
リスクアセスメントに必要な外部情報の提供	8	16	12	12	9	8	65
リスクアセスメントに必要な内部情報の提供	0	0	2	1	1	1	5
リスクアセスメント	0	1	2	0	0	0	3
総括管理	11	32	23	13	15	13	10
作業環境管理	0	5	5	4	6	1	21
作業管理	20	39	39	24	20	10	15:
健康管理	2	6	1	0	0	0	9
教育	3	9	9	6	4	5	36
緊急事態への準備と対応	0	18	6	0	4	12	40
労働者以外への感染対策支援	0	1	3	0	4	1	9
間接的影響							
心理社会的健康影響	0	5	18	7	11	5	46
人間工学的健康影響	0	4	6	1	1	1	13
物理的要因健康影響	0	1	0	2	1	0	4
健康管理支援	2	1	2	0	0	0	5
<b>≣</b> †	46	138	128	70	76	57	51:

# 分担研究報告書

8. 新型コロナウイルス感染症対策における産業保健看護職の コンピテンシーならびに役割や機能

> 研究分担者 吉川 悦子 日本赤十字看護大学看護学部 准教授

### 労災疾病臨床研究事業費補助金

### 分担研究報告書

### 8. 新型コロナウイルス感染症対策における産業保健看護職のコンピテンシー

#### ならびに役割や機能

分担研究者 吉川 悦子 日本赤十字看護大学看護学部 准教授

### 研究要旨

本研究は、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)パンデミック状況下 において職域で如何なる対策が取られ、またその時如何なる問題が発生し、何が機 能し、何が不足していたのかを事例収集にて明らかにすることによって、今後の COVID-19をはじめとしたパンデミック拡大に備えるとともに、将来起こりうる新 感染症対策への体制を構築し、どのような指針(ガイドライン)が必要なのかを含 め実効性のあるツールの開発を行い社会実装すること、又、行政的な整備が必要と される部分には提言することを目指す。このうち本分担研究の全体目的は、事業継 続に影響するパンデミックをきたす感染症発生において、産業保健看護職が事業場 で果たす役割の明確化、この役割を習得・強化するためのコンピテンシーに基づく 教育プログラムの開発と実装化である。1年目の2021(令和3)度は、新型コロナ ウイルス感染症対策における産業保健看護職のコンピテンシーならびに役割や機能 を明らかにすることを研究目的とした。

インタビュー調査では9名の産業保健看護職に半構造化面接を実施し、COVID-19において産業保健看護職に求められるコンピテンシーについてデータを収集し た。分析の結果、災害発生時から復旧・復興に至るフェーズに応じた産業保健の実 践について語りを得た。データ分析の結果、2,149のコード、42のサブカテゴリ、 12つのカテゴリが抽出された。

質問紙調査では、日本産業衛生学会産業看護部会に所属する部会員への全数調査 として、郵送法を用いた無記名自記式調査を実施した。

質的・量的側面から検討された新型コロナウイルス感染症対策における産業保健 看護職の役割や機能は、刻一刻と状況が変わる海外・国内発生時から感染対策の転 換期までの中長期的な視座を持つ、産業保健専門職としての基盤となる職業倫理観 や価値観をも包括した幅広い概念から構成されていた。今後は、本研究で明らかに なった役割や機能を育成できるような教育プログラムや実践評価指標の開発などの 活用が期待される。

研究協力者:

安部 仁美 東海大学大学院医学研究科博士課程2年

吉川 徹 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

### A. 研究目的

新型コロナウイルス感染症(以下、COVID -19)パンデミックにおいて、社会全体の対応 の遅れが指摘された(川名,2020)。2009年の 新型インフルエンザ流行の際は、企業での新感 染症に対する危機感が高まり、一定程度の対策 が各企業で検討されたものの、その後の更新は されず、今回のCOVID 19流行下ではそれら の対策はほぼ機能しなかった(濱田・佐藤, 2020)。一旦パンデミック能力を持つ感染症が 発生すると、水際対策やフェーズ毎の対策など 時間的余裕がない中で、企業においては、即座 に業種・業態にあわせて対応を取る必要がある

(日本産業衛生学会, 2021)。しかし、新しい感 染症の場合は科学的エビデンスが乏しく、また 情報が錯綜した中で、事業継続計画(Business continuity plan :以下、BCP) に基づき、感染 対策をしながら優先すべき事業を継続するこ とが求められ、業種・業態に応じた従業員の感 染対策、拡大防止を講じる必要性がある。この ことから、事業場や従業員の感染対策や拡大防 止を、事業継続の観点も含めて展開する産業 医·產業保健看護職等(以下、產業保健専門職) の重要性が増すと考えられる。BCP に影響を 及ぼすほどの感染症まん延は、たびたび起こる ものではなく、今回の COVID 19 パンデミッ クを事例として、将来起こりうる新感染症に対 する平常時から流行に備えておくとともに流 行時に迅速かつ柔軟に職場において感染防止 対策が講じられること、産業保健専門職が事業 場での感染症対応にどのような役割を果たす べきであるかを明らかにして、実効的な感染症 対策に資する産業保健専門職の育成に資する 知見を蓄積することが重要である。

本分担研究の全体目的は、事業継続に影響す るパンデミックをきたす感染症発生において、 産業保健看護職が事業場で果たす役割の明確 化、この役割を習得・強化するためのコンピテ ンシーに基づく教育プログラムの開発と実装 化である。1年目である20212(令和3)年度 は、このうち、インタビュー調査ではCOVID-19対策における産業保健看護職のコンピテン シー、質問紙調査ではCOVID-19対策におけ る産業保健看護職の役割や機能を明らかにす ることを研究目的とした。

### B. 研究方法

- 1. インタビュー調査
- 研究デザイン 質的記述的研究とした。
- 2) 研究対象者

COVID-19 における事業場での感染症対 策に発生当初からかかわる産業看護職 10 名程度で、インタビュー現在も同じ事業場 での勤務を継続している者とした。

研究者の研究活動を通じたネットワー ク・サンプリングにより研究対象者を募集 した。

 3)研究期間ならびにデータ収集期間 研究期間は、2021年12月から2023年
 3月末日まで、データ収集期間は2021年
 12月から2022年2月末日とした。

4) データ収集方法 インタビューガイドを用いた半構造化面 接を行った。インタビューはウェブ会議シ ステム (Zoom または webex)を用いたオ ンライン形式で、原則1名につき1回、1 時間程度とした。インタビューは、新型コ ロナウイルス感染症対策における産業看 護職に必要なコンピテンシー(必要とされ る知識や技術の本質を見極め、それらの知 識や技術を上手に活用して高い効果をあ げる力)についての説明したのち、職域の ための新型コロナウイルス感染症対策ガ イド(引用)に示された「産業保健職の役 割」9つを示しながら実施した。インタビ ューガイドの質問例としては、COVID-19 発生初期、感染拡大期などの時期別に自身 が果たした役割や機能、役割や機能を果た すうえで心がけたこと、実践したことにつ いて語ってもらったうえで、COVID-19 での対応経験を経て感染症対策として産 業看護職に求められるコンピテンシーに ついて自由に語ってもらった。インタビュ ー内容は研究参加者の合意を得て IC レコ ーダーに録音するとともに研究者がフィ ールドノーツにメモを取った。

5) データ分析方法

COVID-19 の対応は、世界的なパンデミ ックとなってから2年が経過しており、国内 での対応も長期にわたっている、その間、科 学的知見の蓄積やワクチン・治療薬の開発も 進んでおり、流行状況や対策に応じて産業保 健看護職に必要とされるコンピテンシーも 変わっていくことが予測される。そのため、 データ収集の際、何年何月頃に実践したこと であったかを思い出せる範囲で語っていた だき、それらを国内の感染流行状況(2019年 12 月から 2022 年 2 月頃、第 1 波から第 6 波まで)に分類した。

IC レコーダーの音声データを逐語録に起 こしたうえで、逐語録を精読しながら、 COVID-19 対応における産業看護職のコン ピテンシーに関する内容に着目し、出来る限 り研究参加者の言葉を使うようにして、その 内容を端的に表すコードとして抽出した。複 数のコードから共通のテーマを見出しサブ カテゴリに整理する。サブカテゴリの同質性、 異質性から共通性を見出しながらカテゴリ を抽出し、抽象度を上げた。

6) 倫理的配慮

本研究は、日本赤十字看護大学研究倫理 審査委員会の承認を得て実施した(2021 -061)。研究参加の任意性、撤回の自由、 個人情報の保護と研究データの保管方法 等について文書と口頭で説明し、研究参加 に口頭と文書にて同意を得られた場合に 研究対象者とした。

- 2. 質問紙調査
- 研究デザイン 量的記述的研究デザイン。郵送法を用い た無記名自記式質問紙調査を実施した。
- 研究参加者
   日本産業衛生学会(以下、学会)産業看
   護部会員のうち、産業保健看護の実務を主
   たる業務としている者を対象とした。
- 研究期間ならびにデータ収集期間 研究期間は、2021 年 2 月から 2023 年 3 月末日まで、データ収集期間は、2022 年 3 月から 2022 年 4 月とした。
- 4) 質問紙作成手順
  - (1) 質問紙の作成プロセス

学会が公表している「職域のための新型コ ロナウイルス感染症対策ガイド(2020)」を 参考に、研究者間の検討にて質問項目を抽出 した。

(2) 調査項目

質問紙は、研究参加者の基本属性と事業所 の基本情報、事業所の COVID-19 対策、 COVID-19 対策における産業看護職の役割 や機能の項目で構成した。本研究の参加者は、 産業保健看護の実務者を対象とするため、ま ず日頃の業務について尋ね、主に産業保健看 護の実務活動に携わっている者のみが引き 続き回答できるようにした。

研究参加者の基本属性として、年代、性別、 所有資格、所属地方会、所属先、雇用形態、 職位、上司の職種、経験年数、産業看護職以 外の経験について尋ねた。事業所の基本情報 としては、研究参加者が産業保健看護活動を 行っている事業所の基本情報として、業種、 従業員数、産業保健体制、危機管理体制につ いて尋ねた。事業所の COVID-19 対策は、 職域のための新型コロナウイルス感染症対 策ガイドの記載内容をもとに、職域接種も加 えて COVID-19 対策の実施の有無について 尋ねた。COVID-19 対策における産業看護 職の役割や機能は、職域のための新型コロナ ウイルス感染症対策ガイドの記載内容をも とに、産業保健専門職の役割として列挙され ていた9つの項目を質問項目に設定し、5件 法(「ほとんど関与していない」から「積極 的に主軸として関与した」)で尋ねた。産業 保健体制の中で自身の役割ではなかったと いうことも踏まえて、「私の役割ではなかっ た」の項目を加えた。

5) 分析方法

統計パッケージ SPSS (ver.28.0) for Windows を用いて分析した。回収率、有効 回答率を算出したうえで、各質問項目に関し て、記述統計量(度数、範囲、平均、標準偏 差)を算出した。

6) 倫理的配慮・同意の手続きについて

本研究は日本赤十字看護大学研究倫理審 査委員会の承認を得て実施した(2021-074)。質問紙は無記名自記式のため、依頼書 に研究の概要や個人情報の保護、倫理的配慮 について記載した。研究対象者は質問紙の最 初のページにある「研究に同意する」のチェ ックボックスにチェックした上で回答し、返 送をもって同意とみなす旨、また、いったん 質問紙を返送して以降の撤回はできないこ とを文書にて説明した。

## C. 結果

1. インタビュー調査

インタビュー調査では、9名の産業保健看護 職にインタビューを実施した(表1)。

本報告書では、COVID-19 対策における産

業保健看護職のコンピテンシーのうち、感染フ ェーズごとの結果を示す。データ分析の結果、 149 のコード、42 のサブカテゴリ、12 つのカ テゴリが抽出された(表 2~5)。

感染フェーズは、おおむね 2019 年 12 月頃 から 2020 年 5 月の緊急事態宣言頃までの「海 外発生期から社内危機管理体制の整備」(表 2)、 2020 年 5 月 (緊急事態宣言解除後)から 2020 年 12 月の「最初の緊急事態宣言解除以降から 危機管理体制の維持・運用期」(表 3)、2021 年 1 月から 2021 年 6 月の「全国的な感染拡大に 対応する社内の体制整備」(表 4)、2021 年 6 月 以降の「感染対策の転換期・職域接種の展開」 (表 5)の4つに分けた。これ以外に、すべて の時期に共通するコンピテンシーとして 132 コードが抽出された。

以下、フェーズごとに抽出されたカテゴリ、 サブカテゴリを記述する。カテゴリは【】、 サブカテゴリは< >、研究対象者が語った 生データは「」で示す。生データの末尾に 記載してあるアルファベットは研究対象者を 仮名化したものである。

5) 海外発生期から社内危機管理体制の整備

この時期は、【産業看護職としての初動体制 を整える】【産業保健専門職として求められる 役割を果たす】【産業看護職としての強みを活 かしてアプローチする】【情報を適切に取り扱 う】の4つのカテゴリで構成された。感染状況 をウォッチングしながら未知なる COVID-19 に対する適切な対応体制を可能にするための 科学的な根拠の探索や情報提供、職場や従業員 の未知なるウイルスに対する不安にきめ細や かに対応し、一つ一つの事例に対して丁寧にか かわっている産業保健看護職の実践が語られ た。

【産業看護職としての初動体制を整える】た めに、産業保健看護職は、<緊迫した状況を肌 で感じる>ことで、対応の迅速性、緊迫感を認 識し、産業保健専門職としてたとえ会社が役割 として認識していなくても危機管理対策部門 との連携や組織化を働きかけ<社内の危機管 理の体制づくりにかかわる>ことをしていた。 危機管理体制の組織においては<会社として 一貫性を持った対応ができるよう整理する> ことが重要であった。迅速な対応が求められる 中、<実際に対応しながらルールや手順をつく りあげる>柔軟な姿勢で臨みつつ、<今ある事 象の対応だけでなく先を予見した対応を心が ける>ことに重きを置いていた。

【産業保健専門職として求められる役割を 果たす】ために、医学的な知識や見解を提供し たり、対策はあくまでも科学的根拠に基づくも のとなるように、適切な情報源やよりどころと する情報の質を見極めるなど<医学的・科学的 根拠に基づいた対応を行う>ことが何よりも 大切であった。また社内での体制整備や対応に あたっては、公衆衛生活動という認識で対応の 軸を決め、自分の言動で出社停止措置や全体の ルールが決まるという責任の重大さを認識し ながら慎重に検討することが語られた。産業保 健部門としての方向性を定め、まずは自分でや って見せて、対応の基本姿勢を示すなど<産業 保健看護職としての基本姿勢や軸を定める> ことが重要であった。実際の対応では、社内で の結核発生事例や新型インフルエンザ、SARS などの<過去の感染症対応経験を活かす>様 子が語られた。

【産業看護職としての強みを活かしてアプ ローチする】においては、未知のウイルスに対 して過剰に反応したり、数週間にもわたる自宅 待機や出張禁止制限などに対する様々な現場 や従業員の反応にきめ細やかに丁寧に対応す る産業保健看護職の対応姿勢が語られた。<現 場からの不安や不満を受け止めて安心を保障 する>ことは、安心してはたき続けることので

きる環境、そしてたとえ罹患したとしても安心 して療養できる環境を整えることであった。同 時に、現場に最も近いフロントラインの産業保 健専門職として、どうアプローチすると会社や 社員が動くかを考えるなど<効果的なアプロ ーチを模索する>こと、国や権威ある学術団体 が提示する標準的な感染予防策や対策に対し て、職場で使ってもらえるものにするためにか み砕いて伝えたり、現実に対応可能であるか検 討し、具体的な対策に落とし込んで情報を提供 するなど<実用的な対策に落とし込む>様々 な工夫をしていた。この時期は、COVID-19は 未知の感染症であり、確実な情報は限局的でも あったが、国・政府の通達、学術団体の声明や 各種ガイド、国立の研究所の情報、海外の研究 論文などから<わからないなりに適切な情報 源を選び社内の対策に役立てる>ことにつな げていた。

【情報を適切に取り扱う】 では、<情報開示 のルールを決めて対応する><わかりやすい 情報発信を工夫する><リアルタイムで迅速 性のある情報提供を心がける>で構成された。 事業場での最初の感染事例や濃厚接触者に対 する情報開示など、社内に向けてまた社外に向 けて何をいつどの程度公開するかなど、危機管 理部門や広報担当と連携しながらルール決定 にかかわっていた。情報公開の公正性と感染者 をまもること、情報公開は情報を提供する側と その情報そのものである従業員や職場の信頼 関係を損ねることがないように対応すること が重要であった。また、社内ウェブサイトやポ ータルサイト、一斉メール等、様々な情報共有 ツールを活用しながら必要な情報発信や情報 提供を、迅速にリアルタイムに対応するスピー ド感と確実性が求められていた。

最初の緊急事態宣言解除以降から危機管
 理体制の維持・運用期

この時期は、【危機管理体制の運用にかかわ る】【産業保健専門職として求められる役割を 果たす】【産業看護職としての強みを活かして アプローチする】【情報を適切に取り扱う】の 4つのカテゴリで構成された。この時期は、緊 急事態宣言解除後のニューノーマルな職業生 活への対応、3 密環境回避などの具体的な対策 の事業場への落とし込み、危機管理体制として 様々なケースに対応する中での産業保健看護 職の工夫や役割が語られた。

【危機管理体制の運用にかかわる】は、<会 社として一貫性を持った対応ができるように 整理する><実際に対応しながらつくりあげ る><状況に応じて対応しながらつくりあげ る><それぞれの役割分担の中で対応してい く><発生時のマニュアルを整備する>で構 成された。緊急事態宣言までの間で、これらの 対応を済ませていた事業場もあれば、実際に感 染例や感染疑い例の社内での発生にあわせて 体制を整えていた事業場など、着手時期は地域 差や事業場の特性によってことなるものの、産 業保健看護職に求められるコンピテンシーと しては共通するものであった。

「地域による感染に対する温度差が違っていた。地方に比べると都心のほうが走りすぎてしまった感はあったが、(2020年)11月12月の ピークを迎えるころにはある程度体制が整った(B)。」

「コロナの特性上、対応にはスピードが求めら れ。まずは健康管理部門から社員に対応を案内 するが、不服申し立ては人事にするように案内 した (A)」

【産業保健専門職として求められる役割を果 たす】では、<医学的・科学的根拠に基づいた 対応を行う>ことなど COVID-19 対策当初か らの役割に変わりはなかった。緊急事態宣言解 除以降は様々な制約の中でも事業活動継続が 求められていたが、有症状者や濃厚接触者、陽 性者の出勤停止措置等において過剰な対策を 職場が求めた場合も、科学的根拠やその対策の 妥当性について、感染成立の要件や発症までの 日数などを説明して納得してもらうなど<科 学的根拠や対策の妥当性を粘り強く説明する >ことで対応していた。

この時期になると、社内での陽性者なども数 は少ないものの発生するようになっていた。産 業保健看護職は、陽性者や陽性者が所属する職 場・管理者に向けて「感染することが悪いこと じゃないと、誰でも感染し得ることなんだ(A)」 と説明したり、「本人が一番不安でつらいから、 そこは丁寧に対応しようねということを何度 も何度も言っていた気がします(B)」などの ように<産業看護職としての基本姿勢や軸を 定める>ことをしていた。入院や重症化した際 の家族への精神的なケア、クラスター事例など <複雑で困難な事例への対応を行う>ことも 事例として増えていった時期であった。

【産業看護職としての強みを活かしてアプロ ーチする】では、<効果的なアプローチを模索 する><現場の不満や不安を受け止めて安心 を保障する>はこれまでの時期と共通する内 容であったが「復職する際の手続きの書類の確 認では『どうぞ温かい雰囲気で迎えて差し上げ られるように、サポートをよろしくお願いしま す』といったような一文を添えて、ご連絡する *ようにしていました (E)*」などのように産業 保健看護職ならではのきめ細やかな雰囲気づ くりの工夫が語られた。そのほか、COVID-19 以前は利用率の低かった、社外カウンセリング 窓口を COVID-19 の感染まん延にあわせて最 周知し、活用を促したところ前年よりも利用率 が上がるなど<既存の外部資源を上手に活用 する>ことで現場や従業員の漠然とした不安 などに対応する工夫が語られた。

【情報を適切に取り扱う】においては、社内 での COVID-19 対応ルールや手順を定めた際 には<一方通行ではなく対話ができる情報発 信を工夫する>ことで対策の順守・徹底を図っ ていた。情報開示のルールについては、「地方 の拠点で陽性者や家族への差別や偏見も根強 い地域などもあったので、従業員やその家族に 迷惑がかかるような場合は公表を避けたほう がいいんじゃないかと考えていた (F)」など 様々な意見や感情が渦巻く中でも<情報開示 のルールを決めて対応する>ことが重要であ った。

「社内のコロナ対応のルールを変えるときは、 全拠点の担当者 150 人とのオンライン説明会 を随時持ち、一方的ではなく丁寧に説明するこ とができた (B)」

7) 全国的な感染拡大に対応する社内の体制 整備

この時期は、【感染者急増に対応する危機管 理体制を整える】【産業保健専門職として求め られる役割を果たす】の2つのカテゴリで構成 された。これまでは限局的な地域での発生であ った COVID-19 が全国的な発生者数の急増と ともに、事業場内での発生者も増えることで、 1事例1事例を丁寧に対応してきた既存の危機 管理体制の見直しが図られた時期であった。

【感染者急増に対応する危機管理体制を整え る】では、クラスター事例の対応や社内で急増 する発生者の相談対応など<膨大に膨らむ業 務に追われる>ようになった。感染者数の急増 によって保健所も積極的疫学調査の重点化な ど対応方針が変わった時期であったが、事業場 内でも保健所の判断を待たずに各拠点の基準 で濃厚接触者相当の対応とするようになるな ど<感染の段階や状況に応じた社内体制整備 >も図られた。 【産業保健専門職として求められる役割を 果たす】では、<クラスター対策など感染拡大 防止に専心する><感染対策の定型化や効率 化をすすめる><科学的根拠に基づく効果の ある対策にシフトする>で構成された。

<クラスター対策など感染拡大防止に専心 する>では、感染者が急増する中でも事業場内 の感染拡大防止に向けた迅速な対応がとられ ていた。

「クラスターが発生した際は拠点の担当者が 先頭に立って聞き取りし、必要な人には会社の 費用で PCR 検査を実施するなど迅速な対応を することで感染の拡大はなかった(D)」。

同時に、COVID-19の社内対応については、 経験の蓄積で定型化されていることも多く「何 かが起こっても、保健所は、こう反応してくる だろうとか、従業員の方々は、多分こういうふ うに思うだろうとか、ある程度予測が付くよう *になった(C)*/のように、予見可能な中での対 応となっていた。パンデミック初期のころは社 内で発生事例が出るたびに開かれていた対策 会議はすでにこのころは開催することはなく、 国の方針が大きく動くときだけそれに沿った 方針や体制となるようにしていたなどの語り も得られた。事業継続とのバランスについても 考慮しながら「科学的根拠、効果のある具体的 な対策をどれだけ事業場の現実に即して運用 できるかという点でのアドバイスに移ってい った (F) / など < 科学的根拠に基づく効果のあ る対策にシフトする>ようになっていった。

 8) 感染対策の転換期・職域接種の展開 産業保管看護職

【中長期化を見据えた対応の転換をはかる】 【職域接種のスムースな運営に携わる】の2つ のカテゴリから構成された。この時期は、 COVID-19 対応の中長期化にともない、持続 可能な危機管理体制の方向変更や職域で展開 されたワクチン接種に関する実践からの語り が得られた。

【中長期化を見据えた対応の転換をはかる】 のカテゴリは、<感染の段階や状況に応じた社 内対応ルールの変更><中長期化するコロナ 禍での社員の変化を把握する><感染拡大の リスクに対しては変わらず迅速に対応する> のサブカテゴリが抽出された。

「社員本人の報告は、有症状時から有症状かつ 検査をするタイミングに変えた。エビデンスだ けではない、社会や会社の動向とか空気という か許容度、そういうのも見極める力が必要(A)」 などのように、<感染の段階や状況に応じた社 内対応ルールの変更>を進めていた。この背景 には COVID-19 が未知なるウイルスから人々 にとって身近なものになり「感染症慣れ」が進 むことで、2週間に及ぶ自宅待機について事業 継続等の面から不満を持つ社員や職場が増え てきているという変化を敏感に察知して、事業 継続と感染リスクのバランスの中で会社とし ての方針が変更されてきたことを受けてのこ とであった。その中でもクラスターが発生した 場合はいち早く対応し、「クラスターが起きた ときにはすぐに (職場と) 連携して迅速に対応 できた。管理職と相談しながらリスクの高い作 *業や環境をすぐに改善することもできた (G)」* など、<感染拡大のリスクに対しては変わらず 迅速に対応する>産業保健看護職の対応姿勢 があった。

【職域接種のスムースな運営に携わる】では、 <準備・経験不足の中で職域接種に対応する> <安全が担保されるのか専門職としての葛藤 を抱える><チームとして難局を乗り切る> <職域接種の効果や意義を実感する>のサブ カテゴリが抽出された。

職域接種はトップダウンで実施が決まり、全 国的にも体制整備が進まない中的な制約があ る中で、安全性を担保しなければならないとい うせめぎあいでの実践となっていた。

「トップの判断では、とにかくワクチンをいち 早くやる、ただワクチンが本当に来るかどうか も分からない、マンパワーも全く足りない、私 たちの経験やスキルも足りない中で、諸々の体 制を整えていった。通常であれば1か月くらい かけて準備することを 2 週間くらいで開始に なった(B)」

ワクチンの安全性、副反応や緊急事態への備 えなど、不確かな情報と限られた経験の中での 準備に<安全が担保されるのか専門職として の葛藤を抱える>語りも多く得られた。

実際に職域接種が始まってみると、会場の設 置は施設管財部門が、ワクチンの予約は研修担 当部門が担うなど、「チーム力を発揮して、本 部の各部門が総出で持てる力を出し合って対 応した。各々の特色を生かして分担しながら一 気に進めた(B)」のように<チームとして難局 を乗り切る>ことができていた。これらの経験 から、難局を乗り切ったという達成感や満足感、 そして、感染者数の現状や社員から感謝される など<職域接種の効果や意義を実感する>こ とにつながっていた。

「職域接種に関われて本当に感謝している。社 会貢献にもなったし、社員の安全確保、感染防 止にも大いに役立ったと思う。産業保健の会社 人生の中でもとても大きな出来事だったと思 って、携われたことに本当にありがたいなと思 っています。意義が大きかった(E)」

#### 2. 質問紙調査

日本産業衛生学会産業看護部会員のうち、住 所不定で戻ってきた4人を除く1639人に調査 票が配布され475人の回収された(回収率 29.0%)。このうち、「主に産業保健看護の実務 活動全般」に携わっていると答えた429人(回 答者のうちの90.3%)を分析対象とした。 1) 研究対象者の基本属性

研究対象者の基本的属性を表6に示す。対象 者の年代は40-49歳が154人(35.9%)と最も 多く、50-59歳が145人(33.8%)とこの年代 で7割弱を占めていた。女性が420人(97.9%)、 所有資格は保健師355人(82.8%)、看護師72 人(16.8%)であった。所属地方会は、関東173 人(40.3%)、次いで近畿78人(18.2%)、東 海61人(14.2%)、九州35人(8.2%)と続い た。所属先は企業等の法人が最も多く354人 (82.5%)、健康保険組合35人(8.2%)、労働 衛機関14人(3.3%)と続いた。雇用形態は387 人(90.2%)が常勤であった。行政保健師とし ての経験を有する者が84人(19.6%)いた(表 6)。

研究対象者が産業保健看護実務を行う事業 所の概要を表7に示す。製造業189人(44.1%)、 情報通信業が45人(10.5%)とこの2つの業 種で全体の半数を占めた。事業所の規模は 5,000人以上が113人(26.3%)と最も多かっ たが、1,000-2,999人(25.9%)も含め1,000 人以上の規模で6割を占めた。

2) 事業所での COVID-19 対策の有無

事業所における COVI-19 対策の実施状況を 図1に示す。対策としてあげた9つの項目は、 75.8%から98.4%といずれも高い実施率であった。実施率が高い順に、「感染症対策に対す る社員への普及啓発(情報提供)」と「事業所 内の環境対策(飛沫防止、レイアウト変更等)」 がいずれも98.4%、「感染者(疑い含む)の報 告ルートや対応手順の整備」97.9%、「感染予 防対策(危機管理)を担う体制・組織の整備」 95.6%、「感染者(疑い含む)への就業制限と職 場復帰支援」94.6%、「出社制限・テレワークの 実施」94.4%、「事業者による方針の表明」 93.0%であった。実施率が9割を切った項目は 「COVID-19 対応に即した事業継続計画 (BCP)の策定」82.5%と「職域接種の実施」 75.8%の2項目であった。

これらの基本的な事業所での COVID-19 対 策に対して、「産業保健看護職が中心的な役割 を果たしたか」の回答状況を図2に示す。いず れの項目についても、中心的な役割を果たした と回答した項目は少なく、8.2%から 62.2%と 低い値であった。その中でも5割を超えていた 項目は、「感染症対策に対する社員への普及啓 発(情報提供)」62.2%、「職域接種の実施」 50.3%の2項目であった。5割には至らなかっ たが、「感染者(疑い含む)への就業制限と職 場復帰支援」は48.0%と9つの項目の中では、 3 番目に中心的な役割を果たしたと回答した 者が多かった。少なかった項目は、「COVID-19 対応に即した事業継続計画(BCP)の策定| 8.2%、「出社制限・テレワークの実施」12.8%、 「事業者による方針の表明」15.2%であった。

#### 3) 産業保健看護職の役割や機能

COVID-19 対策における産業保健看護職と しての役割や機能について、実際にどの程度関 与したかを図3に示す。

「積極的主軸として関与した」「関与した」 群を合計して集計したところ、関与したと回答 した割合が高かった項目は、「医学情報の収集 と職場への情報提供」55.9%、「従業員のメンタ ルヘルスや差別防止への配慮」54.1%、「従業 員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施」 52.0%であった。「事業所に感染者(疑い例含む) が出た場合の対応」は5割を超えなかったもの の46.9%であった。半面、関与したと回答した 割合が低かった項目は、「感染予防対策に関す る事業所内体制の構築に関する事業者への助 言」30.3%、「措置の強化や緩和に関する医学的 妥当性の検討と助言」30.5%であった。

## D. 考察

インタビューによって明らかになった COVID-19 対策における産業保健看護職に求 められるコンピテンシーは、産業看護職として の初動体制を整える、産業保健専門職として求 められる役割を果たす、産業看護職としての強 みを活かしてアプローチする、情報を適切に取 り扱う、危機管理体制の運用にかかわる、感染 者数急増に対応する危機管理体制を整える、中 長期化を見据えた対応の転換をはかる、職域接 種のスムースな運営に携わるの8つであった。 吉川らは、災害時に求められる産業保健専門職 のコンピテンシーについて【アセスメント力】、 【実践力】、【調整力】【災害発生の備え】がコ アコンピテンシーであると述べている(吉川他、 2021)。本研究結果らも海外発生期から情報収 集をしつつ状況を見極めつつ、必要な時には迅 速に危機管理体制が構築できるよう産業保健 看護職の立場からアプローチをしている姿が 描き出された。これらは、<br />
適切なアセスメント 力、実践力、発生への備えに基づく、調整力そ のものであり、健康危機管理や災害などの通常 とは異なる状況下において、これまでの経験を 活用し、冷静に事態を見極めて行動していくこ とが高い成果を上げる職務遂行能力であるコ ンピテンシーとして求められたと考えられる。

産業保健専門職として求められる役割とし ては、医学的な知識や最新の知見を迅速かつ適 切に収集し、提供すること、単に情報提供する のではなく、現場が理解できる、実践できる、 継続できるレベルに、専門的な知見を解釈して 伝えるという翻訳機能が重要であった。特に COVID-19 が国内で流行した初期の段階にお いては、科学的な根拠の蓄積も十分ではなく、 かつ衛生資材等の物資も不足している中で、わ からないなりに適切な情報源を選び社内の対 策に役立てるなど、産業保健看護専門職として の責務を全うするために、職業倫理観に裏打ち された真摯な基本姿勢が実践を支えていたこ とが示唆された。

産業保健看護職は現場に身近な産業保健専 門職として、フロントラインに立って対応する ことを強みとしている。COVID-19 という健 康危機の状況であっても、フロントラインで対 応する産業看護職としての強みが遺憾なく発 揮されたアプローチが展開されていた。現場で は未知のウイルスや感染症である COVID-19 に対して、時には過剰な対応をしながら、また、 陽性者や濃厚接触者は差別や偏見にさらされ るリスクも高かった時期に、誰でもどこでもか かりうるものである、感染した人を責めないと いう方針に基づいて、COVID-19 を正しくお それ、正しく対応するためにどのように対峙す べきかを、さまざまな実践を通して一貫した対 応をしていた。COVID-19 のような健康危機 管理において、産業保健看護職は、事業場のニ ーズや要請に対して優先順位を意識しながら、 迅速に、そして、確実に応えていくことの重要 性が指摘できる。これらの産業保健活動の取捨 選択や優先順位の決定に至る思考過程に産業 保健看護職としての適切なアセスメントや予 見性、専門職としての基本的姿勢や価値観が影 響を与えていることが示唆された。

質問紙調査の結果からは、特に、感染症対策 に対する情報提供や普及啓発、そして職域接種 といった保健医療の専門家としての対策に中 心的な役割を果たしていたことが明らかにな った。あわせて、産業保健のフロントライン・ スタッフとして、基礎疾患やハイリスクの従業 員を把握し、事前に必要な配慮を検討しておく 等の配慮の検討と実施や従業員のメンタルへ ルス対策や差別防止への配慮等に関与してい る実態も明らかになった。一方で、BCP の策 定や事業所内体制の構築に関する事業者への 助言、措置の教科や緩和に関する医学的妥当性 の検討と助言については、中心的な役割を果た していない、または関与していない、自身の役 割ではなかったとする者が多く、事業所全体の 体制構築や措置の緩和や強化などの判断に関 する事項については、多くの産業保健看護職は 自身の役割や機能ではないと認識している者 が多い実態が明らかになった。産業保健看護職 は、事業者・労働者による主体的な健康確保の ための取り組みを支援する役割を有するが、健 康危機管理における最終的な意志決定者は事 業者であること、医学的な判断についても最終 的な判断は医師と役割分担をしている産業保 健看護職が一定数いることが示唆された。

## E. 結論

質的・量的側面から検討された新型コロナウ イルス感染症対策における産業保健看護職に 求められるコンピテンシーならびに役割と機 能は、既存の産業保健看護職に求められる基本 的なコンピテンシーと共通していることが明 らかになった。それらに加えて、健康危機管理 という特性上、刻一刻と状況が変わる海外・国 内発生時から感染対策の転換期までの中長期 的な視座を持つ、産業保健専門職としての基盤 となる職業倫理観や価値観をも包括した幅広 い概念から構成されていた。今後は、本研究で 明らかになった役割や機能を育成できるよう な教育プログラムや実践評価指標の開発など の活用が期待される。

## F. 引用文献

- American Association of Occupational Health Nurses Inc. (2007). Competencies in occupational and environmental health nursing. AAOHN journal: official journal of the American Association of Occupational Health Nurses, 55(11), 442.
- Boam, R., & Sparrow, P. (1992). Designing and achieving competency: a competency-

based approach to developing people and organizations: McGraw-Hill.

- 川名明彦(2020).COVID-19 のこれまでと これから.日本内科学会雑誌 109:2257-2259
- 厚生労働省:新型コロナウイルス感染症対策 の基本方針 令和2年2月25日 https://www.mhlw.go.jp/content/1090000 0/000599698.pdf (2022/4/1閲覧)

Kono, K., Goto, Y., Hatanaka, J., & Yoshikawa,
E. (2017). Competencies required for occupational health nurses. *J Occup Health*, *59*(6), 562-571.

doi:10.1539/joh.16-0188-OA

濱田篤郎・佐藤一朗(2020).新型コロナウイル ス感染症~歴史学的および社会学的観点か らの検討. 日本臨床寄生虫学会誌 31:7-11.

日本渡航医学会・日本産業衛生学会(2021). 職域のための新型コロナウイルス感染症対 策ガイド第5版 https://www.sanei.or.jp/images/contents/ 416/COVID-19guide210512koukai0528revised.pdf

(2022/3/30 閲覧)

- Spencer, L. M., & Spencer, P. S. M. (2008). Competence at Work models for superior performance: John Wiley & Sons.
- 佐甲隆, 野呂千鶴子, & 伊藤薫. (2007). WHO グローバルコンピテンシーモデル. 三重県 立看護大学紀要, 11(11), 93-99.
- 高橋哲雄, 久保達彦, 森晃爾. (2018). 英国の 危機管理システムと労働安全衛生機能の位 置づけ. Journal of UOEH, 40(2), 201-208.
- 豊田裕之, 久保達彦, 森晃爾. (2016). 米国に おける危機対応に従事する労働者の安全衛 生管理体制. 産業衛生学雑誌, 58(6), 260-270.

吉川 悦子, 安部 仁美, 横川 智子, 久保 達 彦, 立石 清一郎, 森 晃爾.(2021).熊本地 震で被災した事業場に所属する産業保健専 門職の経験からとらえた災害時に必要な産 業保健専門職のコンピテンシー. 産業衛生 学雑誌, 63(6) 291-303.

# G. 研究発表

- 1. 論文発表
  - なし
- 2. 学会発表 なし
- H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)
- 1. 特許取得
  - 該当せず
- 2. 実用新案登録

該当せず

3. その他

該当せず

# 表 1 インタビュー調査の研究対象者の概要

		Mean	SD
年齢		52.0 $\pm$	6.2
産業看護職る	としての経験(年)	23.6 $\pm$	7.1
現事業場での	0経験(年)	14.2 $\pm$	9.8
		n	%
職種	保健師	9	100.0
職位	管理職(課長相当以上)	4	44.4
	係長相当	2	22.2
	一般職	3	33.3
勤務形態	常勤	9	100.0
	非常勤	0	0.0
業種	製造業	5	55.6
	その他(情報通信業・卸 売業・保健金融業等)	4	44.4
従業員規模	10,000人以上	2	22.2
	1,000人~9,999人	6	66.7
	1,000人未満	1	11.1

# 表 2 国内発生期から社内危機管理体制の整備

カテゴリ	サブカテゴリ
産業看護職としての	緊迫した状況を肌で感じる
初動体制を整える	実際に対応しながらつくりあげる
	社内の危機管理の体制づくりにかかわる
	会社として一貫性を持った対応ができるように整理する
	今ある事象の対応だけでなく先を予見した対応を心がける
産業保健専門職とし	医学的・科学的根拠に基づいた対応を行う
て求められる役割を	産業看護職としての基本姿勢や軸を定める
果たす	過去の感染症対応経験を活かす
産業看護職としての	現場の不満や不安を受け止めて安心を保障する
強みを活かしてアプ	効果的なアプローチを模索する
ローチする	実用的な対策に落とし込む
	わからないなりに適切な情報源を選び社内の対策に役立てる
情報を適切に取り扱	情報開示のルールを決めて、対応する
う	わかりやすい情報発信を工夫する
	リアルタイムで迅速性のある情報提供を心がける

表 3 最初の緊急事態宣言以降から危機管理体制の維持・運用期

カテゴリ	サブカテゴリ
危機管理体制の運用にかかわ	会社として一貫性を持った対応ができるように整理する
3	実際に対応しながらつくりあげる
	状況に応じて対応しながらつくりあげる
	それぞれの役割分担の中で対応していく
	発生時のマニュアルを整備する
産業保健専門職として求めら	医学的・科学的根拠に基づいた対応を行う
れる役割を果たす	科学的根拠や対策の妥当性を粘り強く説明する
	産業看護職としての基本姿勢や軸を定める
	複雑で困難な事例への対応を行う
産業看護職としての強みを活	既存の外部資源を上手に活用する
かしてアプローチする	効果的なアプローチを模索する
	現場の不満や不安を受け止めて安心を保障する
情報を適切に取り扱う	一方通行ではなく対話ができる情報発信を工夫する
	情報開示のルールを決めて、対応する

表 4 全国的な感染拡大に対応する社内の体制整備

カテゴリ	サブカテゴリ
感染者数急増に対応する危機管理体制	感染の段階や状況に応じた社内体制整備
を整える	膨大に膨らむ業務に追われる
産業保健専門職として求められる役割	クラスター対策など感染拡大防止に専心する
を果たす	感染対策の定型化や効率化をすすめる
	科学的根拠に基づく効果のある対策にシフトする

表 5 感染対策の転換期・職域接種の展開

カテゴリ	サブカテゴリ
中長期化を見据えた対応の転	感染の段階や状況に応じた社内対応ルールの変更
換をはかる	中長期化するコロナ禍での社員の変化
	感染のフェーズが変わったことにあわせて社内体制を整備
	する
職域接種のスムースな運営に	準備・経験不足の中で職域接種に対応する
携わる	安全が担保されるのか専門職としての葛藤を抱える
	チームとして難局を乗り切る
	職域接種の効果や意義を実感する

# 表 6 研究対象者の基本的属性

# (n=429)

		n	%
年齢	29 歳以下	22	5.1
1 1241	30~39 歳	 79	18.4
	40~49 歳	154	35.9
	50~59 歳	145	33.8
	60 歳以上	28	6.5
	無回答	1	0.3
性別	女性	420	97.9
	男性	5	1.2
	その他	4	0.9
所有資格		355	82.8
加有其伯	看護師	72	16.8
	助産師	1	0.2
	無回答	1	0.2
所属地方会		7	1.6
1/1 /1円をロノナ ム	東北	19	1.0 4.4
	関東	$13 \\ 173$	40.3
	北陸甲信越	22	40.0 5.1
	東海	61	14.2
	近畿	78	14.2
	中国	16	10. 2 3. 7
	四国	16	3. 7 3. 7
	九州	35	3. 7 8. 2
	無回答	2	0. 2 0. 6
所属先		354	82.5
12月7時フロ	健康保険組合(医療保険者)	35	82. 5 8. 2
	労働衛生機関	14	8.2 3.3
	大学等研究機関	8	1.9
	国・自治体・その他公的機関	9	1. 5 2. 1
	個人事業主	6	2. 1 1. 4
	画八事末上 その他	1	0.2
	無回答	2	0. 2 0. 4
雇用形態		387	90.2
	非常勤	33	30. 2 7. 7
	その他	8	1.9
	無回答	1	1. 9 0. 2
職位		7	1.6
4取1 <u>1</u> 2.	課長職相当	25	1.0 5.8
	係長職相当	25 75	5.8 17.5
	職位なし	75 320	
	戦位なし その他	320 2	74.6 0.5
これまでの経	<u>- その他</u> 産業看護職のみ		36.8
これまでの栓 験(M.A)		158 84	
词天 (M. A)	行政保健師 医	84 200	19.6 60.7
	医療機関の看護師 差護教論	299 10	69.7
	養護教諭	10 65	2.3
	その他	65	15.2

# 表 7 研究対象者が産業保健看護実務を行っている事業所の概要

n=429

	n	%
業種		
製造業	189	44.1
情報通信業	45	10.5
運輸業,郵便業	30	7.0
卸売業, 小売業	24	5.6
金融業,保険業	24	5.6
サービス業(他に分類されないもの)	22	5.1
医療,福祉	21	4.9
学術研究,専門・技術サービス業	17	4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	12	2.8
建設業	11	2.6
教育,学習支援業	8	1.9
複合サービス事業	5	1.2
公務(他に分類されるものを除く)	5	1.2
不動産業,物品賃貸業	4	0.9
その他	4	0.9
生活関連サービス業,娯楽業	2	0.5
農業,林業,漁業	0	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	0	0.0
無回答	6	1.2
事業所の規模		
5,000 人以上	113	26.3
3,000~4,999 人	39	9.1
1,000~2,999 人	111	25.9
500~999 人	66	15.4
300~499 人	37	8.6
299 人以下	55	12.8
その他	3	0.7
無回答	5	1.2

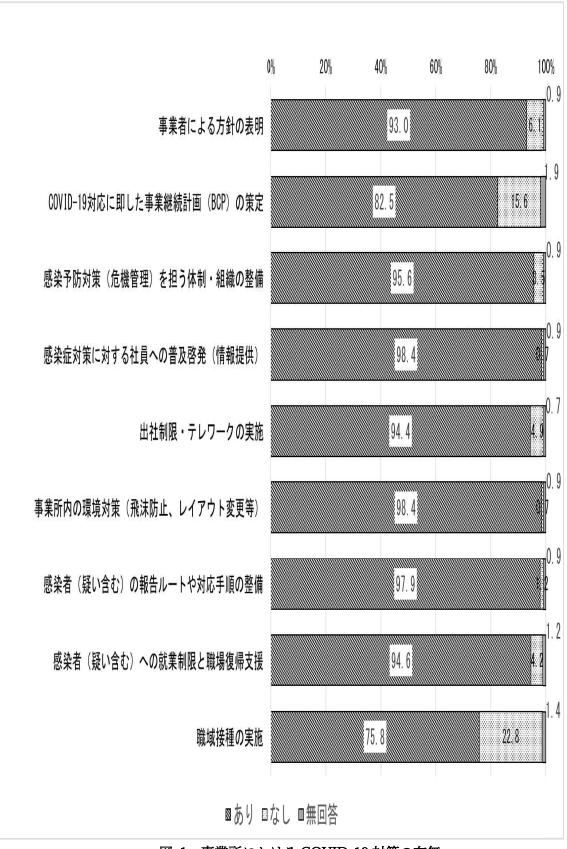


図 1 事業所における COVID-19 対策の有無

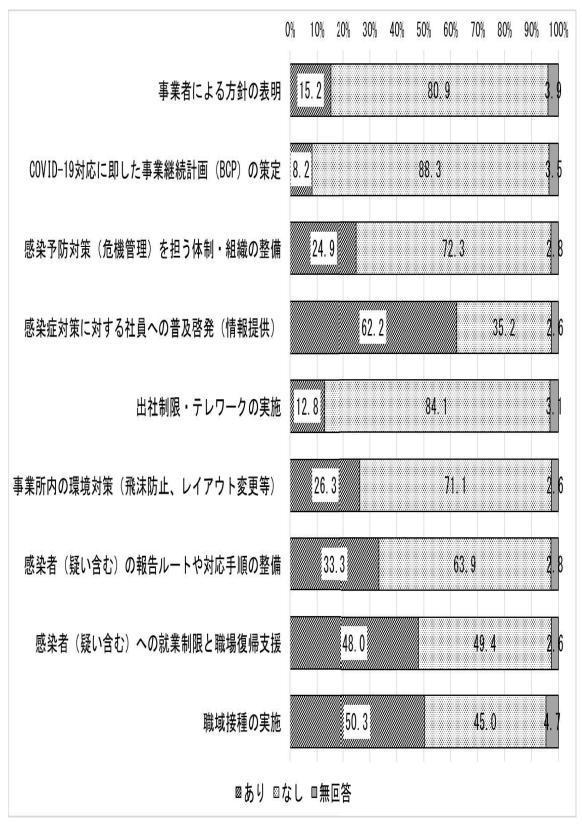


図 2 事業所における COVID-19 対策で産業看護職が中心的な役割を果たしたか

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%	<b>5</b> 築に関する事業者 10.0 20.3 15.4 7.9 16.1 29.6 017	2 離場への情報提供 23.3 32.6 15.6 8.6 6.3 12.8.0	2当性の検討と助言 15.9 25.6 20.7 7.9 10.5 18.6 017	<b>文育・訓練の検討と</b> 12.6 24.9 7.0 11.0 7.0 7.0 7.0 7.0	e予防対策の検討と 11.0 24.7 19.6 8.4 12.8 22.4 1.2	c 配慮の検討と実施 21.0 31.0 18.6 7.0 13.1 8.6 0.7	が出た場合の対応 22.4 24.5 15.2 8.4 11.9 17.0 07	> 差別防止への配慮 18.9 35.2 4.7 9.1 9.8 0.7	そ当性の検討と助言 11.9 18.6 20.5 8.4 14.7 24.2 1.5	与した 回関与した    ■ どちらともいえない ■ほとんど関与していない  回私の役割ではなかった
%0	<ul> <li>◎ 感染予防対策に関する事業所内体制の構築に関する事業者</li> <li>● への助言</li> </ul>	第一次の情報の収集と職場への情報提供	感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言	感染予防対策および管理方法に関する教育・訓練の検討と 調整	事業継続を支援する観点で継続的な感染予防対策の検討と 助言	従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施	事業所に感染者(疑い例含む)	第 従業員のメンタルヘルスや差別防止への配慮	措置の強化や緩和に関する医学的妥当性の検討と助言	◎積極的主軸として関与した □関与していない

図 3 産業保健看護職の役割と機能 9つの役割と機能についてどの程度関与していたか

# 分担研究報告書

諸外国及び我国の職域における感染症対策に関連する法制
 度、法政策、裁判や法律上の諸問題に関する研究

# 研究分担者 三柴 丈典

近畿大学法学部 教授

#### 労災疾病臨床研究事業費補助金

#### 分担研究報告書

9. BCP策定要件整理・ガイドラインの作成

分担研究者 三柴 丈典 近畿大学法学部 教授

## 研究要旨

英、独、仏3カ国及び我国のワクチン接種その他の感染症対策に関する法政策及 び職域においてワクチン接種、コロナ検査等の感染症対策を実施する際の法律上の 問題(ワクチン接種の業務命令、未接種者に対する配転、就労拒否、解雇等)、使用 者の安全配慮義務と在宅勤務、出社拒否に関する裁判例の調査、研究を実施した。

#### 研究協力者:

吉田 肇 弁護士
林 健太郎 慶應義塾大学産業研究所
原俊之 明治大学
佐々木達也 名古屋学院大学
阿部理香 九州国際大学

#### A. 研究目的

新型コロナウィルス拡大時に見られた欧州 各国の対応も念頭に置きながら、各国の感染症 対策に関連する法制度、政策上の対応、職域に おける対応やそれに関連する裁判等を、下記の テーマごとに整理して、調査、研究を行う。ま た、我国の新型コロナウィルス対策を念頭に調 査、研究を行い、最終的には、事例調査や医療 分野等の検討結果も踏まえて、我国の総合的な 感染症対策を行うに際して、職域において問題 となり得る法的な問題とその対応策を検討す る。

(当面の研究課題)

1. 感染症対策に関連する業務命令権の根拠と 限界及び業務命令に違反した場合の懲戒、解雇 等の不利益処分の有効性

ワクチン接種・コロナ検査 (PCR 検査等)
 の業務命令の可否

\*就業規則等での規律可能範囲の検討を含む ワクチン接種・コロナ検査を拒否する労働者に 対する懲戒、解雇及びワクチン・検査拒否者の

#### 就労拒否

(2) 在宅ワーク(労働者の在宅ワーク請求権、 使用者の在宅ワーク命令権等)
(3) ワクチン未接種者の採用、配転、担務変更
(4) その他 マスクの着用拒否等
2.労働者の感染リスクを理由とする出勤拒否 及び使用者の安全配慮義務の範囲
基礎疾患を有する等感染時の重症化リスクを 理由とする出勤拒否、在宅ワーク請求
使用者の指示しない在宅ワークと賃金支払い
義務(債務の本旨履行といえるか)
解雇等の不利益からの保護
3.感染者、濃厚接触者等の休業時の危険負担
(賃金支払い義務)、休業手当支払い義務等

#### B. 研究方法

初年度は、各国の職域における感染症予防 対策の調査、研究活動を中心に行う。

来年度以降は、A.の「当面の研究課題」 のうち積み残し課題を引き続き調査、研究す るとともに、他の分担研究、事例調査の結果 を踏まえ、我国の職域における感染症対策を 検討する上で参考になる点を抽出し、今後の 感染症拡大時における対策のオプションの検 討に生かす。

また、上記他の分担研究、事例調査の結果 から法的課題を抽出し、現在の我国の法制度 下での対応策を検討し、適宜、公表すること により職場で生かすことができるようにす る。

以上の調査、研究と成果の適宜公開を積み 重ね、感染症予防ガイドラインの作成につな げる。

(倫理面への配慮)

各国の法制度等の調査、研究活動であり、 倫 理上特に配慮を要する調査、研究対象ではない ため、倫理面での問題はない。

#### C:結果

今年度の研究結果の詳細は、別紙のとおり資料 1-4 に示した。以下概略を説明する。

1. 欧州3カ国の調査、研究結果

調査研究の対象

今年度は、新型コロナウイルス対策の中 心に位置づけられるワクチン接種について、 3か国のワクチン接種に関する法律、法政 策及び職域でワクチン接種を行う際に問題 となり得る法律上の問題、ワクチン接種を 拒否した労働者に対する就労拒否、解雇等 の不利益処分が行われた場合の法律上の問 題、裁判例の調査、研究等を主な研究対象と した。

国によっては、行動制限に関する裁判が 数多く提訴され、多くの判決が出されてい る国も存在するが(例えばドイツ)、職域に おける感染症対策の適法性が争われた裁判 例は、それほど多くない(その点は、我国の 場合も同様である)。

しかし、ワクチン接種を拒否した労働者

の解雇の有効性が争われた裁判例(解雇有 効。イギリス)や PCR 検査を拒否した労働 者の解雇の有効性が争われた裁判例(解雇 無効。ドイツ)が出されており、それぞれ、 法制度が異なるものの、我国の職域におけ る感染症対策の法適合性、適切性を検討す るうえでは示唆を与えてくれるものであり (後述)、引き続き、裁判例については調査 検討を行う予定である。

(2) 3カ国の感染症対策

3 カ国は、いずれも感染者数、死者数が 急増した時期には、厳しいロックダウンを 実施し、ワクチンが開発されて以降は、ワ クチン接種を積極的に勧奨するとともに、 公共施設や食堂等の人が集まる場所に入 場する際にワクチン接種証明書・コロナ検 査証明書等の提示を求める制度等を導入 した。

イギリス、ドイツは、その後感染状況が 落ち着くと制限を徐々に緩和し、感染が拡 大すると再びロックダウン等の規制を実 施するといった対策を繰り返してきたが、 感染力は強いものの、重症化リスクはデル タ株より弱いとされるオミクロン株が主 流となるにつれて、徐々に規制を緩和し、 イギリスでは、2022年4月以降は、それま で政府が求めてきた制約をすべて廃止す ることとし、陽性者等の自己隔離措置義務 も法的義務とはせず、自宅待機を助言する 形式とした。また、ドイツでも、オミクロ ン株が感染の主流となる中で、就業者に対 するマスク着用の義務化及び一部の職種 の労働者のワクチン接種義務化を除き、 2022 年 3 月 20 日までに各種の規制をほぼ 撤廃することとした。

ただし、規制を全面的あるいは大幅に緩 和したイギリス、ドイツでも、その政策に は相違があり、イギリスでは、一時期(2021 年 11 月~2022 年 3 月)、医療・社会的ケ ア法に基づく諸規則の改正により、医療・ ケア労働者に対しワクチン接種が義務付 けられたものの、後に廃止された。一方、 ドイツでは、国民、多くの労働者について は、2022 年 3 月に上記のとおり、規制を基 本的に撤廃したが、同時に感染症予防法の 改正により、特定の施設(医療機関、高齢 者・障害者のケア施設)で就労する労働者 に対しては、ワクチン接種が義務付けられ ている。

フランスでは、2020年から2021年にか けての3度のロックダウンを経て、2021年 8月に特定の活動場所(病院、保健所、高 齢者・障害者の受け入れ施設等)で就労す る労働者に対して新型コロナウイルスワ クチンの接種を義務付けることとした(ワ クチン・パス)。また、レストラン、バー、 劇場、地域間移動列車等において、衛生パ ス(ワクチン接種証明、陰性証明、回復証 明のいずれか)の提示義務が導入されてい たが、2022年1月24日から、ワクチン・ パス(ワクチン接種証明)の提示を義務付 け、不正使用をした場合の罰則が強化され た。(以上、阿部報告)(ただし、感染者数 の減少を受け、パスについては、2022年3 月 14 日からワクチン・パスの提示義務は 解除された。(在フランス日本大使館))な お、病院、高齢者施設、障害者施設に入る 場合の衛生パス(ワクチン接種証明、陰性 証明、回復証明のいずれか)の提示義務は 維持されている(在フランス日本大使館)。

各国とも、2022 年3月頃以降、変異株の 特性や感染者数、社会経済活動を活性化す る必要性等から、感染拡大を防止するため の規制(特定の業務に従事する労働者に対 するワクチン接種の義務付けを含む)を緩 和する方向にあるが、その内容、緩和の程 度には相違があり、その効果の検証はこれ からである。

(3) ワクチン接種に関する各国の法は、いず れもワクチン接種を国民一般に義務付け る法律はない。ただし、フランス、ドイツ では、法改正により、特定の施設(医療機 関、高齢者・障害者のケア施設)で就労す る労働者に対して接種を義務付ける法律 が制定されている。イギリスも、一時期、 同様の施設で就労する労働者にワクチン 接種を義務付ける法律、規則の改正が行わ れた(2022年3月15日付で廃止された)。

以下、各国の職域における感染症対策、 特にワクチン接種に関する法制度と各国 に おいて法律上検討すべきとされた問 題点と日本における検討への示唆を説明 する。

(4) イギリス(イングランド)

イギリスの新型コロナウイルス感染症対 策は、厳しいロックダウンの時期を経て、ワ クチン接種の積極的な勧奨、推奨へ政策の 重点を移してきた。同時に、様々な法的制約 を緩和する中で、それまで強く推奨してき た在宅勤務についても、在宅勤務と出勤の フレキシブルな組み合わせを推奨するよう になった。

そうした変化の中で、法律的、実務的な課 題として、①使用者が雇用する労働者に対 してワクチン接種を業務命令で強制できる か、接種の業務命令に従わない労働者を解 雇できるか、あるいは出社を禁じ、あるいは 在宅勤務を命じることができるか等の問題 が課題として挙げられてきた。

イギリスでは国民に一律にワクチン接種 を強制する政策はとられておらず、政府は、 事業主に対しては、労働者にワクチン接種 を勧奨することを要請し、ワクチンに関す る情報提供、ワクチン接種休暇の付与等を 推奨している。上記のとおり、一時期、医 療・社会的ケア法、規則の改正により医療や 社会的ケア業務に従事する労働者に対して ワクチン接種義務が課されたが、それも 2022 年 3 月 15 日で廃止されている。

林報告によると、そのような状況下で、 上記①の点については、ワクチン接種の業 務命令がコモンロー上の「適法かつ合理的 な指示」といえるかが問題とされ得る。適 法性の観点からは、2010年平等法に違反し ないか(予防接種を健康上の理由で接種で きない者との関係で障害を理由とする間 接差別にあたらないか、信教・信条に基づ き接種を拒否する者との関係でそれらを 理由とする間接差別にあたらないか)、欧 州人権条約が定める私生活および家族生 活の尊重(身体的統合の保障を含む)(欧州 人権条約8条)および思想、良心および信 教の自由(同9条)を侵害することにより、 1998年人権法違反しないかが問題となる。

裁判例として、認知症患者をケアする小 規模な療養施設において、ケア補助者とし て勤務する労働者がワクチン接種命令に 従わなかったことを理由に解雇された事 件がある(法律により、ケア労働者に対し ワクチン接種が義務付けられる以前の事 件)。判決は、ワクチン接種の業務上の指示 は、欧州人権条約8条の保護する身体的統 合への介入に当たるとした上で、i命令の 目的が、ケア施設の入居者、従業員、訪問 者らの安全を確保すること等の正当なも のであり、ii 感染による重症化リスクを防 ぐ必要性があること、iii 他に適当な代替手 段がなく、目的に照らして比例的な手段で あったとして、解雇は適法とした。

林報告は、更に、接種命令が合理的な指 示ということができるかが問題とされる として、i 1974 年職場における健康及び安 全等に関する法律に基づく労働者や第三 者の健康、安全に係るリスク(感染リスク) のアセスメントが行われること、その上で ii 労働者の代表、安全衛生代表者との間の 協議が行われること、iii医学的な理由でワ クチン接種やコロナ検査を行うことがで きないといった特別の事情を抱える労働 者に対する配慮(在宅勤務等の代替手段の 提案等)が求められるとしている。そして、 以上のようなリスクアセスメントや協議、 特別な事情を抱えた労働者に対する配慮 が行われることなく、労務の受領を拒否し た場合には、使用者の契約上の義務違反あ るいは不法行為となり、労働者を解雇した 場合には、不公正解雇となる可能性がある とする。

#### (5) ドイツ

ドイツでも、感染拡大期は厳しいロックダ ウンを繰り返し、また、飲食店等への入場制 限等、夜間の外出制限等を実施した(州によ りその実施内容は異なる)。職域における感 染症対策は、労働安全衛生法に基づくコロ ナ労働安全衛生規則(コロナ則。2021年1 月21日制定)が、労働者のコロナ感染リス クを低減させ、安全と健康を保護すること を目的に、以下のような規制を設けていた (なお、コロナ則は2022年3月19日に失 効した)。

まず、使用者に感染症対策を講じる前提 としてリスクアセスメントを義務付ける とともに、ワクチン接種については、使用 者に対し、労働者がワクチン接種を就業時 間中に接種できるようにする義務、新型コ ロナウイルスやワクチン接種に関する情 報提供を行う義務を課す等、ワクチン接種 を促進するための種々の措置を講じる義 務を使用者に課すものであった。なお、ド イツにおいても、国民一般にワクチン接種 を義務づける法律は、一部の例外(はしか の予防接種、軍人への接種)を除いて存在 しない。法律上、新型コロナワクチン接種 は義務というよりも権利として位置づけ られている。

また、あわせて、コロナ則は、使用者に マスクの支給義務を課し(労働者は着用義 務を負う)、事業場内でソーシャルディス タンスを確保義務することを義務づける とともに、コロナ検査を提案する義務を課 した。

更に、在宅勤務について、コロナ則は、 使用者は、事業に支障がない限り、在宅で 業務を行うよう申し出なければならず、就 労者も正当な理由がない場合、この申し出 を受け入れなければならないとして、在宅 勤務を推進していた。

こうした感染症対策の規制も、徐々に緩 和され、2022 年 3 月 19 日をもって、病院 や介護施設におけるマスクの着用、検査を 義務付けることを州が命じることができ るとされる以外は基本的に撤廃をされた が、一方で医療・ケア施設の労働者につい ては、ワクチン接種が義務化された(感染 症予防法 20a 条)。同法は、病院、障害者介 護施設、高齢者介護施設で働く労働者に対 し、ワクチン証明、恢復証明、医学的禁忌 に基づきワクチン接種をできないことの 証明書の提示することを義務付ける。そし て、保健所は、一定の期間内に証明書を提 示しない労働者に対し、上記施設に立ち入 りあるいは働くことを禁止することがで きるとしている。

このように、医療従事者や介護従事者に 対してワクチン接種証明等の保有を義務 付けた立法理由は、病院及び特に高齢者介 護ホーム、障害者施設は、しばしば、ウイ ルスが持ち込まれた後に一部で高い率の 死亡例が発生したこと、特にそれら施設で 働く労働者については完全なワクチン接 種を要請したにもかかわらず、重要な接種 の空白が存在するという事情が挙げられ ている。

裁判例として、公共交通機関の運転手に 対して、コロナ検査を受けることを使用者 は指揮命令権を根拠に義務付けることが できるか争われた事件がある。判決は、コ ロナ検査を実施する使用者の命令は、営業 法による使用者の指揮命令権に含まれ、正 当な裁量の範囲内であるとし、憲法上の権 利である身体的不可侵の基本権(基本法2 条2項)の侵害も、検査方法が最も不利益 が少ない方法であることから正当化され るとした。また、運転席と客席の間に仕切 板が設置されていたものの、万全な対策と はいえず検査による保護レベルを高める ことは制限される労働者の利益を明らか に上回るとして、使用者には検査を実施す る正当な利益があるとした。もっとも、解 雇については警告をしていないことから 無効としている。

なお、政府は、感染拡大時の国民、労働 者に対する接種義務も今後の検討課題と しているようである。

(6) フランス

フランスでは、感染拡大を防止するため に3度の都市封鎖が実行される中で、業務 を遂行するために出勤しなければならな い労働者とテレワークが可能な労働者の 間に生じた不平等が問題とされ、①いわゆ るエッセンシャルワーカーが、感染がまん 延する中で、自己または家族が感染するリ スクを理由に就労を拒否することができ るか、②使用者は、安全配慮義務を履行す るためにどのような措置を講じればよい のかという点が問題とされた(これらは次 年度の研究対象としたい)。

同時に、フランスでは、2021 年 8 月 5 日 健康危機管理に関する法律によって、保健 所、医療施設、高齢者・障害者施設等にお いて就労する労働者について、新型コロナ ウイルスワクチンの接種を義務とした。な お、医学的禁忌がある労働者は対象から除 外されている。ワクチン接種は、勤務時間 中でも受けることはできるが、賃金は発生 しない。

フランスの法制度の特徴は、義務的予防 接種の対象者について、使用者は予防接種 義務を遵守していることを監視する義務 を負うとされていることである。使用者は、 労働者が接種状況証明書、恢復証明書、医 学的禁忌を証明する診断書を提示しない 場合は、労働者を継続して就労させること ができず、就労を禁止された労働者は、労 働協約に基づく休日や有休休暇を使用す るか、さもなければ労働契約は停止となる。 労働契約が停止されると、その間の賃金は 支払われない。

義務的接種を拒否した労働者を解雇す ることができるかという点については、憲 法院の指摘を踏まえ、ワクチン接種の拒否 あるいは衛生パスその他の証明書の不提 示を理由とする解雇が直ちに有効と認め られるものではないとされている。もっと も、労働者の拒否の理由が健康状態を理由 とするものか、ワクチン接種義務のない別 の業務への配置可能性の有無等を考慮し、 個別の事案に応じて解雇の有効性を判断 する余地はあるとされる。

2. 我国の職域における新型コロナウィルス対応と法律上の問題点

(1) 日本における新型コロナウイルス対応 の特徴

日本における新型コロナウイルスの感染 状況は、3カ国に比べれば感染者数も少な く、政府の感染拡大の防止策も、ロックダウ ンやワクチンパスのような法律に基づく強 力な規制は行われず、新型コロナウイルス 対策特別措置法に基づく4回にわたる緊急 事態宣言、2回にわたるまん延防止等重点 措置においても、基本的には飲食店等の営 業時間制限、人数制限、施設の使用制限、イ ベントの開催制限、在宅ワーク、マスクの着 用等、いずれも国民への協力要請として行 われ、法的義務として強制をされることは なかった(ただし、特別措置法の改正により 時間短縮営業などの協力要請に応じないと きは、都道府県知事は、命令を出し、公表す るとともに過料の罰則を課すことが可能と なった)。

また、ワクチン接種についても、2020年 12月の予防接種法改正にあたり、行政は接 種を勧奨することはしても、接種を強制す るものではなく、あくまで国民が自らの意 思で接種の判断を行うものとされ、勤務先 等で接種を求められても望まない場合には、 接種しないことを選択できることを明らか にした。3か国のような特定の職場、施設で 就労する労働者に対して接種を法的な義務 とすることもなかった。

このように、日本の新型コロナウイルス 対策は、国民の様々な行動制限についても、 またワクチン接種を含む様々な職域におけ る感染症対策についても、国民の自主的な 協力を要請する形で行われ、法律上の義務 として強制されることは極力避けられてき た点に特徴がある。

(2) 職域における感染症対策

職域における感染症対策としては、ワク チン接種率を向上させるために、ワクチン に対する情報提供と勧奨が行われてきた。 国民一般に対して接種の義務化が行われな かったことともに、職域においても、就業規 則や業務命令で接種を強制することはすべ きではないとされた。強制の可否に関する 法律的な検討は、報告書記載のとおりであ るが、接種を義務付ける就業規則の変更は、 予防接種法改正の経緯を踏まえれば、再び 感染状況が悪化し医療提供体制もひっ迫す る等の状況が出現し、就労に際してのワク チン・検査パッケージ等、他の方法では対応 しきれない事態が予想されること、国会で の審議を受けて、政府、厚労省の基本方針も 変更されることがなければ、合理性が否定 される可能性が高いと思われる。また、業務 命令で接種を指示したり、それに従わない 者を懲戒処分、解雇することも客観的合理 的な理由を欠き、社会通念上相当ではない とされ、無効とされる可能性が高い。

(3) 現場で発生している問題

ワクチン接種は強制されないとされなが ら、職場では、健康上の理由等でワクチン接 種をしていない労働者に対して、いじめや 事実上の退職勧奨などが行われている例が 報告されており、ワクチン未接種の社員に 対する適切な対応方法について情報提供を する必要があると思われる。

一方で、再び感染状況が悪化した場合に、 社会経済活動と感染拡大の防止の要請をど のように調整するのが妥当か、検討、整理を しておく必要がある。報告書のワクチン未 接種者に対する配置転換、採用活動を行う 際の留意点の整理、職域におけるワクチン・ 検査パッケージ等は、その一つであるが、さ らなる検討を続ける。

(4) 感染症リスクを理由とする出社拒否、在 宅勤務、使用者の安全配慮義務

感染拡大期の社員の出勤拒否、在宅勤務 請求、使用者の安全配慮義務に関する法律 的検討は、報告書記載のとおりであるが、単 なる感染に関する懸念から在宅勤務を要求 し、出勤を拒否することは法律上認めがた い(労働義務違反にあたり、賃金支払い義務 はないとともに、人事上の処分、懲戒処分、 場合によっては解雇となる可能性がある) と考えられるが、基礎疾患を有し、感染に対 する脆弱性が認められる労働者が出勤を拒 否し、あるいは在宅勤務を求めてきた場合 に、使用者がどのような対応をすべきか、そ の法律上の問題点を含めて検討をしておく 必要がある。

在宅勤務については、ドイツの場合のよ うな法律の定めはなく、労働者が在宅勤務 を請求する権利は、就業規則に明確な根拠 規定がない限り、原則として労働契約上の 根拠がないとする見解が多いが、基礎疾患 を有し、感染をした場合に重症化するリス クの高い労働者については、問題となった 当時の感染状況や基礎疾患の程度、業務の 内容、職場環境、慣行、企業の規模等を考慮 して、配置の現実的な可能性のある業務と して在宅勤務を実施することが使用者の安 全配慮義務(健康配慮義務)の内容とされる 可能性もあると考えられる(片山組事件・最 高裁平成10年4月9日判決参照)。

また、基礎疾患を有する労働者が障害者 雇用促進法上の障害者に該当する場合は、 障害者に対する合理的配慮の提供義務の内 容として考慮される余地もあろう。

(5) その他の問題

マスク着用の義務付け、新型コロナ対応 により労働者を休業させた場合の賃金、休 業手当の支払い義務に関する法律問題は、 報告書記載のとおりである。濃厚接触者の 休業や特別措置法に基づく休業要請に応じ て労働者を休業させた場合等、現状は助成 金の弾力的な運用により問題が顕在化して いないが、それが廃止された場合には問題 化することも考えられ注意が必要であろう。

#### D.結論

- (1) 日本では、イギリスの平等法や、欧州人 権条約8条、9条、あるいはそれに基づく 人権法は存在しないが、日本の障害者雇用 促進法が、事業主に対し、障害者について 合理的配慮の提供を義務づけていること (同法36条の3)は、平等法の考え方にも 通じるものがあり、また、新型コロナウイ ルス対策特別措置法が、対策を実施する場 合において、国民の自由と権利の制限は必 要最小限のものでなければならない(第5 条)としていることは、欧州人権条約8条、 9条に定める人権の制約が正当な目的のた めに比例的なものでなければならないとさ れていることに通じるものといってよいで あろう。
  - (2) ワクチン接種の推進

引き続き、ワクチン接種を職域において も推進するために、適切な情報提供と接種 のしやすい環境づくりが求められる。同時 に、イギリスの判決が、当該事案の具体的事 実関係に基づき、接種命令の目的の正当性 と必要性、他の手段による代替可能性を吟 味して命令を適法としている点は、日本に おいても、感染力、病原性の強い新たな変異 株が出現する等した場合には、職種、職場環 境によってはワクチン接種を業務上指示せ ざるを得ない場面もないとはいえないこと を考えれば、今後引き続き慎重に検討する 必要があろう。なお、ドイツでは、ワクチン 接種の義務化する法令ないし制度の導入を 進める方針を維持しているとのことである。

ワクチン接種について、3カ国が、(イギ リスは3月以後廃止をしたものの)、医療・ ケア施設の労働者にワクチン接種を法的義 務とした点は、各国それぞれの事情による ものであるが、日本においては、これらの労 働者の接種率の実情を踏まえ、患者、入所者 等の感染症に対する脆弱性が認められる 人々の保護と労働者の感染防止、並びに医 療供給体制の確保という観点から、最も適 切な対応を検討する必要があろう。

#### (3) コロナ検査

コロナ検査の義務付けについては、ドイ ツの裁判例もあるが、ワクチン接種とは異 なり、医学的侵襲行為としての側面は希薄 であるという点で、業務上の指示の適法性 は認められやすいと考えられる。(なお、業 務命令違反が直ちに解雇の有効性を基礎づ けるものではなく、合理的理由、相当性とい った解雇の要件が認められる必要があると いう点は、ドイツと同様である。)

(4) リスクアセスメントと労働者代表等との協議、感染症に脆弱な労働者に対する安全配慮

イギリス、ドイツは、ともに感染症対策を 実施する前提としてリスクアセスメントを 実施した上で労働者代表、安全衛生委員会 等との協議を行うことを重視しており、日 本においても、職域における感染症対策を 実施するうえでは、留意し、励行することが 求められる。また、こうした手続きを適切に 実施することが、解雇等を行わざるを得な くなった場合の適法性の判断にも重要な影 響を与えることを銘記すべきである。

感染のリスクを理由とする出勤の拒否、 在宅勤務の請求については、上記「C.研究 結果」に記載したとおりであるが、基礎疾患 を有し、感染症に対して脆弱な労働者が在 宅勤務を求めた場合の対応については、安 全配慮義務(健康配慮義務)の観点、障害者 に対する合理的配慮の提供義務の観点から、 引き続き検討する必要がある。

## E. 結論

以上の調査研究結果を踏まえ、更に調査 研究、検討を進めると同時に、ある程度公表 に熟した成果については、随時、適切な媒体 等で公表し、現場の感染症対策に生かして もらう。

また、感染や、ワクチン接種に関連する職 場内外のいじめや差別・偏見に苦しむ労働 者の事例が報告されており、特に感染リス クの高い職場環境の中で職務を遂行せざる を得ないエッセンシャルワーカーにおいて 顕著に多く、メンタル不調など安全衛生の 観点からも、更に有効な対策を講じること が求められる。感染者が発生した場合の広 報の在り方の問題等も含め、引き続き検討 の作業を進める。

## E. 政策提言および実務活動

本年度はない。

#### F.研究発表(本研究に関わるもの)

- **1.** 学会発表
- なし
- 2. その他

なし

G.知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

- 実用新案登録 なし
- 3. その他
  - なし

### 資料1

外国法制度研究(イギリス)

#### 林 健太郎 (慶應義塾大学産業研究所)

# イギリス(イングランド)の職域における感染症予防対策 -----ワクチン接種の推進に着目して-----

【第1 職域における感染症予防対策の内容】

イギリス (イングランド<sup>1</sup>) では、2021 年 7 月 19 日をもって経済活動に対する諸制約を解除し ていく段階へ移行して以降、ロックダウン (経済活動の全面停止)よりもワクチン接種の拡大が 効果的な対策であるという考え方の下で、接種の推進を感染予防対策の基本方針としてきた。同 時に、経済活動に対する諸制約が解除されていったことにより<sup>2</sup>、それまで――職種により違いは あるものの― 被用者の在宅勤務が強く推奨されてきたところから<sup>3</sup>、職場での勤務へと業務遂 行体制を戻すことが可能となった。もっとも、その時点においても、ワクチン接種が人々の間で の感染それ自体を抑止する効果を持つかどうかについて科学的な検証結果があるわけではないこ ともあり、完全な職場勤務への移行ではなく、職場勤務と在宅勤務との組み合わせ (Flexible Working)が推奨されている<sup>4</sup>。こうした文脈の中で、使用者はその雇用する労働者に対してワク チン接種を強制できるのか、接種それ自体の強制ができないとしても、他の同僚労働者の安全衛 生の観点などから出社を禁じる、在宅勤務を命じる(あるいは労働者がそれを求める)ことはで きるのかどうかが特に実務的な課題として挙がっている。2022 年 3 月現在においても、この点に

<u>https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1056229/C</u> OVID-19 Response - Living with COVID-19.pdf, last acceced 11 March, 2022.)、これまでに政府が求めてき た法的諸制約を全て廃止することを発表した。それを受け、同月 24 日には、新規則制定により、法令に基づく 陽性者、ワクチン未接種者の自己隔離措置義務が廃止されることとなった(The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (Self-Isolation etc.) (Revocation) (England) Regulations 2022 (SI 2022/161).後 掲注 31) も参照。)。なお、この方針によれば、同年4月1日以降、陽性者については自宅待機の「助言 advice」をするという形式で、法的義務とはしない扱いとなる。こうした諸規制の解除(とりわけ自主隔離措置 義務の廃止)については、UNISON などの労働組合においても、拙速であるとの批判がなされている

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> いわゆるイギリス連合王国 United Kingdom を構成する諸国にはイングランドのほか、ウェールズ・スコット ランド・北アイルランドが存在するが、Covid-19対策に関しては、各国政府がそれぞれ独自の規制権限を持ち、 実際に規制の態様も異なっていることを踏まえ、本稿はイギリス連合王国の分析について、イングランドで代表 させることとする。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> なお、イギリスにおいては、Covid-19 感染拡大が見られた 2019 年 5 月以降、Covid-19 陽性者、陽性者の家族、濃厚接触者などには、法令上の義務として自己隔離措置義務が課せられるなど、諸法令に基づいて数々の法的制約が設けられていたものの、2022 年 2 月 21 日、政府は『Covid-19 との共生』と題するガイダンスにおいて(HM Government, 'COVID-19 Response: Living with Covid-19,' available at

<sup>(</sup>HRDIRECTOR, 'Unions Condemn Government's Move to End Covid Isolation Rules Early,' available at <u>https://www.thehrdirector.com/legal-updates/legal-updates/2022/unions-condemn-governments-move-end-covid-isolation-rules-early/</u>, last accessed 10 March, 2022.)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 在宅勤務については、ロックダウン期間中であっても、制定法あるいは政府の二次立法による義務付けではな く、あくまで推奨するという形で規制が行われてきた。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> その概要、経緯及び課題について、Dobbins, T., *Flexible working: Remote and hybrid work*, House of Commons Library, 2021, available at <u>https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9391/CBP-9391.pdf</u>, last accessed January 31, 2022.

関して明確な司法判断は出ていない。

本稿はこれらの法的論点につき、イギリス法上いかなる考え方がなされるかを踏まえつつ、イ ングランドにおける職域における感染症予防対策の概要について紹介することとしたい。なお、 ここで論じられる内容について、具体的な法的な評価としてどのような結論が得られるかについ てはさらなる検討が必要であり、また検討対象となる論点もワクチン接種の強制如何が中心とな っており、本稿はその限りで法的な論点を適示するにとどまる。さらなる考察は他日を期したい。

【第2 背景】

(1)イングランドでは、2020年12月以降、英国公衆衛生庁の定める優先順位の行程に従いながら —おおむね年齢及び感染による重症かリスクの高い人々を優先しつつ—<sup>5</sup>、ワクチン接種が開 始された。当初予定されていた優先接種の行程は、2021年9月から12歳から15歳までの児童へ の接種及び接種済みの人々への追加接種の開始をもって完了し、現在は同年11月に明らかとなっ たオミクロン株による感染拡大を引き止めるため、随時、追加接種を勧めている段階にある。同 国におけるワクチン供給システムは NHS で集中的に管理されており、それゆえにワクチンの供給 方針は政府の方針に委ねられてはいるものの、現在では、希望すれば接種を受けられる状況にあ ると言って良い。ワクチン接種の状況如何は、職域における感染症予防対策としてのワクチン接 種の推進、とりわけワクチン接種を就労の条件とすることの妥当性を考えるに当たって重要な条 件となる。

また、政府は接種工程の進行に伴い、ワクチン接種記録及び Covid-19 感染検査記録を証明する 「NHS・Covid パスポート NHS Covid Pass」を導入し、法令上の義務として、海外渡航やナイトク ラブ・コンサート・イベント会場への入場などにおいて、接種記録を証明することを入場の条件 とする仕組みを導入した (パスポートは、これらの会場で就労する労働者にも求められる。なお、 「NHS・Covid パスポート」は、2022 年 1 月 27 日をもって、大規模イベントを除き、その提示が 法令上の義務ではなくなっている。)。医学的な理由によってワクチン接種及び Covid-19 感染検査 を受けることの出来ない人々は、このパスポートによってワクチン接種の対象外となっているこ との証明を受けることができる<sup>6</sup>。このことは、事業主(使用者)のワクチン接種の求めに対し、 それに応じることのできない正当な理由の有無を示す方法として重要な意味を持っている。 (2) 次に、ワクチン接種が職域における感染症予防対策においていかなる位置付けを有しているの

かについて確認しておきたい。2022年3月25日現在、イングランドにおいて、法令に基づき被用 者へのワクチン接種が(事実上)強制されていると認められる例は存在せず、その強制を許容す る法令も存在しない<sup>7</sup>。政府は、事業主をワクチン接種の推進に関して労働者に接種を勧奨してい

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Public Health England, 'Promotional material: Covid-19 vaccination first phase priority groups,' available at <u>https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-vaccination-care-home-and-healthcare-settings-posters/covid-19-vaccination-first-phase-priority-groups#fn:1</u>, last accessed 15 January, 2022.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Department of Health and Social Care, 'Guidance: Using your NHS COVID Pass for travel abroad and at venues and settings in England,' available at <u>https://www.gov.uk/guidance/nhs-covid-pass</u>, last accessed 15 January, 2022.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> なお、政府が全国民に対して一律にワクチン接種を強制するという手段については、2006 年平等法に基づき 政府から独立した委員会として設置されている平等人権委員会(Equality and Human Rights Commission)が

く立場にあると位置付け、それが事業の運営に必要な労働力の確保、顧客の保護、労働者が安全 かつ早期に安全な職場環境へと復帰することを促すとする<sup>8</sup>。そして、事業主は労働者に対して、 ワクチンに関する情報を共有する、ワクチン接種のための休暇を提供する、そして部局に担当者 を置く、上司がワクチン接種の経験談を共有したりするなどにより、労働者のワクチン接種率を 向上させていくことを推奨している<sup>9</sup>。また、労使紛争に関する斡旋・仲裁を行う助言斡旋仲裁機 構(ACAS)もまた、現時点でワクチン接種を強制する法令は後記の例外を除き存在しないことを 前提に、事業主は従業員に対して(とりわけ、職場における健康及び安全衛生代表者 Health and Safety Representatives との間で)ワクチン接種の話題を提起し、その便益への理解を深めるよ う促している<sup>10</sup>。このようにイングランド政府及び関係機関は、人々のワクチン接種を促し、事 業主に対してもそれを後押しする働きを期待するという政策方針を採る。

(3)ただし、医療行為を含む医療及び社会的ケア業務に従事する労働者(その他医療機関及びケア 施設に出入りする人々)については、2021年11月から2022年3月にかけ、ワクチン接種をその 就業の条件とする規制が置かれていた。すなわち、政府は2021年7月22日付けで、医療・社会 的ケア法 (The Health and Social Care Act)規則の改正により<sup>11</sup>、ケアの質委員会(Care Quality Commission)に登録された登録ケア療養施設(registerd care homes)に立ち入る者は、原則と して2回のワクチン接種を受けたことを証明した者でなければならないこととしていた(施行は 同年11月11日)。また、2022年1月6日付けで成立した医療・社会的ケア法(The Health and Social Care Act)規則のさらなる改正では、ケアの質委員会の定める認証行為(regulated activities)を行う労働者は2回以上ワクチン接種が済んでいることを要するという内容の規則 が導入された(施行は同日)<sup>12</sup>。これらは、特に Covid-19 による重篤化リスクの高い人々に対し て対面で医療・ケア行為を行う人々を対象に、ケアの質委員会による規制・監督の下、医療行為

**<sup>2021</sup>**年4月1日付けで公表した「Covid 感染証明書に関する検討報告書」という文書において、柔軟性を欠く 一律のワクチン強制は、ワクチン接種が全ての者にとって適切であるとは言えないこと、また、差別的取扱の生 じる危険性から「違法となる可能性が高い」と警告していた(Equality and Human Rights Commission, 'Our response to the Covid statue certification review' available at

https://www.equalityhumanrights.com/sites/default/files/our response to the covid status certification revi ew.docx, last accessed 15 January, 2022.)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> UK Health Security Agency, 'Guidance: Covid-19 vaccination: guide for employers,' published 12 july 2021, available at <u>https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-vaccination-guide-for-employers, last accessed 15 January, 2022.</u>

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Ibid.その他、取引先にも接種を促すなどの取り組みも求めている。むろん、これらは法令によって強制される ものではない。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Acas, 'Getting the coronavirus (Covid-19) vaccine for work: Supporting staff to get vaccinated,' available at <u>https://www.acas.org.uk/working-safely-coronavirus/getting-the-coronavirus-vaccine-for-work/supporting-staff-to-get-vaccinated</u>, last accessed 15 January, 2022.参照

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> The Health and Social Care Act 2008 (Regulated Activities) Regulation 2014, 2936/2014) 12 条 (Social Care and Treatment) の The Health and Social Care Act 2008 (Regulated Activities) (Amendment) (Coronavirus) Regulations 2021 (S. I. 891/2021) 5条による改正。被改正規則及び同規則の親・制定法 (The

Health and Social Care Act 2008)は、医療・福祉施設一般の規制の根拠法令であり、被改正規則 12条は、これらの施設で勤務を行う医師・ワーカーその他を含む医療・福祉従事者一般が、サービス利用者に対してサービスを提供する際に「安全なケア及び処置」を提供するよう求める条文である。

<sup>12</sup> The Health and Social Care Act 2008 (Regulated Activities) Regulation 2014, 2936/2014) 12 条 (Social Care and Treatment) の The Health and Social Care Act 2008 (Regulated Activities) (Amendment) (Coronavirus) (No. 2) Regulations 2022 (S. I. 15/2022) 3条による改正。

やケア行為に従事する労働者に対してワクチン接種を強制するものであったと言えよう。もっと も、これらの措置は、ワクチンの追加接種が進んだこと、入院者数及び死亡者数が低い水準に抑 えられていること、症状の急変リスクや入院リスクが(従前のデルタ株に比べ、オミクロン株に ついては)おおよそ半減するとの検証結果があることを理由として、2022 年3月 15 日付で廃止 されている<sup>13</sup>。

(4)このような中で、かつて法令の規制対象となっていた事業主(使用者)がその雇い入れる労働 者にワクチン接種を求めることについて、それを拒否する労働者に対し、なお接種を強制し、接 種拒否を理由として解雇その他不利益な取り扱いを行い得るのか。また、こうした法令がなくと も、使用者がその雇い入れる労働者に対してワクチン接種を強制することが法的に可能か、仮に 使用者がそのような業務命令に及んだ場合、それを拒否した労働者がいかなる法的地位に立つこ とになるのか。ワクチン接種を強制する法令がなくなったいま、これらの論点についていかなる 法的評価が下されるのかが、職域における感染症予防対策にとって重要な意味を持つことになる。

【第3 特徴】

1. 労働者にワクチン接種を命じる指示(業務命令)を巡る契約法上の法的論点

(1) コモンロー上、労働者(employee)は雇傭契約(contract of service)に基づき、使用者の 適法かつ合理的な指示に従う黙示義務(服従義務 duty to obedience)を負うが<sup>14</sup>、違法な指示に 従う義務はない<sup>15</sup>。もっとも、これらの黙示義務は明文の合意によって排除し得る。それゆえ、 個別の契約において、明文でワクチン接種を就労の条件とすることにつき同意している場合には、 使用者は労働者に対してワクチン接種を求めることは可能である――なお、イギリスにおいては、 日本の就業規則のように、契約に対する(日本法でいうところの)私法的効力を有する労働条件 の集団的決定ツールは存在しない。そこで、契約上でワクチン接種義務が定められていない場合 において、使用者が労働者に対しワクチン接種を命じる指示(業務命令)を下すこと、あるいは ワクチン接種を就労の条件とすることが「適法かつ合理的な指示と言えるか」という点が、さし あたりの問題となる。

(2) 法令によりワクチン接種義務が課されていない業種についても、ワクチン接種を就労の条件

https://www.gov.uk/government/news/consultation-on-removing-vaccination-as-a-condition-of-deploymentfor-health-and-social-care-staff, last accessed 10 March, 2022.)、コンサルテーションを経て、同年 3 月 1 日、 同月 15 日付けで両規則の廃止を決定し (Department of Health and Social Care, 'Revoking vaccination as a condition of deployment across all health and social care: consultation response,' available at https://www.gov.uk/government/consultations/revoking-vaccination-as-a-condition-of-deployment-across-allhealth-and-social-care/outcome/revoking-vaccination-as-a-condition-of-deployment-across-allhealth-and-social-care/outcome/revoking-vaccination-as-a-condition-of-deployment-across-all-health-andsocial-care-consultation-response, last accessed 10 March, 2022.)、実際に The Health and Social Care Act 2008 (Regulated Activities) (Amendment) (Coronavirus) (No.3) Regulations 2022 (S. I. 206/2022) 3条によ って、両規則は廃止に至っている。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> つまり、後段の規則は未実施のまま廃止されたことになる。この経緯は以下の通りである。2022年1月31 日、医療・社会的ケア担当大臣が、庶民院議会における答弁において、オミクロン株への対応に一定の目処が立 ったことを踏まえ、2回のワクチン接種を就業条件とする上記二つの規則を廃止することの検討を始めることを 発表したことを皮切りに(Department of Health and Social Care, 'Consultation on removing vaccination as a condition of deployment for health and social care staff,' available at

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> これを「雇傭契約の主要な条件 a condition essential to the contract of service」とする、*Laws v London Chronicle (Indicator Newspapers) Ltd* [1959] 1 WLR 698, 700 (Lord Evershed MR).

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Gregory v Ford [1951] 1 All ER 121; Lister v Romford Ice and Cold Storage Co Ltd [1957] AC 555 (Viscount Simonds); Morrish v Henlys (Folkestone) Ltd [1973] ICR 482.

とすることそれ自体を禁ずる法令もまた存在しないことから、ワクチン接種を命じる業務命令が 直ちに違法ということにはならない。しかしながら、ワクチン接種を強制することが2010年平等 法(Equality Act 2010)上、違法な指示と評価される場合はあり得る。例えば、すでに述べたよ うに、労働者の中には医療上の理由により接種することができない者がいることを踏まえると、 職場において一律に接種を就労の条件とすることは、2010年平等法上、障害を理由とする間接差 別(indirect discrimination: 2010年平等法19条)を構成する可能性があろう。また、思想・ 信条に関わる理由からワクチン接種を拒否している労働者については、就労拒否が信教・信条 (religion or belief)を理由とする間接差別に該当するということも考えられる。そして、間 接差別の評価は、差別的効果を有するとされる行為が「正当な目的を達成するために比例的な手 段であるか」が問われることとなるところ(同法 19条(2)項(b)号)、職場においてワクチン接種 を求めるという目的それ自体が正当であると評価されたとしても、職場において一律に接種を就 労の条件とするという手段が当該目的の達成にとって適切かつ必要であったと言えるか、そして かかる手段が目的を達成するための比例的な手段と言えるか(代替手段はなかったか)が問われ ることになる<sup>16</sup>。労働者は、以上の各要件に照らし正当化されないワクチン接種命令に従う義務 はないと解される。

また、ワクチン接種を強制することが、例えば労働者の私生活及び家族生活の尊重を受ける権 利(欧州人権条約8条)及び思想、良心および信教の自由の侵害(同9条)に当たるとして、1998 年人権法(Human Rights Act 1998)違反を構成する可能性もあり得る<sup>17</sup>。この点が問われた唯一 の事案に、*Allette v Scarsdale Grange Nursing Home Ltd* 事件<sup>18</sup>がある。同事件は、認知症罹 患者に対する施設ケアサービスを提供する家族経営の小規模な療養施設において、ケア補助者(a care assistant)として雇用されていた原告労働者(女性)が、使用者のワクチン接種の命令に 従わなかったことを理由に懲戒手続きに付され、即時解雇(summary dismissal)に至ったことに つき、当該解雇が1996年雇用権法上の「不公正解雇 unfair dismissal」及びコモンロー上の違法 解雇「wrongful dismissal」にあたるとして、雇用審判所(Employment Tribunal)に提訴した事 案であった。判決は結論として原告労働者の主張を容れず、解雇は適法であるとしているが、こ の中で判決は、使用者が労働者に対してワクチン接種を義務付ける指示を下すことは、原則とし て、欧州人権条約8条の保護の対象である労働者の身体的統合(physical integrity)への介入 にあたるとした上で、使用者のワクチン接種を義務付ける業務上の指示が①正当な目的を有する かどうか、②条約上の権利に係る私生活上への介入の必要性が認められる状況にあったのか、③ 当該目的を達成するための比例的な手段といえるのかを判断している。判決は、①使用者の指示

<sup>16</sup> Deakin, S. and Morris, G. S., Labour Law (6th ed.), Hart Publishing, 2012, para. 6. 30 を参照。

<sup>17 1998</sup> 年人権法(Human Rights Act 1998) 3条1項は、一次立法(primary legislation)及び二次立法 (subordinate legislation)は、可能な限り、欧州人権条約上の権利に適合的な方法で解釈・適用しなければな らないとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> ET/1803699/2021(11 January 2022).同事案は、ケア施設においてワクチン接種が法令上義務付ける規則(前述・第二(3)参照))の制定前の事案である。なお、同事案の原告労働者は、懲戒手続き段階で、ワクチン接種拒 否が自らの宗教的信念及びラスタファリアニズム(Rastafarianism)の思想を理由とするものであり、出勤停止 及び解雇が差別にあたるという非難を展開していたものの、この理由は従前には一切表明されていなかった理由 であったことなどを踏まえ、原告労働者のワクチン接種拒否の理由は端的にその安全性への疑念であったという 事実認定がなされ、宗教的信念に対する侵害については審理対象とはされていない。

の目的について、それが第一義的には、Covid-19 感染拡大下において、ケア施設の入居者、従業 員及び訪問者の健康及び安全を保護するという点にあり、第二義的には、施設の加入する保険の 適用を受けられなくなることへの懸念、そして、施設内で唯一の未接種者であった原告労働者の 存在が、第三者からの損害賠償請求の可能性を高めることをへの懸念にあったとしつつ、これら はいずれも目的として正当性を有する。次に、②介入の必要性についても、ワクチン接種を従業 員に求めることは深刻な疾患及び死亡に至る可能性という点でもっとも脆弱な人々である入居者 への危険を低減するという社会的な要請の高まりに対応するものであり、かつ、本件ケア施設の 入居者は認知症に罹患しており、その一部には、ワクチン未接種の人と接触するかどうか、ケア 施設に住み続けるか退所するかどうかについて選択を下す能力を有していない者もいるため、施 設内にワクチン未接種者が勤務していた場合にはこれらの人々の条約上の権利を顕著にかつ不当 な形で侵害する可能性を有しているとして、その必要性が認められるとしている。そして、③他 の代替的な手段を採ることのできる状況にはなかったとして、ワクチン接種を求め、それに応じ ない原告労働者を解雇する使用者の決定は、目的に照らして比例的な手段であったと評価してい る<sup>19</sup>。同判決は、ワクチン接種強制の目的、必要性、代替的な手段の存否をめぐる法的評価が、各 事例の事実関係及び当該業務命令時点での感染対策状況によることを示唆しているが、少なくと も、使用者が労働者に対してワクチン接種を義務付ける指示を下すことは、原則として、欧州人 権条約8条における私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を侵害する可能性があることを認め た点に意義が認められると思われる。

(3)以上の適法性の検討を前提に、次に問題になるのは、ワクチン接種を求めることが「合理的な指示」と言えるかどうかである。

使用者は、1974 年職場における健康及び安全等に関する法律(Health and Safety at Work Act 1974)に基づき、「可能な限り reasonable practicable」職場における労働者の保健・安全の確保 を行う義務を負う(同2条(1)項)。かかる制定法上の義務の履行に当たって、使用者は同法によ る保健安全衛生規則に基づき<sup>20</sup>、「労働者がその職務遂行中に晒される健康及び安全にかかる危険 (risk)」及び「雇用されていない第三者が、その事業に関連する行為から、あるいは事業遂行に 関連して生じる健康及び安全にかかる危険」について「適切かつ十分なアセスメントを行う」こ とが求められる(いわゆる、リスクアセスメント義務:規則3条(1)項(a)号)。また、前記1974年 法に基づき、使用者は、職場の労働者を代表する労働組合がある場合には、その指名を受け選出 された健康及び安全衛生代表者との間で職場における健康・安全衛生措置に関して協議をする義 務を負い(同法第2条(4)・(6)項<sup>21</sup>)、あるいは代表組合のない場合であっても労働者との間で「適

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 判決で注目されるのは、事業所が感染源となり得ることについての第三者からの損害賠償リスク(また、そのコロラリーとして、保険適用を可能にするために、従業員のワクチン接種が必要とされたいたこと)をワクチン接種強制を正当化する目的として考慮していること、その必要性において、認知症に罹患している者へケアを提供しており、かつ、それらの人々の条約上の権利を保護することを求められていることから、これらの均衡の取れた判断が求められていたという事業所の特性を考慮していること、さらに、他の代替的手段の存在という中で、解雇当時のワクチン接種等に関して使用者の有する知識内容(の制約)に言及していることであろう。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999 (SI 1999/3242)

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 詳細は、The Safety Representatives and Safety Committees Regulations 1977 (SI 1977/500) 第3条(1) 項・第4条(1)項参照。また、健康及び安全衛生代表者は、使用者に対し、常設の協議機関としての安全衛生委員

切なときに in good times」協議する義務を負う<sup>22</sup>。上記リスクアセスメントの内容は法令あるい は法的な拘束力を持つガイドライン等によって明示されているものではなく、事業の内容などに よって採られるべき対応は異なる<sup>23</sup>。そこで、リスクアセスメントを踏まえて行われる健康・安 全衛生措置について、上記の労働者の代表との協議を通じて、その内容・実施・見直しを随時行 っていくこととなる。一般論としては、こうしたリスクアセスメントの中で、職場における労働 者全体の感染リスクを低下させる対策が講じられ<sup>24</sup>、その中で労働者のワクチン接種等に関する 対応も決定される(少なくともそれが望ましい)ということになろう。これらの義務の履行は、 使用者のワクチン接種命令の合理性を高める方向に作用することになると考えられる。

他方で、リスクアセスメントをはじめとする使用者の保健・安全衛生に係る義務は、特別の配 慮の必要な労働者(vulnerable workers)に対する個別の対応も要請することになる。これは、 コモンローに基づき、使用者が労働者に対して契約上負うとされる相互誠実信頼保持に関わる義 務(implied duty of mutual trust and confidence)<sup>25</sup>の一内容を構成すると考えられる<sup>26</sup>。そ こで、ワクチン接種(あるいは PCR 検査やマスクの着用)などの一般的な感染予防対策の履践が 困難であるなど特別の事情を抱えている労働者に対しては、その配慮の内容の検討も含め、特別 の対応が求められることになる(これらを把握するために、使用者は労働者に対し、前述の「NHS・ Covid パスポート」において、医学的な理由によってワクチン接種及び Covid-19 感染検査を受け ることが出来ないことの証明・提示を求めることになろう)。なお、前述の Acas は、ワクチン接 種を拒否する労働者に対しては、まずは話し合うことが重要であるとしつつ、接種することので きない理由を聞き取り、まずは使用者がそれにいかなる支援を行うことができるのかについて検 討すべきであるとする。これは、医療上の理由によりワクチン接種のできない者もいるため、そ うした労働者に対してワクチン接種を強制することのないようにする措置としての意味を持つ。 また、ワクチン接種を拒否する労働者については、施設外において医療行為・ケア行為に代わる

会(safety committee)の設置を求める権利を有する(1974年法第2条(7)項、上記規則第9条(1)項)。

 $<sup>^{22}</sup>$  The Health and Safety (Consultation with Employees) Regulations 1996(SI 1977/500)第3条。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 健康安全衛生局(Health and Safety Executive)は、Covid-19の感染から労働者その他の関係者を保護する ため、使用者の行うべきことの一つとしてリスクアセスメントを挙げる。そして、リスクアセスメントの内容例 として、「いかなる労務提供あるいは状況が Covid-19の感染を生じさせるかを認識する」、感染の「危険に晒さ れる可能性のある者は誰かについて検討する」、特定の者の「感染の可能性について判断する」、「リスクを軽減 するために必要となる対処法を決める」ということ行わなければならないとしている(HSE, 'Risk assessment during the coronavirus (Covid-19) pandemic,' available at <u>https://www.hse.gov.uk/coronavirus/working-</u> safely/risk-assessment.htm, last accessed 28 January 2022)。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> なお、1996 年雇用権法上、労働者(同 203 条(c)項にいう worker)は、その者が合理的な判断の下、「深刻かつ差し迫った」危険な状況にあり、それを回避することを期待することができないと考えて、職場を離れ、戻ることを拒否する、あるいは自ら何らかの適切な対処を行なったことを理由に、不利益な取り扱いを受けない権利を有するとされる(同 44 条(1A)項)。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Woods v WM Car Services (Peterborough) Ltd [1981] IRLR 347.において、Browne-Wilkinson 裁判官は、 同義務を「合理的で適切な理由(cause)のない限り、使用者と被用者との間の信義誠実の関係を破壊する、ま たはその可能性のある、あるいは深刻な影響を与えるような方法で行動しないようにする」義務と定式化してい る(*ibid*, 350)。

<sup>26</sup> やや問題が異なるものの、*Tinsley v Fitzgerald* [2012] UKEAT/0322/2012. は、肝炎のリスクを抱える労働 者に対して高リスクに晒される職場での就業を命じる使用者の命令について、それを拒否した労働者が退職の上 で後述する「みなし解雇」の主張を行った事例で、ワクチン斡旋をしなかった使用者の措置が契約上の黙示義務 としての信義誠実義務違反に当たるとして請求を認容している。

仕事を提供すること、また、ワクチン接種が完了する、あるいは接種が出来ないことを証明する までの期間中、休暇を取得させるなどの方法も提案されている。そして、上記をはじめとして、 考えられる手段を尽くしてもなお労働者がワクチン接種を拒否している場合には、解雇や懲戒手 続きを検討することも考えられるとしている<sup>27</sup>。Acas による助言は法的拘束力を有するものでは ないものの、解雇等の不利益措置を講ずる前提として、個別の労働者の事情の把握及び代替的な 措置の検討が求められることを示唆しているといえよう。

(4)以上を踏まえると、1974 年法に基づく手続きを経た上で、労働者に対してワクチン接種を求め ることそれ自体は、使用者の契約上の義務違反を構成しない。他方で、医療上の理由、あるいは 自らの思想・信条に基づいてワクチン接種を拒否する労働者の意に反してワクチン接種を強制す ることは、欧州人権条約上の権利(とりわけ同8条及び9条)の侵害、あるいは2010 年平等法に おける間接差別を構成する(差別的効果を有する措置と評価される)可能性があり、一律にワク チン接種を強制する、あるいはそれを就業の条件とする業務命令は使用者の契約違反を導くこと が考えられる。いずれの場合であっても目的の正当性、必要性とともに、ワクチン接種の義務付 けが当該目的に照らして比例的な手段であることの立証が求められるところ、使用者の負う相互 誠実信頼保持に関わる義務の要請に併せ鑑みれば、少なくとも、上記の特別の事情を抱える労働 者については在宅勤務を認めるなどの代替措置の検討が不可欠であり、それを検討・協議しない まま就業を認めない(労務の受領拒否)などの不利益な措置を行った場合には、使用者の契約違 反を構成すると考えられる。このように考えると、職場において一律に接種を就労の条件とする ことは望ましい手段とはいえず、それを導入する前の時点で、ワクチン未接種の労働者との間で 協議し、未接種の理由の把握を踏まえ、代替措置を検討するなどの対応が必要となろう。

使用者が違法に、あるいは合理的な理由なく就業を認めないなどの措置を行った場合、労働者 は、就労する準備と意思を備えていた(be ready and willing to work)ことの立証を要件事実 として、使用者に対して契約上の義務違反を理由とする損害賠償請求を行うことができる<sup>28</sup>。ま た、ワクチン接種命令に違反するとして、あるいはワクチン未接種を理由に労務の受領を拒否し た結果としての欠勤を理由に、使用者が労働者の解雇に及んだ場合(1996 年雇用権法第 95 条(1) 項(a)号)、当該理由が合理的かどうかが問われるところ(同法第 98 条(4)項)、上述のような理由 による使用者の契約違反が認められれば、原則としてそれは「不公正解雇 unfair dismissal」に 当たり、労働者——ただし、同法上の被用者(employee)あるいは労働者(worker)として認めら れる者に限られる——は、現職復帰(同法 114 条)及び得べかりし賃金額の損害賠償の救済(同

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Acas, 'Getting the coronavirus (Covid-19) vaccine for work: Vaccination in care homes in England,' available at <u>https://www.acas.org.uk/working-safely-coronavirus/getting-the-coronavirus-vaccine-for-work/vaccination-in-care-homes-in-england</u>, last accessed 15 January, 2022.参照

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Miles v Wakefield Metropolitan District Council [1987] AC 539.及び Beveridge v KLM (UK) Ltd [2000] IRLR 765.参照。なお、損害賠償請求が認容されるためには、使用者による就業拒否が労働者の労務提供義務の 履行に当たっての「避けがたい制約 unavoidable impediment」にあたることが求められる (Burns v Santander (UK) plc [2011] IRLR 639.参照。)。また、契約違反(breach of contract)ではなく、不法行為

<sup>(</sup>tort)に基づく損害賠償請求も認められる余地がある(*Devonald v Rosser & Sons* [1906] 2 KB 728)。なお、 ゼロ時間契約(zero-hour contract)を締結する労働者については、契約上、原則として使用者に仕事の提供義 務が認められないことから、ノーワーク・ノーペイの原則に基づき、賃金請求は認められないと解される。この 場合、使用者には、黙示の契約上の義務としての仕事の提供義務の存在が認められないからである。

法 118 条以下)を受けることができる<sup>29</sup>。なお、一定の理由によりワクチン接種の出来ない者に 対して在宅勤務を命じる業務命令を下すなどの手段を採ることは、就労拒否あるいは解雇の代替 手段として、原則適法と解されよう。

さらに、使用者がワクチン接種を就労の条件として労務の受領を拒否する場合、コモンロー契約法上の履行拒絶による契約違反(repudiatory breach of contract)を理由として、当該契約を解除した上で、労働者はかかる使用者の行為を理由とした「みなし解雇 constructive dismissal」 (同法第95条(1)項(c)号)による不公正解雇の訴えを提起することができる。いかなる使用者の 行為が「みなし解雇」に当たるかどうかは個々の事情次第ではあるものの、判例法上、当該使用 者の行為が前述の相互誠実信頼保持に関わる使用者の義務に違反するかどうかが問われてきた<sup>30</sup>。 したがって、ワクチン接種の求めに対し制定法上保護に値する理由により接種を拒否している労 働者に対して、上述したような個別の対応を行わない使用者の行為を理由とする労働者の契約の 解除は「みなし解雇」に当たるといえよう。同法上の「みなし解雇」に当たる場合にも、通常の解 雇と同様に、使用者の行為が合理的かどうかが問われ、不合理であると評価されればそれは「不 公正解雇」として所定の救済を受けることになる。

2. Covid-19 への感染(疑い)による労働者の休業とその補償

2022年2月24日より以前には、労働者が Covid-19 への感染が明らかになった場合、その症状 が顕れた日、あるいは無症状の場合には感染が認められた日の翌日から10日間、法令に基づく義 務として、自己隔離措置を採らなければならないこととされていた<sup>31</sup>。労働者は感染発覚による 自己隔離期間中、労務提供不能に陥るところ、一定の要件を満たす労働者については、1982年社 会保障拠出及び給付法(Social Security Contribution and Benefit Act 1992)に基づく制定法 上の疾病手当(Statutory Sick Pay)を請求することができる。制定法上の疾病手当は、国民保 険料拠出義務を負う一定額以上の稼得を得ている労働者が疾患による労働不能のため所得を喪失 した場合に、当該労働不能期間内に属する労働不能日(day of incapacity) — 通常、当初の3 日間は「待機期間 waiting days」として給付が行われないため、労働義務のない日も含む4日目 以降の労働不能日が疾病手当の支給日となるが、現在(2020年3月13日以降)、Covid-19 関連の 労働不能については待機期間の適用が除外されている<sup>32</sup>— について、使用者がその支払義務を

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Laws v London Chronicle (Indicator Newspapers) Ltd [1959] 1 WLR 698.において、Evershed MR 卿は、 「ある単一の指示に従わない行為が解雇を正当化するのは、それがその性質上、奉公人が契約の履行を拒んだと いうことを(実際に)示すような場合に限られる」とする(*ibid*, 701)。これによれば、労働者が就労の意思を備 えていることを前提として、ワクチン接種の求めに応じないということのみで労務の受領を拒否して代替措置も なく解雇に及ぶことは、不公正な解雇と評価されることになろう。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> さしあたり、London Borough of Waltham Forest v Omilaju [2005] IRLR 35.参照。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (Self-Isolation) (England) Regulations 2020 (SI 2020/1045),第3条(3)項。なお、自己隔離措置義務に違反した場合には過料に処される(同 11 条(5)項)。同規則は、2022 年 2 月 24 日に施行された、The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (Self-Isolation etc.) (Revocation) (England) Regulations 2022 (SI 2022/161) により廃止された。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> The Statutory Sick Pay (Coronavirus) (Suspension of Waiting Days and General Amendment) Regulations 2020 (SI 2020/374) 第 2 条(1)項。

負うものである(同法 151 条以下)<sup>33</sup>。使用者は、同手当の支払い義務を免れるために契約を停止 あるいは解除してはならない(同 153 条 10 項)。それゆえ、使用者は Covid-19 に感染した労働者 を休業させ、同法所定の疾病手当の支払義務を負うことになる。

これに加え、同手当は本来、法所定の労働者が疾病に罹患したことによる労働不能を支給要件 としているものの、今般の Covid-19 感染拡大に伴い、感染による自己隔離のみならず、濃厚接触 の疑い及び英国公衆衛生庁による自主隔離措置の指示を受けた場合についても疾病手当の支給対 象とする諸改正がなされ、これらの要件を満たす労働者についても、感染者と同様に、使用者は 同法所定の疾病手当の支払義務を負うこととされている<sup>34</sup>。これを受けて、現在(2022 年 1 月 31 日)では、Covid-19 関連の理由により制定法上の疾病手当の支払いを行なった使用者のうち従業 員 250 名以下の企業の使用者については、規則に基づき既支払分の手当額の 100%の払い戻しを受 けることができる時限措置(2022 年 1 月 14 日以降 2022 年 3 月 24 日まで)が設けられている<sup>35</sup>。

以上によれば、使用者は、Covid-19 に感染した労働者及び濃厚接触の疑いのある者のほか、感 染の症状が疑われる者についても労働者が公衆衛生庁の指示を受けたことを条件として、休業さ せ、制定法上の疾病手当を支払うということになる。もっとも、とりわけ感染の症状が疑われる 者のうち、自主隔離の指示を受けていない労働者への対応——例えば、職場に到来したものの、 発熱等の症状が見られることから通院命令を出して出社を禁じるなどの措置を採ることは可能な のかどうか、あるいは症状が現れているがゆえに休業する労働者について制定法上の疾病手当の 支払義務を負うか——などについては、さらなる検討が必要である。

(未完)以 上

<u>https://www.legislation.gov.uk/uksi/1982/894/schedule</u>, last accessed January 31 2022.を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> なお、同手当は、3年以内の最大 28 週間(The Statutory Sick Pay (General) Regulations 1982 (SI 1982/894),第3条(3)項)、法所定の一定額(2022年1月現在:£96.35)の受給が認められる(同法 157条(1) 項)。

<sup>34</sup> 現行の疾病手当の支給対象については、The Statutory Sick Pay (General) Regulations 1982 (SI 1982/894), 附則第1条に整理されている。これらの改正の経緯(改正規則)については、Legislation.gov.uk, The Statutory Sick Pay (General) Regulations 1982; Schedule 1, available at

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> The Statutory Sick Pay (Coronavirus) (Funding of Employers' Liabilities)

Regulations 2022 (SI 2022/5). なお、この払い戻しの仕組みは、かつて The Statutory Sick Pay (Coronavirus) (Funding of Employers' Liabilities) Regulations 2020 (SI 2020/512) に基づき、2020 年 5 月 26 日から 2021 年 9 月 30 日にかけて設けられていたものが、オミクロン 株の感染急拡大により、再び時限措置として用意されるに至ったものである。

## ドイツの職域における感染症予防対策

## 第1 職域における感染症予防対策の内容

現時点では、ドイツにおいてコロナワクチンの一般的な接種義務を定めた根拠規定は存在せず (その可能性については後述)、感染症予防法(Infektionsschutzgesetz – IfSG)が一定の疾病 等について例外的に義務規定を定めているに過ぎない<sup>36</sup>。同時に、同法 20 条 6 項によると、連邦 保健省は連邦参議院の承認を経ることによって接種義務に関する政令を公布することができ、同 省がこの権限を行使しない場合には、同条 7 項に基づいてラント(州)政府が同様の政令を公布 することができるとされている。2021 年 2 月 8 日のコロナワクチン接種規則(Coronavirus-Impfverordnung – CoronaImpfV)は、基本的にはワクチン接種を「義務」というよりも「権利」と して位置づけ、ドイツの疾病保険加入者やドイツ国内の居住者・滞在者に予防接種を受ける権利 を認め、なおかつ年齢や就業場所ないし職種によって優先順位を定めるものである。

労働関係の当事者を対象とした感染対策は、職場の安全衛生の問題に他ならない。その基本法 ともいえる労働安全衛生法(Arbeitsschutzgesetz - ArbSG、以下「安衛法」とする)は、18 条に おいて連邦参議院の承認を条件に連邦政府に政令・施行規則(Rechtsverordnung)の制定権限を 付与し、使用者が講ずべき措置義務の明確化・具体化を図る仕組みになっているところ、感染対 策については 2021 年 1 月 21 日のコロナ労働安全衛生規則 (SARS-CoV-2-Arbeitsschutzverordnung - Corona-ArbSchV、本稿では以下「コロナ則」とする)に委ねられるこ ととなった。コロナ則は 2022 年 3 月 19 日の経過をもって失効する時限立法として制定され(7 条)、就労の際のコロナウィルスへの感染リスクを低減させ、就業者の安全と健康を保護すること を目的としている(1条1項)。そして、使用者に感染症対策のための必要な措置を講じる前提と してリスクアセスメント (Gefährdungsbeurteilung) の実施義務を課すとともに (2条1項)、必 要に応じて就業者にマスクを支給する義務を課し (2 条 2 項)、事業場内においてわが国でいう「ソ ーシャルディスタンス」を確保するよう義務づけ、なおかつ就業者に対して所定の方法による検 査を提案するよう義務づけている。そして、ワクチン接種については5条において、「使用者は、 就業者が労働時間中にコロナワクチンを接種することができるようにしなければならない。使用 者は、事業場において住民を保護するために予防接種を実施する産業医または産業医の企業横断 的な職務遂行について、組織的及び人的にこれを支援しなければならない。」(1 項)、「就業者は Covid-19に感染した場合の健康リスクに関して必要な情報提供を受け、ワクチン接種の可能性に 関して情報提供を受けるものとする。」(2項)といった定めがなされている。

このように、少なくともドイツの明文規定においては、ワクチン接種を含む感染対策は労働者 (就業者)の権利であり、これを促進し実現するための種々の措置を講じる義務を使用者に課す という形になっている。

<sup>36</sup> 同法 20条8項以下のはしかの予防接種に関する規定など。詳細は佐々木報告参照。

## 第2 背景

ドイツにおけるコロナ感染は、2020年1月下旬に中国人と接触したドイツ人の感染に始まり、 その後に同じ会社に勤務している者や武漢からの帰国者の中から見つかった後、同年2月下旬か ら本格的に拡大していった。これを受け、3月12日に社会的接触等のガイドラインが公表され、 翌13日には時限立法により操業短縮手当(Kurzarbeitergeld)の支給要件が緩和され、支給対象 が拡大されることとなった<sup>37</sup>。メルケル首相(当時、以下同じ。)は18日のテレビ演説<sup>38</sup>におい て、感染拡大を阻止するために私権の制約もやむなしとする程の状況である旨国民に訴えるや、 5日後の23日には早くも接触・外出制限令の発令によるロックダウンを宣言した。これが功を奏 したのか感染は下火となり、5月6日にはロックダウン緩和の方針が発表される。少なくともこ の年の夏の休暇シーズンにおいては、ドイツ国民はそれなりの自由を満喫することができ、第1 波の段階においてはヨーロッパ諸国の中でもドイツはコロナ対策優等国と称されていた。

しかし休暇明けの8月下旬から再び感染者が増え始め、10月に入るとさらに急増し、第2波に 突入した。これを受け、11 月 2 日から 30 日までの約 1 か月間に部分的なロックダウン措置が実 施され、レストラン、バー、スポーツジム、映画館などが閉鎖され、集会は2世帯 10 人以下に制 限されたうえ、不要不急の旅行の自粛などが促された。ワクチン接種が開始されたのはこの年の 12 月末からであった。こうした対策が講じられる中、年が明けて 2021 年 2 月に入る頃には新規 感染者数が落ち着き始めたため、3月初頭から段階的に各種制限が緩和されていったものの、3月 半ばになると変異ウイルスの拡大により新規感染者数が再急増し、第3波に突入した。メルケル 首相は同月 23 日、第 3 波を抑え込むべく 4 月 1 日から 5 日までの復活祭期間中にロックダウンを 実施する旨発表し、食料品店以外のほぼ全ての店舗を閉鎖し、市民には自宅にとどまるよう促し た(各州首相との合意により、同月 28 日までの期限を4月 18 日まで延長)。さらに4月 22 日に は、全国規模の流行状況における住民保護に関する第4次法 (Viertes Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epodemischen Lage nationaler Tragweite) の改正が行われ、これによ って規制権限を連邦政府に一任し、過料を伴う公共の場や家庭内での人の接触制限、学校や飲食 店等の施設の閉鎖(ワクチン接種者(Geimpfte)と感染回復者(Genesene)以外の者について入場 制限をする「26 ルール」)、夜間(22 時から翌朝5時)の外出制限等の「非常ブレーキ」等が可能 になった<sup>39</sup>。8月24日以降は、全国16州で「3Gルール」が実施され、その後11州がこれと並行 して 2G ルールを導入した。「3G」とは上記 2G のほか陰性証明取得(Getestet)を加えた 3 つの G を表すものである。

この年の6月後半から7月初旬にかけ、新規感染者数は3ケタになったものの、7月後半から 微増傾向となり、秋以降1万人を超える日が散見されるようになる。そして11月4日、過去24 時間の新規感染者数が3万3949人と過去最多を記録した。ワクチン接種者は人口の66.9%にと どまり、接種を終えていない人の間で感染が急拡大したと言われている。シュパーン保健相は、 コロナの第4波が本格的に到来したと警告した。12月には政権が交替し、8日にショルツ新首相 が就任することとなったが、その直前の2日、メルケルは26ルールを全国に適用した。21日、新

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 詳細は和田肇編著『コロナ禍に立ち向かう働き方と法』(日本評論社、2021 年)75 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> https://japan.diplo.de/ja-ja/themen/politik/-/2331262

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 連邦憲法裁判所はこの法律に関して 2021 年 11 月 21 日決定により合憲との判断を下すものの、下級審におい ては違憲判決も見受けられる。詳細は<u>http://jdga.sakura.ne.jp/jdga/kaffeepause/20210124-2/</u>

たな首相となったショルツは、ワクチン接種済の人にも行動制限を広げると発表し、接種者も私 的な集まりの人数を10人までに制限し、クラブやディスコも閉鎖するとした。

新規感染者数は 2021 年 11 月末をピークに減少傾向となり、2022 年 2 月 16 日、コロナ感染は ピークを過ぎたとして、連邦政府と各州政府が各種規制を 3 月 20 日までにほぼ撤廃することで合 意した。ただ、屋内でのマスク着用義務は、負担が軽く有効性が高いとして当面持続し、将来の 感染拡大阻止のため、ワクチン義務化の導入方針も維持するとしている。

第3 特徴

1、職場における感染対策としてのコロナ則

前述のように、ドイツにおける職場の感染対策の要は、安衛法とこれに基づいて施行されたコ ロナ則である。コロナ則は 2021 年 1 月 21 日に制定された後、短期間に微調整的な数次の改正を 経て 2022 年 3 月 19 日失効の時限立法としてその役目を終えた(7条)。

コロナ則は、就労の際のコロナウィルスへの感染リスクを低減させ、就業者の安全と健康を保 護することを目的としている(1条1項)。そして、使用者に感染症対策のための必要な措置を講 じる前提としてリスクアセスメント(Gefährdungsbeurteilung)の実施義務を課すとともに(2条 1項)、必要に応じて就業者にマスクを支給する義務を課し(2条2項)、事業場内においてわが国 でいう「ソーシャルディスタンス」を確保するよう義務づけ(3条)、なおかつ就業者に対して所 定の方法による検査を提案するよう義務づけている(4条)。また、ワクチン接種については5条 において、「使用者は、就業者が労働時間中にコロナワクチンを接種することができるようにしな ければならない。使用者は、事業場において住民を保護するために予防接種を実施する産業医ま たは産業医の企業横断的な職務遂行について、組織的及び人的にこれを支援しなければならない。」 (1項)、「就業者は Covid-19 に感染した場合の健康リスクに関して必要な情報提供を受け、ワク チン接種の可能性に関して情報提供を受けるものとする。」(2項) といった定めがなされている。

コロナ則は、2条2項2文に定める就業者のマスク着用義務を除き、基本的には他の安全衛生 法規と同様、労働者(就業者)保護のために使用者に一定の措置義務を課す内容となっている。 ドイツの安全衛生法規は、「労働者の安全・生命につき民法 618条によって使用者に課された配慮 義務の内容を具体化し」、「その保護義務が BGB618条1項を通じて労働契約上の権利に転移する場 合には、技術的な労働保護規定には二重効(Doppelwirkung)が認められる」とされ<sup>40</sup>、公法的規 制にとどまらず私法上の請求権という二重の効力が生じると考えられている。このため、コロナ 則は性質上可能な限り労働者の労働契約上の請求権と化す可能性を持つ一方で、ワクチン接種な どの感染対策を労働者に義務として課すためには、別途の法的根拠が必要となる。以下、その可 能性に関するドイツ法学における直近の議論を概観する。

- 2、労働契約上の権利義務への影響
  - (1) ワクチン接種 41

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> BAG U. v. 10.03.1976-5 AZR 34/75, BAG U. v. 12.8.2008 - 9 AZR 1117/06

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> ワクチン接種と労働法上の問題に関する参考文献として、Fuhlrott/Fischer, Impfpflicht im Arbeitsverhältnis?, NJW 2021, 657., Naber/Schulte, Können Arbeitnehmer zu einer Corona-Impfung oder einem Impfnachweis verpflichtet werden?, NZA 2021, 81., Stöhr, Ablehnung der Corona-Impfung als Kündigungsgrund?, NZA 2021, 1215., Gräf:, Der Impfstatus im Arbeitsverhältnis, NZA 2021, 1361.

労働関係において労働者にワクチン接種等を義務付けることは可能であろうか。前述のように コロナ則は、ワクチン接種に労働者がアクセスしやすくなるよう、使用者に種々の配慮や措置を 求めることを基本的な内容とするものであり、接種を義務付けるためには法令上別段の根拠を必 要とする。もっとも、労働関係を規律する法規範は国家の法令にとどまらず、労働協約、事業所 協定、労働契約など集団的ないし個別的な合意によって形成された自治的規範をも含むものであ るため、これらによって労働者に一定の行為を義務付けることが可能であり、その中にワクチン 接種等を踏ませることも理論上まったく不可能というわけではない。

この問題を検討する際、念頭に置くべきは憲法上の規定である。ドイツにおいては、憲法上自 由な人格発展の権利(Recht auf die freie Entfaltung seiner Persönlichkeit、2条1項)お よび身体的不可侵の権利(Recht auf Leben und körperliche Unversehrtheit、2条2項)が保 障され、ワクチン接種その他の医療行為の実施・普及においては、これら基本権が十分に斟酌さ れなければならない。他方、両者は無制限に保障されるものではなく、前者については「他者の 権利を侵害せず憲法秩序および道徳律(Sittengesetz)に反しない限り」において保障されるも のとされ、後者の権利に対しては法律に基づく制限が許容される旨規定されている。それに加え て、企業経営に携わる使用者には基本法 12条(職業の自由)および 14条(財産権)を援用する 方途が認められている。後述のように労働者がワクチン接種のような医学的侵襲を拒否しうるか 否かの議論においては、こうした基本権規定の内容が判断要素として斟酌される。

① 労働協約 (Tarifvertrag)<sup>42</sup>

労働協約によって医学的侵襲を伴う行為を労働者に義務づけることは不可能ではない。連邦労 働裁判所(Bundesarbeitsgericht、以下「BAG」とする)は、「労働者が労働協約上の規定に反して 医師の診察を拒否し、当該診察によって継続的な就労の可否が判明するような場合においては、 解雇を正当化しうる」として労働協約による労働者の受診義務の創設を認めている<sup>43</sup>。また、ワ クチン接種の事案ではないもの、2018 年の BAG 判決は以下のように指摘する<sup>44</sup>。

「協約当事者は協約規範を設定する際に、基本法(基本権)に直接拘束されるものではないが、 基本権を不適切に制限する協約規定は許されない。医師の診察とそれに続く使用者への個人デー タの開示は、基本法1条1項と相まって2条1項により労働者の一般的人格権への侵害につなが り、なおかつ基本法2条2項1号により身体的不可侵への侵害にもつながる。これに対し使用者 は基本法12条(職業の自由)および14条(財産権)を援用することができる。このような枠組 みに鑑みれば、医師の診察を受容しこれに協力する労働者の義務は必ずしも基本法に反するもの ではない。しかしながら、健康診断を受診する一般的な義務規定があるからといって、医師や使 用者が有益と判断する全ての診察を無制限に実施できるということを意味するものではない。む しろ、要請された診察に関する使用者の利益と、私的領域の維持と身体の不可侵性に関する労働 者の利益とが利益衡量される。使用者の正当な利益が存する限り、使用者が要請する医師の診察 に対する労働者の協力義務は、労働者の法的地位を過剰に侵害することにならない。労働能力に 疑いがある場合にはかかる使用者の利益は肯定される。というのも、就労不能の労働者は契約上

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 注:労働協約法の邦語訳については、山本陽大編著『現代ドイツ労働法令集』(労働政策研究・研修機構・ 2022 年) 217 頁以下参照。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> BAG v. 6. 11. 1997-2 AZR 801/96

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> BAG v. 25. 1. 2018-2 AZR 382/17

予定された労務提供義務を履行する状況にないからである。」

単なる医師の診察と同等に扱うことはできないものの、上記の判旨はワクチン接種という形態 での医学的侵襲を労働者に義務づけることの可否を検討する際に参考となる。すなわち、労働協 約による労働者への義務付けは一般的には許容されるものではないが、極めて限られた状況にお いてのみ、すなわちワクチン接種実施に関する使用者の利益が労働者の身体に関する利益を凌駕 すると評価されるのであれば、理論上可能というわけである。その際には、コロナウィルスの感 染状況、ワクチンの効果と副作用などが斟酌されることとなろう。

② 事業所協定(Betriebsvereinbarung)

ドイツには企業横断的に組織される労働組合のほか、労働者の利益代表組織として、事業所組織法(BetrVG)に基づく事業所委員会(Betriebsrat)を中心とする企業内(事業所内)の従業員代表制度が設けられている<sup>45</sup>。

ドイツの民間企業の事業所においては、従業員代表選挙資格を有する労働者が常時 5 人以上雇用されている場合、労働者数に応じた数の従業員代表委員が、当該事業所の労働者らよって選出され、事業所委員会を構成する。使用者と事業所委員会は、少なくとも毎月1回定期的に協議し、当事者間で争いのある事項に関しては合意形成の誠意をもって交渉し、意見の対立を解決するために積極的な提案を行わなければならないとされている(BetrVG 74 条 1 項)。

事業所協定によるワクチン接種義務付けの可否については、基本的には労働協約の場合とほぼ 同様と考えられる。すなわち、使用者及び使用者によって保護されるべき者の基本権が、労働者 の身体的不可侵の権利等に優越するか否かが決め手となるものの、そのように評価されるケース は極めて稀なものと考えられている。

3 労働契約

通常、労働関係とそれに基づいて生じる使用者の指揮命令権(営業条例(Gewerbeordnung)106 条)からワクチン接種に関する権利義務を抽出することはできない。予め労働契約上の合意とし て盛り込むことについては、BGB305条以下の普通契約約款規制、特に307条に基づく公正コント ロールに服することとなる。同条は、「普通契約約款の規定は、利用者の契約相手方を信義誠実の 要請に反して不適切に不利に取り扱う場合は無効とする」と定め(1項)、「法規定の本質的な基本 思想から逸脱し、あるいはこれと合致しない場合」(2項1号)および「当該契約の性質から生じ る実質的な権利義務が、当該契約目的の達成を危殆化せしめる場合」(2項2号)には、1項にい う「不適切な不利益取扱い」があるものとされる。

ワクチン接種義務に関する労働契約上の合意が同条に抵触するか否かについては、前述の BAG2018 年判決が参考になる。特に、2項1号の「法規定の本質的な基本思想」から逸脱するか否 かの判断に際しては、前述の労働協約に関する問題と同様、労使双方の基本権に即した利益衡量 が重要な意味を持つこととなる。

④ 小括

ワクチン接種は原則として労働者個人の自由意思に委ねられ、少なくとも労働協約・事業所協 定、労働契約などいかなる労働法上の法源をもってしてもこれを強制することはできない。理論

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> ドイツの従業員代表制の沿革、制度趣旨とその詳細および実態については、藤内和公『ドイツの従業員代表制 と法』(法律文化社・2009 年)参照。また条文の法誤訳としては、山本陽大・前掲書 225 頁以下参照。

上例外を認める余地があるとすれば、基本法に裏付けられるワクチン接種を実施する使用者の利益(職業の自由、財産権)が労働者の利益(一般的人格権、身体的不可侵)を上回ると評価される 場合に可能となるものの、そのようなケースはコロナ禍においては通常想定しがたいものであろう。

(2) テレワーク

感染対策としてのテレワークについては、使用者がこれを業務命令として実施させることがで きるのか、また労働者の側から請求できるのかという2つの問題に大別することができる。

制定当初のコロナ則2条4項には、「使用者は、事務労働ないしこれと同様の職務の場合におい ては、事業運営上やむを得ない事由がその妨げとならない限り、就業者の住居でこれを遂行する よう申し出なければならない」旨規定されていた。同項は使用者による「申出の義務」に過ぎず、 使用者の命令権(労働者の義務)を根拠づけるものではない。営業条例106条に基づき、使用者 は労働者に対して、労務提供の内容、時間、場所に関して指揮命令権を有しているが、労働契約 上定められた範囲で行使できるに過ぎず、在宅就労に配置する権限を当然に持っているわけでは ない。さらに、住居の不可侵を保障する基本法13条ゆえに、使用者は原則として職場としての住 居に介入する権限を持たず、労働者はその住居と私生活領域を就労のために開放することを強制 されない。したがって、労働者の明確な同意により、当該労働契約において、在宅勤務ないしテ レワークに関する合意がなされていない限り、テレワークを命ずる使用者の権限(=労働者の義 務)は抽出されない<sup>46</sup>。

逆に労働者の側からテレワーク等を請求することができるかという点については、これも労働 契約上別段の合意がない限り労働者の請求権は否定される<sup>47</sup>。他方、使用者に課せられる安全配 慮義務(BGB618条)の観点から、状況次第では労働者に在宅勤務を要請する義務が課せられる可 能性もある<sup>48</sup>。

(3) 事業場におけるマスクの着用

コロナ則で唯一労働者(就業者)に義務を課しているのは、マスクの着用義務である。2条2項 2 文は使用者によって支給されるマスクないしこれと同等のマスクを着用しなければならないと 定められている。営業条例 106 条によると、使用者は公正な裁量に基づいて労務提供の内容、場 所、時間を決定することができるとされているため、使用者は労働契約上の指揮命令権の行使に より、事業場の労働者に対し感染対策の一環として鼻及び口の保護具であるマスクの着用を命じ ることができ、労働者はそれが適法な要請である限り従わなければならない。他方、同条3 文で は使用者は裁量権の行使に際しては労働者の保護法益に配慮しなければならないとされている。 このため、健康上の理由からマスクの着用が困難ないし不可能な場合には、当該労働者は医師の 診断書の提出によってマスク着用を免除される余地がある<sup>49</sup>。

3、賃金支払いに関する問題

コロナ禍においては、感染対策その他労使双方それぞれの事情や思惑ゆえに、労働者が出勤せ

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> Kein Anspruch auf Homeoffice, AuA 2021, 14.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> ArbG Augsburg, U. v. 7. 5. 2020-3 Ga 9/20.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Schmitt-Rolfes, Anspruch auf(?) und Beendigung von Telearbeit, AuA 2021, 13.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Befreiung von der Maskenpflicht am Arbeitsplatz, AuA 2021, 16. その際に、提出すべき診断書にどの程度 詳細な記載を求めることができるかが問題となるが、今後の検討課題としたい

ず労務提供がなされないことも少なくない。このような場合における反対給付たる賃金請求権の 帰趨については、ドイツでは私法の基本法である民法(Bürgerliches Gesetzbuch、BGB)に基づ いて判断される。

受領遅滞及び危険負担について定めた BGB615 条は、「指揮命令権者に労務の受領に遅滞があっ た場合、労務提供者は当該遅滞によって提供できなかった労務に対応する賃金を、その労務を事 後的に提供することなく請求することができる。(中略)第1文・・・は、使用者が休業のリスク を負担する事例において準用する。」と規定し、労務提供につき一時的障害が生じた場合の賃金に ついて定めた 616 条は、「労務提供義務を負う者は、その個人的な理由によりその責めに帰すこと なく比較的僅少な時間労務提供が妨げられたことによって、賃金請求権を失わない。(以下略)」 と規定する。コロナ禍における労務提供の障害と賃金請求権の問題については、概ねこれらの規 定の援用によって解決が図られると思われる。想定される事態としては、①感染を恐れて自宅か ら出ない労働者に賃金請求権はあるか、②感染対策を理由に学校や保育所が閉鎖された状況で子 の養育を理由に在宅している労働者に賃金請求権はあるか、③使用者が感染の疑いのある労働者 帰宅させた場合に当該労働者に賃金請求権はあるか、④感染予防法に基づく就業禁止下にある労 働者の賃金請求権、⑤事業場がコロナ禍が原因で生産を停止し一時的に閉鎖された場合の賃金請 求権、⑥事業場におけるコロナウィルスまん延防止のため当該事業場の一部ないし全部につき立 入禁止とした場合の賃金請求権、などといった場合であるが<sup>50</sup>、詳細は今後の検討課題とする。

第4 効果

上記「第3 特徴」で検討した労働法関係上の措置、とりわけ安全衛生法規に基づく使用者の 措置が、感染対策としてどの程度の効果を上げたかを正確に測ることは難しい。感染症は職場の みにまん延するものではなく、社会全体で取り組まなけれならないものであるため、感染症対策 の効果の有無・程度もまた国レベルないし社会全体を俯瞰して測られなければならない。実際、 「第2 背景」を概観すると、第1波から第4派にかけて、国または州レベルでのロックダウン や2G・3Gルールなどの行動制限が実施された後に感染者数の減少傾向が顕著となっている。この ような状況変化に対し、労働法上の施策がどのような影響を与え、また与えなかったか、特に労 働者にワクチン接種等を促進する(義務付けではない)安全衛生関係の法令が、どの程度国民の 接種率を向上させたかは、今後より一層の詳細な検証が必要となる。

第5 課題と今後の方向性

ドイツにおいて最後に残された課題は、国民にワクチン接種を義務付ける法令ないし制度の導 入であり、ショルツ政権はこれを進める方針を維持している。問題はかかる制度が施行された際 に、ワクチン接種を拒否する国民に対しても、罰則その他の制裁をもって接種義務を課すことに つき憲法上の疑義が生じないかという点である。前述のように、憲法2条2項によって保障され た身体的不可侵の権利は、他者の権利、憲法秩序及び道徳律によって制約される。このため、ワ クチン接種を国民ないし州民に義務化することが合憲とされるためには、コロナウイルスのまん 延状況ないしそのおそれなどに鑑みた接種の必要性、ワクチンの効果と副作用、接種者の負担な

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Däubler, Arbeitsrecht in Zeiten der Corona-Krise, 2020., S. 108ff.

ど諸般の事情が総合考慮されることになると思われる。

また、こうした国民・州民を適用対象とした公衆衛生上の制度が労働関係上の法解釈にどのよ うな影響を及ぼすだろうか。この点については、受動喫煙訴訟と受動喫煙防止法令との関係が参 考となる。1970年代以降、ドイツでは就業者が職場の禁煙措置を求めて雇用主を訴える事案が散 見されるところ<sup>51</sup>、その多くは BGB(民法典)618条に定める使用者の安全配慮義務(保護義務) の履行請求という形で提起され、義務の具体的内容は安全衛生関係の政令、特にこの場合は使用 者の受動喫煙対策を義務付けた職場の安全衛生に関する命令(Arbeitsstättenverordnung)5条に よって確定される<sup>52</sup>。同時に、ベルリン所在のカジノでの勤務時間中にタバコ煙のない職場を提 供すべき旨の請求を認容した 2009年の BAG 判決は、安全衛生法規のほか、当該カジノの営業形態 から実質上レストランに該当するとしたうえで、レストランでの喫煙を禁止したベルリン州受動 喫煙防止法の規定を援用している。この判決は、公衆衛生の法規定は、その性質上職場の安全衛 生をも包摂する場合、労働関係上の権利義務を設定するのと同等の効果をもたらす可能性を示唆 している。

では、国民・州民を対象とするワクチン接種義務が法制化された場合、受動喫煙防止のための 法令が労働者の権利を後押しするのと対照的に、使用者の接種命令権及び労働者の接種義務を根 拠づけるのか否か、慎重な検討が求められるところである。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> その概要については、原俊之「外国労働判例研究 219 回・保護義務の履行請求としての「タバコ煙のない職場」の請求」労旬 1892 号 28 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> ドイツの判例においては、「公法上の労働保護規定は、労働者の安全・生命につき民法 618 条によって使用者 に課された配慮義務の内容を具体化し」、「その保護義務が BGB618 条 1 項を通じて労働契約上の権利に転移する 場合には、技術的な労働保護規定には二重効(Doppelwirkung)が認められる」とされている(BAG U. v. 10.03.1976-5 AZR 34/75、BAG U. v. 12.8.2008 - 9 AZR 1117/06)。

## 【ドイツの職域における感染症予防対策】

佐々木達也 名古屋学院大学

【第1 職域における感染症予防対策の内容】

1. 従来の法状況

ドイツにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大以前においては、原則として、ワクチン 接種は任意であった。その例外として、①軍人法(Soldatengesetz)第17a条による健康維持義務、 ②感染症予防法(IfSG)第20条第8項以下によるはしかワクチン接種義務が法律により定められ ている<sup>53</sup>。

①については、第17a条第2項第1文が、「軍人は、以下の場合にのみ、その意思に反して医師 による措置を受忍しなければならない」と定めており、医師による措置を受けなければならない 場合の一つとして、「感染症の予防及び克服に資する場合」(同条項第1号)が挙げられている。同 条は実質的には包括的なワクチン接種義務を定めており、感染症予防法 20 条第 8 項以下のような 特定の感染症のみを対象とした規定ではない。この規定の目的は、特に国外に軍人を動員するこ とが可能であることを保障するものである。このようなワクチン接種義務は、ドイツ基本法 (Grundgesetz)第2条第2項第1文により保障される身体的不可侵に関する基本権と牴触が問題 となるが、軍人法第17a条第2項2文が「身体的不可侵(ドイツ基本法第2条第2項第1文)はそ の限りで制限される」旨規定している。他方で、医師による措置が個別具体的な軍人にとって生 命又は健康への著しい危険を伴う場合には、期待不能な意思による措置として軍人は拒否するこ とができ、その中にはワクチン接種も含まれている。②については、はしかのみを対象としてお り、軍人法17a条を除くと、議会制定法により唯一定められたワクチン接種義務である。

以上のように、従来において法律上によりワクチン接種を義務付けられていたのは、ごく限ら れた職業及び伝染病のみであったところ、コロナウイルスパンデミックとの関連において、最近 では、職域におけるコロナウイルスに対するワクチン予防を強化するために感染症予防法が改正 され、感染症予防法第 28b 条(コロナウイルス感染症の拡大を阻止するための連邦全土の統一的保 護措置、命令への授権)の改正 <sup>54</sup>や同法第 20a 条(COVID-19 に対する免疫証明)の新設 <sup>55</sup>など大き な動きが見られる <sup>56</sup>。

2. 感染症予防法第 28b 条

2021 年 11 月 24 日改正において、第 1 項は、「使用者及び就労者(Beschäftigte)が、現行コロ ナ保護措置例外規則第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 6 号の意味におけるワクチン接種を受けた者、 快復者又は検査を受けた者であり、同規則第 2 条第 3 号、第 5 号及び第 7 号の意味におけるワク チン証明、快復者証明又は検査証明を携行し、自由に管理することができ、又は使用者に預けた

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Vgl. Huster/ Kingreen, Handbuch Infektionsschutzrecht, Beck, 2021, § 5 Rn.22 ff.(Pixen)

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 2021 年 11 月 24 日改正。その後、2022 年 3 月 10 日にも改正がなされている。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> 2021 年 12 月 10 日改正。その後、2022 年 3 月 10 日にも改正がなされている。

<sup>56</sup> ドイツにおける新型コロナウイルス感染症に対する措置の最新の情報は、在ドイツ日本大使館ホームページ (https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html:最終閲覧日 2022 年 3 月 25 日)も参照。